京　都　新　聞
広告掲載基準

2016年4月改訂

2016年6月17日一部改訂

発行　京都新聞COM営業局

本 社 営 業 部　〒604-8567 京都市中京区烏丸通夷川上ル　Tel.075-241-6172
東 京 営 業 部　〒100-0011　東京都千代田区内幸町2-1-4 日比谷中日ビル3階　Tel.03-3572-5411

社　　是

1．われらは正義を守る

1．われらは自由を守る

1．われらは真実を守る

京都新聞広告倫理綱領

京都新聞は、広告の持つ社会的使命に徹し、生活向上と地域社会の発展と繁栄に寄与するようにつとめます。

1．広告は読者の信頼にこたえるものでなければならない
1．広告は真実を伝えるものでなければならない
1．広告は紙面の品位を損なうものであってはならない
1．広告は関係諸法規に違反するものであってはならない

目　次

1．広告掲載基準　総則 7
（1）広告の掲載権
（2）内容の審査
（3）責任の所在
（4）広告主の明示
（5）広告の内容、目的
（6）広告の使用言語
（7）基本的人権の尊重
（8）本掲載基準の解釈、改訂

2．一般表示基準 8
（1）掲載不可の広告 8
（2）著作権、商標・意匠などの知的財産権やパブリシティ権 8
（3）不当な表示について 10
（4）比較広告 11
（5）価格表示について 11
（6）懸賞および景品類提供の基準 14
（7）クーポン広告 16
（8）インターネットサイトの広告 18
（9）2次元コード（QRコード）等の使用について 18
（10）環境、安全性に関する表示 18

3．経済、金融取引に関する広告 19
（1）動・植物の預託取引の広告 19
（2）出資金募集、預かり金の広告 19
（3）貴金属の現物取引の広告 19
（4）割賦販売等の広告 19
（5）前払式特定取引の広告 21
（6）プリペイドカードなどの広告 21
（7）代理店、特約店、フランチャイズチェーン店、内職、副業などの募集広告 22
（8）消費者金融や貸金業の広告 23
（9）銀行等の広告 25
（10）保険の広告 27
（11）投資信託（ファンド）、債権等の募集広告 28
（12）投資運用業、投資助言・代理業の広告 29
（13）商品先物取引の広告 30
（14）流動性の低い有価証券や抵当証券などの広告 31
（15）流動性の高い有価証券やデリバティブ取引等の広告 31
（16）不動産特定共同事業の広告（不動産証券小口化投資） 32

4．特定商取引に関する広告 34
（1）訪問販売、展示販売の広告 34
（2）通信販売の広告 34

（3）連鎖販売取引の広告・・・

(10)医療関係の広告で掲載できないもの・・・

(2)必要表示事項 112
(3)特定用語の使用基準 112
(4)物件の内容、取引条件に係わる表示基準 113
(5)特定事項の明示義務 118
(6)建築条件付土地取引における建物に関する表示 119
(7)予告広告 119
(8)副次的表示 120
(9)シリーズ広告 120
(10)節税効果等の表示基準 120
(11)入札および競り売りの方法による場合の表示基準 121
(12)定期借地権の広告 121
(13)海外の不動産の広告 122
(14)必要な表示事項の適用除外 122
(15)二重価格表示、割引表示 122
(16)不当表示の禁止 123
(17)景品類の提供の制限 127

16. 宗教などに関する広告 139
(1)宗教などに関する広告 139
(2)易、運命鑑定の広告 139

17. 人事関係に関する広告 140
(1)尋ね人の広告 140
(2)退社に関する広告 140
(3)信用調査業の広告 140
(4)結婚紹介業などの広告 140

18. 政治に関する広告 142
(1)選挙に関する広告 142
(2)選挙広告掲載の注意事項 146
(3)政党およびその他の政治団体の広告 147
(4)公職者等の禁止されている広告について 148
(5)有料インターネット広告について 149

19. 意見広告 150

20. 弁護士等の資格者団体の広告 151
(1)弁護士の広告 151
(2)司法書士の広告 152
(3)税理士の広告 153
(4)公認会計士の広告 153
(5)弁理士の広告 153
(6)行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士の広告 154

21. その他の個別広告・・・

1. 広告掲載基準　総則

（1）広告の掲載権

広告の掲載権は、本社にあります。内容によっては掲載をお断りすることがあります。
この処理に関する理由を明示する義務を負いません。

（2）内容の審査

広告掲載の可否については、京都新聞広告掲載基準に基づいて審査を行い、必要に応じて関係官庁へ問い合わせたり、一般社団法人関西広告審査協会に調査を委嘱する場合があります。

（3）責任の所在

本紙に掲載される広告は、広告主がその一切の責任を負います。その内容で本社が損害を受けた場合は、すべて広告主に負担いただきます。

（4）広告主の明示

本紙に掲載される広告は、責任の所在を明らかにするため、広告主の名称、所在地、電話番号を広告中に明示してください。ただし、一般によく知られている会社名、団体名、ブランド名の場合、容易に責任の所在を確認できると判断したものは、この限りではありません。

（5）広告の内容、目的

広告する主体者および広告の内容、目的は明確にしてください。一般読者が理解できない内容や意図が不明なものであってはなりません。

（6）広告の使用言語

広告は日本語表示を原則とします。全文を外国語で表示する場合は、日本語訳も表示してください。合理的理由により外国語表示だけを認めた場合は、訳を書面で提出してください。認知度の低い外来語を使用する場合は、注釈を表示するなど一般読者が理解できるようにしてください。

（7）基本的人権の尊重

広告は基本的人権を侵害するものであってはなりません。他を差別、もしくは差別を助長する内容、表現であってはなりません。

（8）本掲載基準の解釈、改訂

本掲載基準の解釈は、本社がそのすべてを解釈するものとします。
また、法令などの制定、改廃等によっては本掲載基準を予告無く改訂する事があります。

2. 一般表示基準

(1)掲載不可の広告

1)次の事項に抵触する広告は掲載しません。

1. 広告する主体者および広告の目的が不明、あいまいなもの。
2. 国際条約、国内法規に違反および違反を助長する表現のもの。
3. 社会秩序を乱す次のような表現のもの。
   ア)暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの。
   イ)醜悪、残酷、猟奇的で不快感を与えるおそれのあるもの。
   ウ)性に関する表現が露骨、わいせつなもの。
   エ)その他、風紀を乱し、犯罪を誘発するおそれのあるもの。
4. 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの。
5. 投機、射幸心をあおる表現のもの。
6. 非科学的または迷信に類するような内容で、読者に不安、損害をあたえるおそれのあるもの。
7. 本紙の記事を無断で引用したり、本紙の記事を訂正あるいは否定、中傷するもの。
8. 事実に反して、本社が広告主や広告の内容を支持したり、商品を推奨、保証しているかのような表現のもの。
9. 基本的人権の侵害につながる差別的表現のあるもの。
   ア)人種、民族、身分、地位、地域、職業、職種、性別、病気、障害などを理由に差別するもの。
   イ)他を中傷したり、名誉棄損やプライバシーを侵害するもの。
   ウ)セクシャルハラスメントとなるおそれのあるもの。
10. 氏名、写真、談話および商標、シンボルマーク、著作物などを無断で使用するもの。
11. 詐欺的なものやいわゆる不良商法とみなされるもの。
12. その他、本社が不適当と判断したもの。

(2)著作権、商標・意匠などの知的財産権やパブリシティ権

1)皇室、各国王室や日本国旗、外国の国旗について（商標法第4条、不正競争防止法第16条〈外国の国旗等の商業上での使用禁止〉）

1. 皇室、皇族にかかわることを使用する場合は、その尊厳を損なうものは掲載できません。
   各国王室、元首を扱う場合も同様です。
2. 日本国旗を商標として使用できません。国旗の意匠を使用する場合は、その尊厳を損なったり、政府機関が関与していると誤認を与えるような使用はできません。
3. 外国の国旗、紋章を商標として使用できません。
4. 写真、紋章、談話、日本国旗、外国の国旗等を使用する場合は、宮内庁または当該大使館の承諾が必要です。
5. 「宮内庁御用達」の表示は、現在この制度が存在しないので使えません。
   ただし、歴史的事実として表示することはできます。

2)国際連合旗、赤十字標章等について（商標法第4条、不正競争防止法第17条〈国際機関の標章の商業上での使用禁止〉、国際連合旗規定、赤十字標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条）

1. 国際連合旗、国際機関標章の商業目的での使用はできません。また、国際機関が関与していると誤認を与えるような使用もできません。
2. 赤十字標章や特殊標章(赤新月、赤獅子太陽、レッド・クリスタル)は、みだりに使用できません。使用の場合は関係機関の承諾が必要です。

3）肖像権、パブリシティ権、著作権、商標権について（商標法、著作権法、測量法、特許法、実用新案法、意匠法）

1. 個人および特定の肖像、氏名、名称は無断で使用できません。権利者や所属団体の承諾が必要です。（商標法第4条8）
2. 他人の著作物、商標などを使用する場合は、権利者の承諾が必要です。（商標法第4条8）
3. ©マーク（copyrightの略）のものは権利者の承諾が必要です。（著作権法第10条）
4. 国土地理院作成の地図の無断使用はできません。使用する場合は許可を受け、その旨を表示してください。（測量法第29条、第30条）
5. ®マーク（登録商標）のついている商標は無断使用できません。登録商標の中には一般名詞と誤認して使われやすいものもありますので注意してください。（商標法第36条、第37条）

〔商標登録例〕

特定商品名	言い換え例
宅急便	宅配便
ウォークマン	ヘッドホンステレオ、ヘッドホンカセット
バンドエイド	ガーゼ付き絆創膏
ウォシュレット	温水洗浄便座
ワンカップ	カップ酒
ポリバケツ	プラスチックのバケツ
ピアニカ	けん盤ハーモニカ
エレクトーン	電子オルガン
万歩計、万歩メーター	歩数計、歩数メーター
ポラロイドカメラ	インスタントカメラ
セロテープ	セロハンテープ

6. 工業所有権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権など）を有する旨の表示をする場合は登録されたことを証明する書類を提出してください。
7. 特許、実用新案などを出願中のものは原則として番号は表示せず「出願中」とだけ表示します。
8. 特許権、著作権、商標権に関するもので、裁判中、係争中のものは原則として掲載できません。
9. 模倣などによって紛争を引き起こすおそれのあるものは掲載できません。

4）通貨、郵便切手などの使用について（通貨及証券模造取締法、郵便切手類模造等取締法）

通貨、郵便切手の写真、模写などで、実際のものと紛らわしいものおよび変形したものは掲載できません。使用する場合は「見本」の表示をしてください。

5）オリンピック、国際大会などについて（オリンピック憲章 オリンピック競技大会とオリンピック資産に関する権利　規則7-14付属細則）

1. オリンピックの標章（五輪のマーク）・標語（より速く、より高く、より強く）、公式エンブレム、マスコットなどを使用する場合はJOC（日本オリンピック委員会）の承諾が必要です。
2. 国際的な催事・大会などで、その名称、マーク、標語などを使用する場合は権利者の承諾が必要です。

6）アマチュア規定

アマチュア競技の選手、役員を広告に使用する場合は、必ず、日本体育協会ならびに当該競技団体の事前承諾が必要です。
競技者、役員の氏名、写真、談話等を報酬のあるなしにかかわらず、また本人が広告に利用されていることを知らなくても、アマチュア規定違反となり、資格を失うおそれがあります。

(3)不当な表示について（消費者基本法、不正競争防止法）

一般消費者の権利を擁護するため、業者間の公正な競争を保持し、事実に相違、または誤認を招く表示は禁止されています。

1)最大、最高などの表現について（不当景品類及び不当表示防止法〈以下：景品表示法という〉）

「日本一」、「業界トップ」、「No.1」、「完全」、「完璧」などの最大、最高やこれに類する自己の優位性を断定的に表示する場合は、公的機関や社会的に信頼のおける機関の公正で客観的なデータの提示と、その機関名の明示が必要です。

2)優良誤認について（景品表示法第4条1項1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示。

ア)内容について、実際のものよりも著しく優良であると消費者に誤認される表示。

イ)内容について、事実に相違して競争事業者のものよりも著しく優良であると消費者に誤認される表示。

3)有利誤認について（景品表示法第4条1項2号）

商品・サービスの価格その他の取引条件についての不当表示。

ア)取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると消費者に誤認される表示。

イ)取引条件について、競争事業者のものよりも著しく有利であると消費者に誤認される表示。

4)虚偽誇大な表示について（景品表示法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律〈以下：独占禁止法という〉〈不当廉売に関する独占禁止法上の考え方、平成23年6月23日改正 公正取引委員会〉）

販売価格の安さを強調するために、商品の全体について大幅に値引きされているような表示や、実際と異なる安さを強調した場合など、消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがあります。

ア)「全店5割引」と表示しているにもかかわらず、一部の商品にのみ適用されている場合。

イ)周辺の同業他社の価格と比較して大幅に安くないにもかかわらず廉価販売する表示の場合。

〔不可例〕「超特価」、「超安値」、「破格値」、「激安」、「極安」等。

※「大特価」の表記は、虚偽誇大にならないよう注意してください。

※消費者庁・公正取引委員会から認定された一般社団法人 全国公正取引協議会連合会に、各業界の「公正取引協議会」が加盟し、公正競争規約等の自主規制を行なっている場合があり、単体として登録していなくても業界の公正競争規約を準用します。(〔資料〕掲載)

5)おとり広告（景品表示法、平成5年4月28日公正取引委員会告示第17号）

一般消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

1. 取引を行うための準備がなされていないにもかかわらず、その商品・サービスについての表示をした場合。
2. 商品・サービスの供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない場合。
3. 商品・サービスの供給期間、供給の相手方または顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない場合。
4. 実際には取引する意思がない商品・サービスについての表示をした場合。

6)その他誤認されるおそれのある表示について（景品表示法）

1. 無果汁の清涼飲料水等についての不当な表示。（昭和48年3月20日公正取引委員会告示第4号）
   無果汁・無果肉または果汁・果肉の量が5パーセント未満の清涼飲料水、乳飲料、アイスクリームなどについて、「無果汁・無果肉」であることや果汁・果肉の割合(%)を明りょうに表記してい

ない場合、次の表示は不当表示となります。
ア）果実名を用いた商品名の表示。
イ）果実の絵、写真、図案の表示。
ウ）果汁・果肉と似た色、香り、味の表示。

2. 商品の原産国に関する不当表示。**（昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号）**
一般消費者が原産国を判別することが困難な場合、次の表示は不当表示となります。
ア）原産国以外の国名、地名、国旗等の表示。
イ）原産国以外の国の事業者、デザイナー名、商標などの表示。
ウ）国内産の商品について文字表示の全部または主要部分が外国の文字で示されている表示。
エ）外国産の商品について文字表示の全部または主要部分が和文で示されている表示。

3. 公正取引委員会が示したその他の不当表示事例。
ア）消費者信用の融資費用に関する不当な表示。**（昭和55年４月12日公正取引委員会告示第13号）**
イ）不動産のおとり広告に関する不当な表示。**（昭和55年４月12日公正取引委員会告示第14号）**
ウ）有料老人ホームに関する不当な表示。**（平成16年４月２日公正取引委員会告示第３号）**

（4）比較広告 **（比較広告に関する景品表示法上の考え方〈昭和62年４月21日 公正取引委員会〉）**

1. 一般消費者が商品を選択するに当たって、適切に比較するための具体的情報を提供する下記要件をすべて満たしていれば掲載が可能です。
ア）比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること。
イ）実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること。
ウ）比較の方法が公正であること。

2. 具体的表示には、次の事項が必要です。
ア）他と比較して優位性を表現する場合は確実な根拠の明示。
イ）商品の性能などを数値で比較する場合は、公的機関や社会的に信頼のおける機関の公正で客観的なデータの提示と、その機関名の明示。

※業界の公正競争規約等の自主規制の中で「比較表示の基準」等も規定していますので参照してください。（〔資料〕掲載）

（5）価格表示について **（景品表示法第４条、景品表示法ガイドライン）**

販売価格の表示を行う場合、実際と異なる表示やあいまいな表示は誤認を与え不当表示に該当するおそれがありますので、次の項目を正確に表示してください。

1. 販売価格。
2. 当該価格が適用される商品の範囲。
3. 当該価格が適用される顧客の条件など。

1）特別格安な価格表示について

安価な価格を強調する場合は、事実に基づいた表現であることが必要です。

1. 型式（年式など）または中古品、難もの、キズ物などの場合はその旨。
2. 販売量および売出し期間などに制限があるときはその旨。

〔不可例〕「最後のチャンス」、「二度とない」等。
※明らかな根拠がない表示は不当表示になります。

2）消費税について **（消費税法、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法〈平成29年３月31日まで〉）**

1. 価格表示は、消費税込みの総額表示で価格を表示してください。

2. 一般消費者に表示価格が税抜き価格であることを、明確に表示し誤認されないための措置を講じていれば可能です。

ア）総額表示の場合。

〔表示例〕「1，080円」。

イ）税込み価格であると誤認をされない措置をしている場合。

〔表示例〕「1，000円＋消費税」、「1，000円＋税」、「1，000円（本体価格）」、「1，000円（税抜価格）」、「1，000円（税別）」。

ウ）税抜き価格と税込み価格が併記されている場合。

〔表示例〕「1，000円（税込1，080円）」、「1，000円（税込1，080円）」、「1，000円（税込1，080円）」。

「1，000円（税込1，080円）」、「1，000円（税込1，080円）」。

※消費税抜き価格が目立つ色、異なる字体やデザインであっても、税込み価格が明りょうに表示されている場合は掲載できます。

〔不可例〕「1，000円（税込1，080円）」、「1，000円（税込1，080円）」。

※税込価格が明りょうに表示されていません。

3. 同一広告枠内の価格表示は「税込み価格」か「税別価格」のどちらかで統一して明りょうに表示してください。
4. メーカー希望小売価格などの表示は、小売店が消費者に対して行う価格表示ではないため「総額表示」の対象にはなりませんが、消費税込みまたは消費税別であることは明示してください。
5. 消費税に関わる次のような表示はできません。

ア）消費税分を値引きする等の広告は禁止されています。

〔不可例〕「消費税は転嫁していません」、「消費税は当店が負担します」、「消費税は○%しかいただきません」、「消費税率上昇分を値引きします」、「消費税相当分、次回購入に利用できるポイントを付与します」等。

6. 免税事業者であることを理由に安値を強調する表示はできません。

3）二重価格について（景品表示法、公正取引委員会ガイドライン）

銘柄、品質、規格等で同一の商品を比較対照価格（割引前の価格）と販売価格を併記して表示するものです。値引き、割引表示も二重価格表示となります。

1. 二重価格を表示する場合には、比較対照価格は予定や架空なものではなく、実際のものを表示してください。比較対照価格は次のものに限ります。

ア）メーカー希望小売価格。

イ）輸入元総代理店希望小売価格。

ウ）製造業者、輸入総代理店など小売業者以外の者が、自己の供給する商品について最近付した価格で、カタログ等により公表されているもの。

エ）市価（市場価格）。

小売業者の属する地域の小売業者の相当数（80パーセント以上）が同一商品を同一価格で販売している価格。

オ）「会員価格」と「非会員価格」。

非会員価格を比較対照価格として使用する場合、容易に会員になることが可能であって、非会員価格での購入者がほとんど存在しないと認められる場合は不当表示に該当しますので、表示できません。

カ）自店旧価格（自店通常価格、自店平常価格）。

自店で、最近相当期間にわたって販売された価格。

※「最近相当期間」とは、セール開始時点からさかのぼる8週間のうち、4週間以上販売されていた価格。または、販売開始から8週間未満の場合は、その過半の期間で販売されていた価格。

自店旧価格で販売した期間が通算して2週間未満の場合、販売された最後の日から2週間以上経過している場合は、比較対照価格として表示できません。

【過去の自店通常価格を用いた二重価格表示例】

〔例・セールで「当店通常価格5,000円→セール価格3,000円」と表示の場合〕

〔表示例①〕8週間のうち、4週間以上が、5,000円で販売されていた場合。

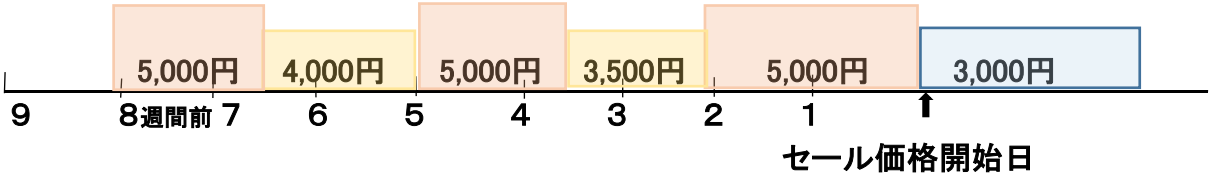

〔表示例②〕販売開始から8週間未満の場合、その過半の期間で、5,000円で販売されていた場合。

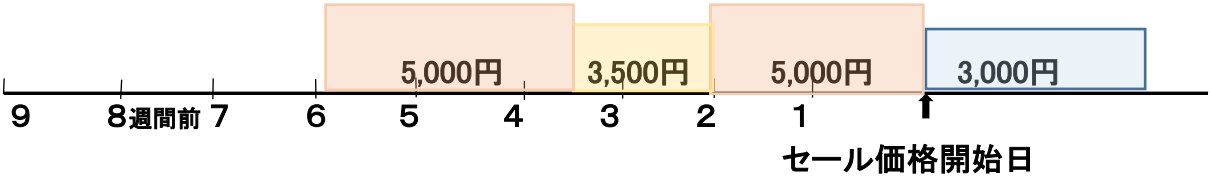

〔不可例①〕5,000円で販売した期間が通算して2週間未満の場合。

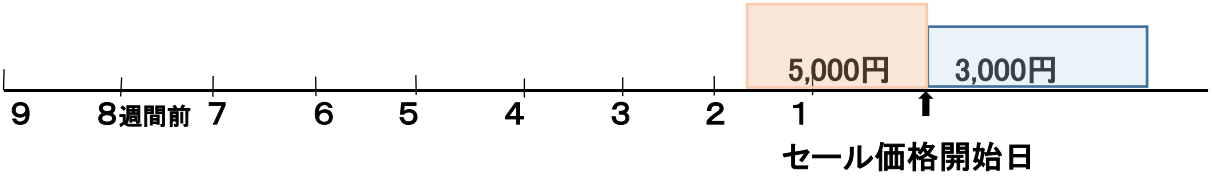

〔不可例②〕5,000円で販売された最後の日から2週間以上経過している場合。

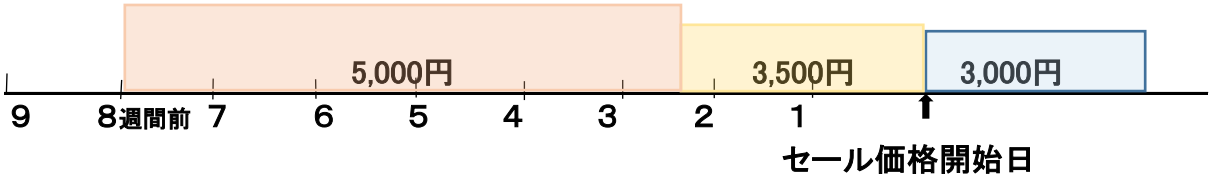

2. 表示価格の消し線使用について。

二重価格表示に消し線を使用する場合は、比較対照価格が明確にわかり、誤認させるおそれがないものに限ります。消し線を多用するなど紙面の品位を損なうものは掲載できません。

3. 比較対照価格と実売価格の明示を基本としますが、メーカー希望小売価格等の表示から割引く旨の表示は、広告スペース、商品個数のどちらも4分の1程度なら可とします。

〔表示例〕「割引き致します」、「ご相談ください」等。

〔不可例〕「激安」、「投げ売り」、「超特価」、「大出血特別価格」等。

※実売価格を表示せず、過度の廉売で顧客を誘引する場合は不当表示になります。

4)「定価」の使用について（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第6章〈以下：独占禁止法という〉）

独占禁止法の「著作物再販適用除外」として、著作物の書籍、雑誌、新聞、音楽用CD、音楽テー

プ、レコード盤の6品目が指定され、「定価」の表示が認められています。

5）二重価格表示の業界規制について

商品の性格や公正競争規約など、業界により二重価格表示を行う場合の基準を設けていますので注意してください。

※禁止されているもの

〔例〕「中古車」、「中古ピアノ」等。

※制限があるもの

〔例〕「不動産」、「旅行」、「生鮮食料品」等。

（6）懸賞および景品類提供の基準 （景品表示法、公正取引委員会告示、新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約）

1.「景品類」とは、事業者が、顧客を誘引するための手段として、商品・サービスの取引に付随して提供する物品、金銭等の経済上の利益のことをいいます。
懸賞、景品類に該当する場合は法令による規制が適用されます。また、各業界の公正競争規約で定める制限額があります。これらを超える表示のものは掲載できません。
懸賞の内容、締め切り期日、審査、発表日、その方法などの応募要領を明示してください。
※値引き、アフターサービス等は除きます。

2.「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の禁止事項。（昭和52年3月1日公正取引委員会告示第3号）

ア）「2以上の種類の文字、絵、符号等を表示した符票のうち、異なる種類の符票の特定の組合せを提示させる方法」（いわゆる「カード合わせ」の方法）を用いた懸賞による景品類の提供は、方法自体に欺まん性が強く、射幸心を著しくあおるため、全面的に禁止されています。

イ）携帯電話端末やパソコンなどを使い、インターネット上のオンラインゲームで、有料ガチャ（ここでいう「ガチャ」とは、ゲームの中で、偶然性を利用して、ゲームの利用者に対してアイテム等を供給することを指します）によって、特別なアイテム等を提供するもの（いわゆる「コンプガチャ」と呼ばれるもの）も、全面的に禁止されています。

景品類の最高額と限度額

種　別	取引額	最高額	景品総額の限度額
一般懸賞 （来場者、購入者等に抽選等で提供する場合）	5,000円未満	取引価額の20倍	売上予定総額の2%
	5,000円以上	10万円	
共同懸賞 （複数の事業者が共同して実施する年末大売出し等に抽選等で提供する場合）	—	30万円	売上予定総額の3%
総付景品 （購入者全員、または先着順で提供する場合）	1,000円未満	200円	—
	1,000円以上	取引価額の2/10	
オープン懸賞	—	制限なし	—

1）一般懸賞

来場者や商品・サービスの利用者に対して、くじの偶然性やクイズなどの特定行為の優劣等によっ

て景品類を提供するものです。

〔懸賞例〕「スーパーマーケットで期間限定抽選会」等。

※500円以上お買い上げの方に抽選券を渡し、抽選で景品を提供する場合。
500円×20倍＝10,000円の景品まで。
※売り上げ総額を1,000万円で想定。
10,000,000円×2%＝200,000円で、景品総額20万円まで。
※10,000円の景品を20個まで提供できます。

〔懸賞例〕「デパートで期間限定抽選会」等。

※5,000円以上お買い上げの方に抽選券を渡し、抽選で景品を提供する場合。
5,000円×20倍＝100,000円の景品まで。
※売り上げ総額を2,000万円で想定。
20,000,000円×2%＝400,000円で、景品総額40万円まで。
※最高10万円の景品を2個、5万円の景品を4個まで提供できます。

2）共同懸賞

複数の事業者が共同して景品類を提供するものです。

1. 一定の地域の小売業者の相当多数が共同して行う場合。
2. 商店街等で相当多数の商店等が共同して行うもので、中元、年末等の時期に、年3回を限度とし、年間通算して70日間の期間内で行う場合。
3. 一定の地域の一定の種類の事業者が相当多数が共同して行う場合。

〔懸賞例〕「商店街で期間限定福引抽選会」等。

※参加店で1,000円以上購入の方に福引券を渡し、抽選で景品を提供する場合。
※売り上げ総額を1200万円で想定。
12,000,000円×3%＝360,000円で景品総額36万円まで。
※30万円の景品を1個、1万円の景品を6個まで提供できます。

3）総付景品（いわゆるベタ付け景品）

懸賞によらず、商品・サービスを購入したり、来店した人にもれなく景品等を提供されるものです。

〔景品例〕「〇〇製菓の△△の購入者全員に特製グラスをプレゼント」等。

※2,000円の商品を購入条件の場合は400円分の景品が提供できます。

1. 総付景品の提供として規制の対象とならない場合。
   ア）商品の販売・使用または役務の提供のために必要な物品等。
   〔例〕「重量家具の配送サービス」等。

   イ）見本その他宣伝用の物品。
   ウ）自店および自他共通で使用できる割引券・金額証。
   エ）開店披露、創業記念で提供される物品。

4）オープン懸賞

商品・サービスを購入したり、利用することなく（取引付随しない）、誰でも応募できる懸賞です。
景品額に、金額制限はありません。

1. 応募方法、回答方法が広告中に明示され、郵便はがき、電話、ファックス、インターネットで応募するもの。
2. メーカーが先の応募方法と併用して、系列店以外の小売店等に応募用紙を置くことは認められています。

3. オープン懸賞とみなされないもの。
ア）商品購入しなければ答えがわからない条件表示。
イ）「詳しくは店頭で」等と広告文中で呼びかける表示。
ウ）当選発表を店内だけで行う場合。

5）取引価額の算定について

1. 購入額が特定されている場合はその購入額。
2. 購入額が特定されていない場合は100円（原則）。
3. 購入を条件としない場合は100円（原則）。

6）景品類の提供に該当しないもの

1. 正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益。

〔表示例〕「〇個以上購入の方は、〇〇円引き」、「レシート合計金額〇%割り戻し」、「CD三枚購入で一枚プレゼント」等。

〔不可例〕「コーヒー5杯でジュース無料券進呈」。

※コーヒーとジュースは異なる商品のため、景品類の提供になります。

〈注〉値引きに相当するものでも、「懸賞」の方法をとった場合や、広告表示に「プレゼント」等を表記した場合、また、同一の企画内に割り戻し（〇万円キャッシュバック）と景品類の提供（抽選で〇万円プレゼント）を同時に行った場合、景品類の提供になります。

2. 正常な商慣習に照らしてアフターサービスや商品等に付属すると認められる経済上の利益の場合。

7）景品類の業界規制について

商品の性格や公正競争規約など業界により、景品類の基準を設けていますのでご注意ください。

〔例〕「自動車」、「不動産」等。

8）新聞業の懸賞・景品類の規制（新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約）

新聞社が行う「懸賞による景品類」は、業界の公正競争規約により、規制されています。

1. 一般懸賞は景品類の最高額が、取引価額の10倍または5万円のいずれか低い額、景品類の総額は、取引予定総額の0.7パーセント以内、年間の実施期間は9カ月以内。
2. 総付景品（懸賞によらないで提供する景品類）は、取引価額の8パーセント以内か6カ月分の購読料金の8パーセントのいずれか低い額。

（7）クーポン広告

「クーポン券」は、その券をもっている人には等しく券面に表示されている経済上の利益を提供するものです。

1. クーポンの種類。
「割引券」、「見本等請求券」、「資料請求券」の3種類です。
2. クーポン付き広告の体裁・形状。
広告の一部を切り取り、クーポン券として使用することができるものです。
3. 「割引券」について。
ア）券面には次の事項を表示してください。
①広告主、実施店舗名、住所。
②対象商品名または役務の内容。

③割引のもととなる金額。
④数量、重量および形状等。
⑤使用有効期限。

イ）割引券は商品やサービスの割引を約するものです。何パーセント割り引きの制限はありませんが、100パーセント割り引くと「割引」ではなく景品になり、新聞業界の公正競争規約に抵触し、表示できません。
※特定の商品の引き換えに用いる商品引換券は割引券に該当しません。

〔表示例〕

〇〇遊園地
下のクーポン券をご持参の方入場料から200円割引きいたします。

〇〇遊園地　入場割引券
入場料1000円から200円引き
1枚で5人まで有効。
4月1日～15日まで
△△市□□町

〔不可例〕

〇〇遊園地
下のクーポン券をご持参の方入場料をサービスいたします。

〇〇遊園地　入場無料券
入場料1000円を無料に。
1枚で5人まで有効。
4月1日～15日まで
△△市□□町

4. 「見本等請求券」の表示について。
見本等請求券とは「見本請求券」、「試供品請求券」、「商品請求券」、「役務の無料請求券」、「粗品進呈券」、「招待券」など、無料提供の条件により、広告主と取引しなくても提供されるもので、額に規制や制限はありません。
次の事項を表示してください。
ア）広告主名または見本等が使える実施店舗とその住所。
イ）見本等請求券が使える対象商品またはサービスの内容。
ウ）見本等請求券の使用有効期限。
エ）見本以外の商品・サービスは景品表示法の総付け景品と同じ扱いになります。

5. 「資料請求券」の表示について。
資料請求券は、正常な商慣習に照らして、一般的な「商品、役務の説明資料」の提供の範囲であれば、表示注意事項はありません。

6. 「抽選応募券」、「懸賞応募券」はクーポン券には該当しません。
これらの懸賞および景品類提供は掲載された発行事業者の景品類の提供になります。

7. 「経済上の利益を提供しないもの」はクーポン券ではありませんが、掲載は可能です。
〔掲載例〕「入会申込書」、「モニター応募券」、「購入（購読）申込券」等。

8. クーポンとみなされないもの。
以下の表示はクーポンとみなされず、「新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に抵触します。
ア)クーポン提示で福引等に参加できるもの。
〔不可例〕「クーポン券の提示で抽選券プレゼント」等。

イ）掲載紙全体を提示することを条件としたもの。
〔不可例〕「この京都新聞朝刊をご提示された方には〇〇円を10%値引きします」等。

ウ）広告紙面を提示することを条件としたもの。
〔不可例〕「この広告紙面をご提示された方には△△商品を〇〇%値引きします」等。

エ）クーポン提示で代金が増額となるもの。

〔不可例〕「クーポン券のご提示で買い取り査定額を○%アップ」等。

※査定額アップは割引券ではありませんので、クーポン券に該当しません。

9. クーポン広告の体裁をとらずに店舗へ来店して「広告を見た」との申入れ方法は掲載できます。

〔掲載例〕「『広告を見た』と予約してください」等。

〔不可例〕「京都新聞を見た」、「『この広告を見た』と予約してください」等。

※京都新聞と特定できる表記は「新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に抵触しますので掲載できません。

（8）インターネットサイトの広告

インターネットサイト広告、告知、誘導を目的とする広告の掲載にあたっては、事前審査の上、本社が認めたものに限り掲載します。

1. 審査に必要な書類。
   法人登記簿謄本、会社概要、営業用パンフレット等。
2. 次の事項に注意してください。
   ア）インターネットサイトのアドレス等のみの表示はできません。通常の商品・企業広告等の所定事項を表示してください。
   イ）インターネットサイトの内容が本掲載基準および関係諸法規に抵触している場合は、掲載できません。
   ウ）インターネット特有の仕組みにより、不適当なことがあった場合には掲載を中止します。

（9）2次元コード（QRコード）等の使用について

広告内に2次元コード（QRコード）等を使用する場合は、事前審査の上、本社が認めたものに限り掲載します。QRコードの掲載サイズは1.0㎝四方以上、3.0㎝四方以内とします。

1. 通常の商品・企業広告等の場合は所定事項を、謹告広告等は告知する内容を、案内広告等は法令に定める必要表記事項を、それぞれ表示してください。簡略表示は認めません。
2. 2次元コードから表示されるWeb画面は広告主が管轄するものに限ります。
3. Web内容が本掲載基準および関係諸法規に抵触している場合は掲載できません。

（10）環境、安全性に関する表示

1. 環境の表示について。
   「環境にやさしい」、「リサイクル可能」などの環境への言及表示であいまいな表示はできません。以下の事項を表示してください。
   ア）広告中に抽象的な表示をする場合は、具体的な根拠を併記してください。
   イ）環境保全効果を強調する原材料や素材等においては、その使用割合を明確に表示してください。
   ウ）表示の裏づけとなる実証データの資料を提出していただく場合があります。
2. 安全性に関する表示について。
   商品の種類によっては法律や業界団体の自主規制により「安全基準」が設けられている場合もありますが、以下の表示はできません。
   ア）安全基準に合格したことを根拠に国や業界団体が推奨、推薦している表示。
   イ）安全基準に合格していることで、他の商品より優れているかの様な表現、表示。

3. 経済、金融取引に関する広告

(1)動・植物の預託取引の広告

動・植物の飼育・栽培管理を一定期間業者に預託し、期間満了後、それらの売却益の支払い、もしくは一定の価格での買い取りを約束する預託取引の広告は、国、地方自治体およびその外郭団体がおこなう場合を除き、原則として掲載しません。

(2)出資金募集・預かり金の広告 (出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律〈以下:出資法という〉、金融商品取引法〈以下:金商法という〉)

「求む資金」、「求む出資協力者」、「求む経営者」等として、不特定多数の人から出資を求め、後日、出資金の全額もしくは出資金以上の額の支払いを約束するものは、法で定められた金融機関等を除き、業として預かり金を行うことは出資法で禁じられています。

(3)貴金属の現物取引の広告

金、プラチナなどの貴金属の現物取引の広告掲載は、原則として、一般社団法人日本金地金流通協会の加盟社とします。

1. 広告掲載は、事業の実態、内容を審査のうえ本社が認めたものに限り掲載します。
2. 審査に必要な書類。
   法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット等。
3. 次の事項を表示してください。
   ア)広告主名、所在地、電話番号。
   イ)商品名。
   ウ)その他、顧客の判断に影響をおよぼす事項等。

(4)割賦販売等の広告 (割賦販売法)

割賦販売法を順守し、法制上の認定団体である一般社団法人日本クレジット協会が定めている「割賦販売に係る自主規制規則」により準用します。

割賦販売とは月賦、クレジットによる販売のことで、購入者から代金を2カ月以上かつ2回払い以上で受領することを条件として指定商品を販売することです。

※割賦販売法の定義では、2カ月を超えない一括支払いは除かれます。

商品の先渡しを原則としています。手数料の料率を年利建てで少なくとも小数点以下1位の単位まで表示してください。

広告表示は法令により、8ポイント(約3.0㎜四方)以上の文字で、明示してください。

※月利、日歩やアド・オン方式(アド・オン方式とは割賦支払金利の一つの方式)の表示は、割賦販売法で禁止されています。

1)割賦販売

1. 次の事項を表示してください。
   ア)広告主名、所在地、電話番号。
   イ)商品名。
   ウ)現金販売価格。
   エ)割賦販売価格。
   オ)支払期間および回数。
   カ)手数料の実質年率。単位は少なくとも小数点以下1位の単位まで表示してください。
   キ)解約について条件があればその旨。

2）個別信用購入あっせん(ローン提携販売)（割賦販売法第3条第1項）

メーカーや販売業者の保証により、金融機関から購入資金を分割払いで借りる方式のことで、「自動車ローン」、「住宅ローン」、「ピアノローン」などさまざまな商品が、ローン提携によって販売されています。

1．次の事項を表示してください。

ア）広告主名、所在地、電話番号。

イ）商品名。

ウ）価格表示は、次のいずれかの方法で表示してください。

①現金価格および割賦価格の実額を表示する方法。

②「現金価格○○円、割賦価格は現金価格の○○％増」と表示する方法。

③「割賦価格○○円、現金価格は割賦価格の○○％引き」と表示する方法。

エ）支払いの期間および回数。

オ）手数料の実質年率。単位は少なくとも小数点以下1位の単位まで表示してください。

ボーナス併用払いの場合は次のいずれかで表示してください。

①ボーナス月、加算金額を特定し、その条件下の料率を表示する方法。

②算定料率の最低率から最高率を表示するか、最高率だけを表示する方法。

カ）解約について条件があればその旨。

キ）提携先金融機関名。

3）包括信用購入あっせん（割賦販売法第3条第2項、第2条第1項）

信販会社や専門店会などが割賦購入あっせん業者とし、会員（購入者）に加盟店（業者）共通のクレジットカードやチケットを発行し、会員はこれによって加盟店から商品を購入、加盟店は割賦販売あっせん業者からその代金を受け取るものです。

割賦購入あっせん業者は経済産業省の登録制となっています。

1．包括方式割賦販売は次の事項を明示してください。

ア）広告主名、所在地、電話番号。

イ）現金価格と割賦価格。

ウ）支払の期間および回数。

エ）手数料の料率。単位は少なくとも小数点以下1位の単位まで表示してください。

オ）割賦価格の具体的算定例。

カ）契約上の利用上限額（極度額）。

キ）その他カード等の利用に関する特約があるときは、その内容。

2．リボルビング方式割賦販売は次の事項を明示してください。

ア）広告主名、所在地、電話番号。

イ）現金価格と割賦価格。

ウ）弁済の時期および当該時期ごとの弁済金の額の算定方法。

エ）手数料の料率。単位は少なくとも小数点以下1位の単位まで表示してください。

オ）弁済金の額の具体的算定例。

カ）契約上の利用上限額（極度額）。

キ）その他カード等の利用に関する特約があるときは、その内容。

4）割賦販売法で適用除外の指定をされたもの。（割賦販売法第35条3の60）

ア）営業のためまたは営業として行われる取引。

イ）日本以外にある者に対しての取引。

ウ）国、地方公共団体が行う取引。

エ）特別法に基づく組合等、公務員の職員団体、労働組合等がその構成員に対して行う取引。
オ）事業者がその従業員に対して行う取引。
カ）不動産販売に係る取引。

（5）前払式特定取引の広告（割賦販売法第12条）

「冠婚葬祭互助会」、「○○（デパート）友の会」などの名称で婚礼や葬儀の施設の提供や、衣服その他の便宜を提供するもので、事前に支払金額を取り決め分割して支払う方式のものです。商品の購入やサービスの利用の便宜が受けられるシステムのことで、経済産業大臣の許可を受けた業者に限ります。

1．次の事項を表示してください。
ア）広告主名、所在地、電話番号。
イ）提供する商品名や役務の内容。
ウ）商品の引渡しや役務の提供を行う業者名。
エ）商品の引渡しまたは役務の提供時期。
オ）支払金額と支払回数。
カ）支払時期と支払い方法。
キ）解約の条件。
ク）経済産業大臣が指定した前受け金保証機関名。

（6）プリペイドカードなどの広告（資金決済に関する法律〈資金決済法〉平成22年4月1日施行）

資金決済法を順守し、法制上の認定団体である一般社団法人日本資金決済業協会が定める「前払式支払手段自主規制規則」等により準用します。

1．商品券、ギフト券、プリペイドカード等の商品を取り扱うもので、次の業態があります。
ア）自家型発行者は、発行者の店舗においてのみ利用することができる前払式支払手段を発行するもので、内閣総理大臣へ届け出が必要です。
イ）第三者型発行者は、発行者以外の第三者の店舗（加盟店、フランチャイズ店等）において使用することができる前払式支払手段を発行するもので、内閣総理大臣への登録が必要です。
ウ）資金移動業者は、為替取引（1回あたり100万円以下）を行うことができますが、内閣総理大臣への登録が必要です。

2．前払式支払手段に適用されるものは次の通りです。
ア）金額または物品・サービスの数量（個数、本数、度数等）が、証票等、電子機器その他の物（証票等）に記載され、または電磁的な方法で記録されていること。
イ）証票等に記載され、または電磁的な方法で記録されている金額または物品・サービスの数量に応ずる対価が支払われていること。
ウ）金額または物品・サービスの数量が記載され、電磁的な方法で記録されている証票等や、これらの財産的価値と結びついた番号、記号その他の符号（ID番号等）が発行されること。
エ）物品を購入するとき、サービスの提供を受けるとき等に、証票等や番号、記号その他の符号が提示、交付、通知その他の方法により使用できるものであること。

〔適用参考例〕「商品券」、「ギフト券」、「おもちゃ券」、「おこめ券」、「テレホンカード」、「ギフトカード」、「ビール券」、「清酒券」、「カタログギフト券」等。

3．適用除外のものは次の通りです。
ア）乗車券、乗船券、航空券。
イ）施設または場所に係る入場券（併せて発行される施設利用券）。
映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ等。
競馬場、競輪場、小型自動車競走場、モーターボート競走場、美術館、遊園地、動物園、

博覧会の会場等。
ウ）特定の施設または場所の利用者が通常使用できる食券等。
エ）国または地方公共団体が発行する証票等（市町村は発行する商品券等）。
オ）特別の法律に基づき設立された法人等が発行する前払式支払手段。
自動車検査独立行政法人、日本中央競馬会、日本放送協会、港務局、地方道路公社。
カ）従業員向け、健康保険組合員向け等の証票等。
キ）割賦販売法等の法律ですでにとらわれている証票等（友の会の買い物券等）。
ク）利用者のために商行為となる取引のみに使用する前払式支払手段。

4. 該当しないもの。
ア）日銀券、収入印紙、郵便切手、証紙など法律によってそれ自体が価値物としての効力が与えられているもの。
イ）ゴルフ会員権証、テニス会員権証等各種会員権であって、証拠証券としての性格を有するもの。
ウ）トレーディング、スタンプ等商行為として購入する者への販売であり、購入する事業者が消費者への転売を予定していないもの。
エ）磁気カードまたはICカード等を利用したPOS型カード。
オ）本人であることを確認する手段等で証票等または番号、記号その他の符号自体には価値が存在せず、かつ、証票、電子機器その他のものに記録された財産的価値との結びつきがないもの。
カ）証票等に記載もしくは記録されまたはサーバに記録された財産的価値が証票等または番号、記号その他の符号の使用に応じて減少するものではないもの。

5. 次の事項を表示してください。
ア）広告主名または商号、所在地、電話番号。
イ）利用可能金額または物品・サービスの提供数量。
ウ）使用期間または使用期限が設けられている場合は、その期間または期限。
エ）利用者からの苦情または相談を受ける窓口（電話番号等）。
オ）使用することができる施設または場所の範囲。
カ）利用上の必要な注意。
キ）電磁的方法により金額等を記録しているもの。未使用残高や当該未使用残高を知る方法。
ク）約款等がある場合には、その旨。

（7）代理店、特約店、フランチャイズチェーン店、内職、副業などの募集広告 （中小小売商業振興法、独占禁止法、家内労働法）

1. 代理店募集等の広告掲載は、事業の実態、内容を審査のうえ本社が認めたものに限ります。
2. 審査に必要な書類。
法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット、契約書、取引商品のカタログ、フランチャイズチェーン店では「中小小売商業振興法」に拠る開示書面。
3. 次のようなものは掲載できません。
ア）広告主の業態、仕事の内容があいまいなもの。
イ）初心者でもすぐに高収入が得られるような表現のもの。
ウ）利益、歩合率などを誇大に表現したもの。
エ）入会金、契約金、材料費、講習料を集めることだけを目的とするもの。
オ）材料、機器などを売ることが目的とみなされるもの。
カ）契約内容が応募者に不利なもの。
キ）動・植物などの飼育・栽培をするもの。

ク)「中小小売商業振興法」で定める事業内容に関する開示書面の交付が必要なフランチャイズチェーン店で、書面を備えていないもの。

4. 代理店、特約店、フランチャイズチェーン店募集は次の事項を表示してください。
セミナー等の開催告知も同様です。
ア)広告主名、所在地、電話番号。
イ)営業内容、取引形態(代理店、フランチャイズチェーンなど)。
ウ)店舗必要の有無、必要な場合はその規模。
エ)保証金、権利金、加盟金などの額(不要の場合はその旨)。
オ)開業資金(仕入れ金、設備、機械、材料費、広告宣伝費など)の額(不要の場合はその旨)。
カ)商品買い取りの場合は、その旨および最低買い取り額。
キ)研修がある場合はその旨および費用や期間など。
ク)ロイヤリティー等、定期的に徴収する金額がある場合はその旨。
ケ)契約または解約上の重要事項。
コ)その他、本社が必要と判断した事項。

5. 内職、副業などの募集は家内労働法を順守し、次の事項を表示してください。
ア)広告主名、所在地、電話番号。
イ)営業内容。
ウ)開業資金や業務に機器類が必要な場合は、その名称と金額(不要な場合はその旨)。
エ)研修等がある場合は、その費用と期間。
オ)家内労働手帳の発行。仕事内容、報酬等の委託の条件を明記し、物品の受領や工賃支払のつど、交付される伝票式のもの。
カ)その他、本社が必要と判断した事項。

(8)消費者金融や貸金業の広告 (貸金業法、出資法、利息制限法)

消費者金融や事業者金融などの貸金業者は「貸金業法」において、内閣総理大臣または都道府県知事の登録を受け、法制上の認可団体である日本貸金業協会の会員資格が必要です。

1. 広告掲載は事業の実態、内容を審査のうえ本社が認めたものに限ります。
2. 審査に必要な書類。
貸金業登録済通知書、法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット。
日本貸金業協会加盟証。
本社所定の「消費者金融広告掲載申込書」。
原稿(原則として日本貸金業協会が設ける審査機関から承認を得たもの)。
3. 貸付けについては、次の事項を表示してください。
ア)貸金業法および内閣府令で定める事項。
①広告主名、貸金業者の商号または名称、所在地、電話番号(フリーダイヤルのみは不可)、登録番号。
②貸付けの利率。年率の上限率を小数点以下1位まで表示してください。
実質年率での表示も可とします。
③返済の方式ならびに返済期間および返済回数。
④賠償額の予定(違約金を含む)に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合(実質年率)。
⑤担保が必要な場合は、その種類および保証人の要否を表示してください。
⑥ホームページまたは電子メールアドレスを表示する場合は、貸金業者登録簿に登録されたものを表示し、また、同登録簿に登録された電話番号も併せて表示してください。
イ)貸金業協会考査承認番号。

ウ）協会員番号。
エ）貸金業協会マーク。
オ）協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談および苦情窓口（掲載の際は罫線で囲むこと）。

4. 文字やマーク表示の注意事項。
ア）表示文字の大きさは、9級（約2.3㎜四方）以上とします。
イ）貸金業協会マークの表示は、視認性が確保される程度の大きさとして、4㎜四方以上のサイズとします。

5. 広告スペースについて。
広告掲載は記事下広告のみで、2段2分の1スペースを最小とします。
※全1段は掲載不可とします。

6.「啓発文言」について。
過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項につき啓発文言を文字級数9級（約2.3㎜四方）以上で表示してください。
ア）貸付条件の確認。
イ）使い過ぎ、借り過ぎへの注意。
ウ）計画的な借入れ。
〔表示例〕「貸付条件の確認をし、借り過ぎに注意しましょう」等。

7. 資金需要者等の利益を保護するための必要な表示事項。
ア）審査をする旨。
イ）貸付けの種類ごとの限度額。
ウ）礼金、割引金、手数料、調査料等を徴収する場合は、その名称と額。
エ）「無人契約受付機」、「無人契約機」、「無人コーナー」等の広告を表示する場合は、「自動契約機」と併記し、自動契約機も店頭と同様の審査を行っている旨。
オ）不動産担保金融等の場合、手数料（事務手数料、融資手数料等）および期限前償還の違約金を徴収する場合は、その旨および料率。
カ）返済例を表示する場合は、貸付けの利率の上限の率で計算した場合の返済例を示してください。
〔表示例〕「貸付け金額は10万円以上とし、期間については1カ月を基準とする」等。

8. 表現についての留意事項。
ア）安易な借り入れを助長する表現、またはその疑いのある表現を排除すること。
イ）比較広告を行わないこと。
ウ）ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内に前項に規定する啓発文言の表示をしてください。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えてください。

9. 誇大広告等の禁止されている表現、表示について。
ア）貸付けの利率やその他条件について、著しく事実に相違する表示もしくは説明をし、実際のものよりも著しく有利であると誤認させるような表示や説明。
イ）資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業の中心的な商品であると誤解させるような表示や説明。
〔不可例〕「〇〇ローン特別低利融資実施中」、「記念特融中」、「金利引下げ、お安くなりました」、「特別優遇・優遇金利」等。

ウ）他の貸金業者の利用者または返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示。
〔不可例〕「他店利用者是非相談」、「他店利用者大歓迎」、「今あなたは何件利用していますか」、「貸出窓口大幅拡大」等。

エ）借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示。
①貸付審査を全く行わずに貸付けが実行されるかのような表現。
②債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現。
③他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現。
オ）公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示。
カ）貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示。

10. その他適切ではない表現。
ア）利息等について、明りょう、かつ正確な表示がされていない表示。
イ）事実に基づかない表現により、資金需要者等に誤認させるおそれのある表現。
ウ）貸付けの利率が、他の貸金業者の貸付け利率よりも低い旨の比較表現や、具体的数字を示さずにする表示。
エ）携帯電話番号の表示。
オ）景品表示法、都道府県の条例その他の法令に違反する表示。

（9）銀行等の広告（銀行法、金商法）

銀行業は内閣総理大臣の免許が必要です。
銀行の広告は銀行法等の関連法規を順守し、全国銀行公正取引協議会の定める「銀行業における表示に関する公正競争規約」等により準用します。
信用金庫、信用組合等の団体もこの項に準じます。
銀行の広告で、金融商品およびサービス等の表示を行う場合は、可能な限り平易な言葉で分かりやすく表示してください。
以下の各項目を見やすい大きさの文字で明りょうに表示し、リスク情報については、それらの文字より大きな文字で表示してください。

1. 表示の基本。
ア）広告主名、商号または名称、所在地、電話番号。
イ）業者である旨。
ウ）顧客の判断に影響をおよぼすこととなる重要な事項等。
エ）その他、金商法および協議会で定める事項。

2. 預貯金等の金利を表示する場合の必要表示事項。
ア）期間に関する事項。
イ）金額に関する事項。
ウ）リスクに関する事項。
エ）利息に関する事項。
オ）税金に関する事項。
カ）手数料に関する事項。
キ）中途解約に関する事項。
ク）その他施行規則に定める事項。

3. 貸出（住宅ローン、カードローン等）の金利を表示する場合の必要表示事項。
同一の商品で異なる金利を適用することがある場合は、次の事項のほか最も高い金利または金利の範囲を表示してください。
ア）期間に関する事項。
イ）金額に関する事項。
ウ）リスクに関する事項。
エ）借入条件に関する事項。

オ) 利息に関する事項。
カ) 返済条件に関する事項。
キ) 手数料に関する事項。
ク) その他施行規則に定める事項。

4. 景品類の内容を表示する場合の必要表示事項。
ア) 取引条件に関する事項。
イ) 提供時期に関する事項。
ウ) 税金に関する事項。
エ) 中途解約に関する事項。
オ) その他施行規則に定める事項。

5. 金利優遇等の内容を表示する場合の必要表示事項。
ア) 取引条件に関する事項。
イ) 提供時期に関する事項。
ウ) 中途解約に関する事項。
エ) その他施行規則に定める事項。

6. 金利の表示基準。
金利を表示する場合には、次の各項目の通りとします。
ア) 種別。
①利率または利回りを表示する場合には、年利、月利、日歩、年平均利回り等の種別を併せて表示してください。
②年建て以外の利率または利回りを表示する場合には、年建てによる利率または利回りを併せて表示してください。
イ) 表示桁数。
①預貯金などの利率または利回りを表示する場合には、表示位未満の端数を切り捨てて表示してください。
②貸出の利率を表示する場合には、表示位未満の端数を切り上げて表示してください。
ウ) 利回り換算。
①利回りに換算するのは、利息その他施行規則に定めるものに限ります。
エ) 不確定部分。
①表示金利が将来発生するか否かが不確定な事象によって決まる場合にはその旨。その他施行規則に定める事項を併せて表示してください。
オ) 将来の試算。
①金利に関して仮定に基づく将来の試算を表示する場合には、試算である旨を明りょうに表示するとともにその仮定条件その他施行規則に定める事項を併せて表示してください。
カ) 過去の実績。
①金利に関して過去の実績を表示する場合にはその旨。その他施行規則に定める事項を併せて表示してください。

7. 特定用語の使用基準。
金融商品等に関する用語を使用するに当たっては、各項目の通りとします。
ア) 最上級その他の序列を意味する用語。
「最高」、「最低」、「最良」、「最大」、「最小」、「日本一」、「第1位」、「ナンバーワン」、「一番」等業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語は、その主張する内容が公的機関や社会的に信頼のおける機関の公正で客観的なデータの提示と、その機関名を明示する場合にのみ使用できます。
イ) 唯一性を意味する用語。

「我が国初」、「銀行界で初めて」、「当行だけ」等業界における唯一性を直接に意味する用語は、その主張する内容が公的機関や社会的に信頼のおける機関の公正で客観的なデータで実証され、その機関名を明示する場合にのみ使用できます。

8. 不当表示の禁止。

次の各項に掲げる表示をすることはできません。

ア) 利息その他の収益性について、表示の時点において確定しているものよりも著しく優良または有利であると誤認されるおそれのある表示、その他預貯金等の収益性に関して誤認されるおそれのある表示。

イ) 実際には預金保険制度の適用または元本保証がないにもかかわらず、あたかもこれがあるかのように誤認されるおそれのある表示。その他預貯金等の安全性に関して誤認されるおそれのある表示。

ウ) 実際には預入または払出しに係る制限があるにもかかわらず、あたかもこれがないかのように誤認されるおそれのある表示。その他預貯金等の流動性に関して誤認されるおそれのある表示。

エ) 実際には自ら行っていない業務をあたかも行っているかのように誤認されるおそれのある表示。または実際には業務提携を行っていないにもかかわらず、あたかも行っているかのように誤認されるおそれのある表示。

オ) 自己の提供するサービス(他者との提携により提供するものを含む)について、実際には手数料を徴収するにもかかわらず、無料で利用できるかのように誤認されるおそれのある表示。

カ) 実際には適用しない金利または手数料(表示直前の相当期間実際に適用していた金利または手数料を除く)を比較対照価格とすることにより、実際のものよりも著しく有利であると誤認されるおそれのある表示。

キ) 実際には取引する意思がないと認められる金融商品またはサービスについて、取引できると誤認されるおそれのある表示。

ク) 金融商品等に関する具体的な情報を提供するためのものではなく、単に他者またはその金融商品等を陥れるため、殊更その欠点を指摘するような誹謗・中傷の表示。

ケ) 前各号に掲げるもののほか、実際のものまたは競争関係にある他者に係るものよりも著しく優良または有利であると誤認されるおそれのある表示。

(10) 保険の広告 (保険業法、保険法)

保険業は、内閣総理大臣の生命保険業免許および損害保険業免許が必要です。

保険募集の広告等は、保険法を順守し、一般社団法人生命保険協会が定める「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」等により準用します。

手数料に関する事項やリスクに関する事項等、顧客の判断に影響をおよぼす重要事項等について、文字の大きさや表示方法は、明りょう、かつ正確に表示してください。

1. 次の事項を表示してください。

ア) 広告主名、商号または名称、所在地、電話番号。

イ) 具体的な内容に触れない場合は商品名も可能です。

2. 商品の具体的内容を表示する場合は次の事項を表示してください。

ア) 保障内容(特約を含む)。

①給付事由の内容。

②保険金(給付金)額等が条件により減額または消滅する旨。

③保険金(給付金)等の給付(保険料払込免除)事由。

イ) 保険料を表示する場合の必要表示事項。

①個別のモデルケースなどに基づく支払保険料を表示する場合、以下の項目を表示してください。
A.保険名称。
B.契約年齢・性別。
C.保険料を表示したモデルケースの保険期間。
D.保険料を表示したモデルケースの保険料払込期間。
E.保険料払込方法（月払・半年払・年払・一時払等）と払込経路。
F.主な給付事由。
G.主な給付事由による保険金額・給付金額等。
②保険料の表示で、特定加入条件の下で適用される保険料を用いてその安さや有利性を表示する場合には、年齢等の加入条件について明りょうに表示してください。
③払込保険料還付（割引）比率について表示する場合、その還付（割引）比率が契約年齢・保険金額等により異なるときは、その旨。

3. 加入条件を表示する場合。
保険の加入条件に関する表示をする場合、その内容が客観的事実に基づくものにしてください。

4. 特定用語の使用基準。
ア）業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語。
「最高」、「最低」、「最良」、「最大」、「最小」、「日本一」、「第一位」、「ナンバーワン」等その主張する内容が公的機関や社会的に信頼のおける機関の客観的データで実証され、その機関名を明示する場合にのみ使用を可とします。
イ）唯一性を直接に意味する用語。
「当社だけ」、「業界初」、「他にはない」等その主張する内容が公的機関や社会的に信頼のおける機関の客観的データで実証され、その機関名を明示する場合は使用を可とします。
ウ）相対的な優位性があることを意味する用語。
「ワイド」、「最低水準」、「割安」等その主張する内容が公的機関や社会的に信頼のおける機関の客観的データで実証され、その機関名を明示する場合にのみ使用を可とします。

（11）投資信託（ファンド）、債権等の募集広告 （投資信託及び投資法人に関する法律、金商法）

信託会社や金融機関等が、株式投信、公社債投信の各種商品を販売するものです。
金融商品取引業者は、内閣総理大臣の免許または登録を受け、法制上の金融商品取引業協会に認定されている一般社団法人投資信託協会の会員資格が必要です。
広告表示は、一般社団法人投資信託協会の定める「広告等の表示および景品類の提供に関する規則、広告等に関するガイドライン」等により準用します。

1. 広告掲載は、事業の実態、内容を審査のうえ本社が認めたものに限ります。
2. 審査に必要な書類。
法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット、登録番号、認可書、契約前、契約時に交付する書面等。
3. 次の事項を表示してください。
セミナー等の開催告知も同様です。
リスク情報は、表示の文字、数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示してください。
ア）広告主名、金融商品取引業者の商号または名称、所在地、電話番号。
イ）金融商品取引業者である旨と登録番号。
ウ）金融商品取引において、顧客の判断に影響をおよぼすこととなる重要な事項。

エ）取引契約により顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価の種類、上限額、計算方法。
オ）デリバティブ取引等の概要および上限額、計算方法。表示をすることができない場合は、その旨と理由。
カ）指標変動により損失が生じるおそれがある旨と理由。
キ）契約に関して顧客が不利益となる事実がある場合は、その旨。
ク）認定協会に加入している旨と協会名。
ケ）その他、関連法令に定められている事項。

（12）投資運用業、投資助言・代理業の広告 （商品投資に係る事業の規制に関する法律〈商品ファンド法〉、金商法）

1. 投資運用業者と投資助言・代理業者は、金商法の規定により、内閣総理大臣の認可を受け、法制上の金融商品取引業協会に認定されている一般社団法人日本投資顧問業協会の会員資格が必要です。
2. 投資運用業の種類。
   ア）投資一任業務。
   投資一任契約に基づき、投資者から投資判断や投資に必要な権限を委任され投資を行うものです。
   イ）ファンド運用業務。
   ベンチャー企業の育成や事業会社の再生等を目的として組成されたファンドの財産を主として有価証券等への投資として運用を行うものです。
3. 投資助言・代理業の種類。
   ア）投資助言業務。
   顧客との間で締結した投資顧問（助言）契約に基づいて、有価証券など金融商品への投資判断について、助言を行うものです。投資判断は顧客自身が行います。
   イ）代理・媒介業務。
   顧客と投資運用業者との投資一任契約または投資助言業者との投資顧問（助言）契約の締結の代理・媒介を行うものです。
4. 広告表示は、金商法や関連法規を順守し、一般社団法人日本投資顧問業協会の定める「広告、勧誘等に関する自主規制基準」等により準用します。
5. 広告掲載は事業の実態、内容を審査のうえ本社が認めたものに限ります。
6. 審査に必要な書類。
   法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット、登録番号、許可書、契約前、契約時に交付する書面等。
7. 次の事項を表示してください。
   セミナー等の開催告知も同様です。
   リスク情報は、表示の文字、数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示してください。
   ア）広告主名、金融商品取引業者の商号または名称、所在地、電話番号。
   イ）金融商品取引業者である旨と登録番号。
   ウ）金融商品取引において、顧客の判断に影響をおよぼすこととなる重要な事項。
   エ）取引契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項。
   オ）取引行為において、損失が生じるおそれがある場合は、その旨と理由。
   カ）契約に関して顧客が不利益となる事実がある場合は、その旨。
   キ）認定協会に加盟している旨と協会名。
8. 表示禁止事項。

ア）登録、認可業者とも実績その他について事実に相違し、あるいは誤認させるような表示。
イ）登録、認可を受けていることにより、当該投資顧問業者や投資情報の内容等を内閣総理大臣が推薦または保証していると誤認させる表示。
ウ）利益を保証したり損失を負担するなど、将来についての断定的または刺激的な表示をして確実に利益を得られると誤認させ、投資意欲を不当にそそる表示。
エ）投資情報出版業者が不特定多数の者を対象として随時に購入可能な出版物の発行を行う場合は投資顧問業とはみられないが、特定の会員等に限定された投資情報を予約購買の形で発行し、高額な購読料をとるなど、契約の実態からみれば、むしろ個別的、相対の助言を内容とする契約とみられるような場合は、投資顧問業に相当します。
オ）その他、金商法や関連法規の禁止事項。

（13）商品先物取引の広告（商品先物取引法、金商法）

商品先物取引法に基づき主務大臣（農林水産大臣または経済産業大臣）の認可を受けて商品市場を開設する株式会社商品取引所で取り扱う商品です。商品先物取引業者は、主務大臣の認可を受け、法制上の認可団体である一般社団法人日本商品先物取引協会の会員資格が必要です。広告表示は、商品先物取引法、金商法等関連法令を順守し、日本商品先物取引協会の定める「会員の広告等に関する規則、会員の広告等に関する指針」等により準用します。

1. 広告掲載は事業の実態、内容を審査のうえ本社が認めたものに限ります。
2. 審査に必要な書類。
   法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット、登録番号、許可証、企業情報開示書。
3. 次の事項を表示してください。
   セミナー等の開催告知も同様です。
   リスク情報は、表示の文字、数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示してください。
   ア）広告主名、商品先物取引業者の商号または名称、所在地、電話番号。
   イ）商品先物取引業者である旨と登録番号。
   ウ）商品先物取引において、顧客の判断に影響をおよぼすこととなる重要な事項。
   エ）取引証拠金等の額、計算方法。
   オ）取引の額が、顧客が預託すべき取引証拠金等の額を上回る可能性がある場合は、その旨と比率。
   カ）商品指数の変動により損失が生ずるおそれがあり、損失が取引証拠金等の額を上回るおそれがある場合には、その旨と理由。
   キ）対価の額の合計額または計算方法。
   ク）店頭商品デリバティブ取引で、商品の売付け、買付けの価格に差がある場合には、その旨。
   ケ）認可協会に加盟している旨と協会名。
   コ）顧客相談窓口の電話番号。
4. 誇大表現の禁止事項。
   ア）解除に関する事項。
   イ）損失の全部、一部の負担、または利益の保証に関する事項。
   ウ）損害賠償額の予定（違約金を含む）に関する事項。
   エ）商品市場または外国商品市場に関する事項。
   オ）資力または信用に関する事項。
   カ）商品先物取引業の実績に関する事項。
   キ） 手数料等の額や計算方法、支払方法、時期、支払先に関する事項。
5. その他、金商法や関連法規の禁止事項。

(14)流動性の低い有価証券や抵当証券などの広告（金商法）

抵当証券や流動性の低い有価証券、市場デリバティブ取引、ファンド（集団投資スキーム）等の販売・勧誘を行うものです。

金融商品取引業者は、内閣総理大臣の免許または登録を受け、法制上の金融商品取引業協会に認定されている団体の会員資格が必要です。

広告表示は、金商法や関連法規を順守し、認定団体の一般社団法人第二種金融商品取引業協会が定める「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等により準用します。

1. 広告掲載は、事業の実態、内容を審査のうえ本社が認めたものに限ります。
2. 審査に必要な書類。
   法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット、許可証、企業情報開示書。
3. 次の事項を表示してください。
   セミナー等の開催告知も同様です。
   リスク情報は、表示の文字、数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示してください。
   ア）広告主名、金融商品取引業者の商号または名称、所在地、電話番号。
   イ）金融商品取引業者である旨と登録番号。
   ウ）金融商品取引において、顧客の判断に影響をおよぼすこととなる重要な事項。
   エ）金融商品取引契約で顧客が支払うべき手数料、報酬、費用その他の種類ごと上限額、計算方法。表示できない場合にはその旨と理由。
   オ）デリバティブ取引、信用取引の額が、委託証拠金その他の保証金を上回る可能性がある場合はその旨と比率。算出することができない場合はその旨とその理由。
   カ）相場その他の指標に係る変動で損失が生ずることとなるおそれがある場合は、その旨と理由。
   キ）損失の額が保証金等の額を上回るおそれがある場合は、その旨と理由。
   ク）その他顧客の不利益となる事実。
   ケ）認定協会に加盟している旨と協会名。
   コ）元本や収益は保証されたものでない旨。
4. 表示禁止事項。
   ア）利回りの保証、損失の負担を行う旨の表示。
   イ）確実に利益を得られるかのような表示。
   ウ）業務の実績、内容、方法等が著しく優れている旨を具体的根拠を示さず表示。
   エ）その他、金商法や関連法規の禁止事項。

(15)流動性の高い有価証券やデリバティブ取引等の広告（金商法）

流動性の高い有価証券の販売・勧誘、国債、地方債、社債、株式、外国為替証拠金取引（FX）、店頭デリバティブ取引等の販売・勧誘を行うものです。

金融商品取引業者は、内閣総理大臣の免許または登録を受け、法制上の金融商品取引業協会に認定されている団体の会員資格が必要です。

広告表示は、金商法をはじめ関連法令を順守し、認可団体の日本証券業協会の「広告等に関する指針」等により準用します。

1. 広告掲載は、事業の実態、内容を審査のうえ本社が認めたものに限ります。
2. 審査に必要な書類。
   法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット、許可証、企業情報開示書。
3. 次の事項を表示してください。
   セミナー等の開催告知も同様です。

リスク情報は、表示の文字、数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示してください。
ア）広告主名、金融商品取引業者の商号または名称、所在地、電話番号。
イ）金融商品取引業者である旨と登録番号。
ウ）金融商品取引において、顧客の判断に影響をおよぼすこととなる重要な事項。
エ）金融商品取引契約で顧客が支払うべき手数料、報酬、費用その他の種類ごとの上限額、計算方法。表示できない場合にはその旨と理由。
オ）金融商品取引契約に関して顧客が預託すべき委託証拠金等。
カ）デリバティブ取引、信用取引の額が、委託証拠金その他の保証金を上回る可能性がある場合はその旨と比率。算出することができない場合はその旨とその理由。
キ）相場その他の指標に係る変動で損失が生ずることとなるおそれがある場合は、その旨と理由。
ク）損失の額が保証金等の額を上回るおそれがある場合はその旨とその理由。
ケ）店頭デリバティブ取引について、協会員が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格とに差がある場合はその旨。
コ）その他顧客の不利益となる事実。
サ）認定協会に加盟している旨と協会名。
シ）元本や収益は保証されたものでない旨。
ス）キャンペーンなど、期限がある場合には明示してください。

4. 表示禁止事項。
ア）利回りの保証、損失の負担を行う旨の表示。
イ）確実に利益を得られるかのような表示。
ウ）業務の実績、内容、方法等が著しく優れている旨を具体的根拠を示さず表示。
エ）その他、金商法や関連法規の禁止事項。

（16）不動産特定共同事業の広告（不動産証券小口化投資）（不動産特定共同事業法、金商法）

不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業法に基づき、主務大臣（ひとつの都道府県の区域内にのみ事務所を置く場合は、管轄する都道府県知事）の許可が必要です。
投資対象物件が、宅地の造成または建物の建築に関する工事の完了前においては、都市計画法、建築基準法その他法令に基づく許可の後でなければ、広告することはできません。
不動産ファンドを取り扱う金融商品取引業者は、内閣総理大臣の免許または登録を受け、法制上の金融商品取引業協会に認定されている団体の会員資格が必要です。
広告表示は、金商法をはじめ関連法令の範囲内です。

1. 広告掲載は、事業の実態、内容を審査のうえ本社が認めたものに限ります。
2. 審査に必要な書類。
法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット、許可証、企業情報開示書。
3. 次の事項を表示してください。
セミナー等の開催告知も同様です。
リスク情報は、表示の文字、数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示してください。
ア）広告主名、不動産特定共同事業者の商号または名称、所在地、電話番号。
イ）許可番号。
ウ）不動産特定共同事業契約について、当事者、代理人、媒介等の契約種別。
エ）商品取引において、顧客の判断に影響をおよぼすこととなる重要な事項。
オ）商品取引契約で顧客が支払うべき手数料、報酬、費用その他の種類ごと上限額、計算方

法。表示できない場合にはその旨と理由。
カ）損失の額が保証金等の額を上回るおそれがある場合は、その旨と理由。
キ）その他顧客の不利益となる事実。
ク）認定協会に加盟している旨と協会名。
ケ）投資金や収益は保証されたものでない旨。
4．表示禁止事項。
ア）利回りの保証、損失の負担を行う旨の表示。
イ）確実に利益を得られるかのような表示。
ウ）業務の実績、内容、方法等が著しく優れている旨を具体的根拠を示さず表示。
エ）その他、不動産特定共同事業法や関連法規の禁止事項。

4. 特定商取引に関する広告

(1)訪問販売、展示販売の広告 (特定商取引に関する法律第4条〈以下:特定商取引法という〉)

契約時の締結書面の作成やクーリングオフの事項など法令に定められた体制が整っている事業者に限ります。

1. 広告掲載は事業の実態、内容を審査のうえ本社が認めたものに限ります。
2. 審査に必要な書類。
   法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット。
3. 次の事項を表示してください。
   ア)広告主名、所在地、電話番号。
   イ)商品の種類、内容。
   ウ)消費者は契約の一方的解除(クーリング・オフ)ができる旨。
   エ)その他、特定商取引法に定める事項。

(2)通信販売の広告 (特定商取引法第11条)

通信販売の広告は、商品先渡しまたは代金引換とするものを原則とします。二重価格表示をする場合は、比較対照価格(メーカー希望小売価格、自店通常価格など)を明確に表示してください。架空のものであってはなりません。

※「二重価格」については、本掲載基準12頁「3)二重価格について」を参照してください。

1. 次の商品の広告は掲載できません。
   ア)法令に違反する商品。
   イ)危険物(爆発、発火のおそれがあるもの)。
   ウ)許認可が必要な商品・器具で承認、許可のないもの(医療機器、電気・ガス器具、消火器等)。
   エ)わいせつな出版物、写真、ビデオ等、公序良俗に反するもの。
   オ)その他通信販売にふさわしくないもの。
   〔不可例〕「かつら」、「眼鏡」、「コンタクトレンズ」、「ペット」等。

2. 次の事項を表示してください。
   ア)広告主名、所在地、電話番号。商品の申し込み先と広告主の所在地が異なる場合はその旨。
   イ)販売価格。
   ウ)送料(地域により差があるときは最高と最低料金、価格に含まれる場合はその旨)。
   エ)代金の支払時期および方法。
   オ)商品の引渡しの時期または期限。
   カ)商品(指定権利)の売買契約の申し込みの撤回、解除に関する事項。返品の特約がある場合はその旨。
   キ)事業者が法人で、電子情報処理組織を利用する方法により広告をする場合には、当該販売業者等代表者または通信販売に関する業務の責任者の氏名。
   ク)申し込み有効期間のあるときは、その期限。
   ケ)販売価格、送料等以外に購入者等が負担すべき金銭があるときには、その内容および額。
   コ)商品に瑕疵がある場合、販売業者の責任についての内容。
   サ)ソフトウェアに関する取引の場合には、そのソフトウェアの動作環境。
   シ)商品の販売数量の制限等、特別な販売条件(役務提供条件)があるときには、その内容。
   ス)請求によりカタログ等を別途送付する場合、有料であるときには、その金額。
   セ)児童、未成年者向けの商品広告には「保護者の署名・押印のある購入申込書が必要」と、表示してください。

ソ）その他、特定商取引法に定める事項。

3. 必要表示事項を記載した書類を送ることで広告表示の一部を省略する場合は次の通りです。

表　示　事　項		販売価格・送料その他消費者の負担する額	
		全部表示したとき	全部表示しないとき
代金等の支払時期	前払の場合	省略できない	省略できる
	後払の場合	省略できる	
代金の支払方法		省略できる	省略できる
商品の引渡時期	遅滞なく行う場合	省略できる	省略できる
	それ以外	省略できない	
返品に関する事項		省略できない	省略できない
販売業者の氏名等		省略できる	省略できる
申し込みの有効期限		省略できない	省略できない
商品の隠れた瑕疵に関する販売業者の責任	負う	省略できる	省略できる
	負わない	省略できない	
販売数量の制限等特別の販売条件		省略できない	省略できない
請求により送付する書面の価格		省略できない	省略できない

（3）連鎖販売取引の広告 （特定商取引法第33条）

連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）の広告は原則として掲載しません。

※「マルチ商法」・・・個人を商品の販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘すれば収入が上がるとして販売活動をさせ、連鎖的に販売組織を拡大させる商法。

（4）特定継続的役務提供についての広告 （特定商取引法第4章）

エステティックサロン、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介業の6つの役務が対象です。

書面交付による情報開示義務、クーリングオフ、中途解約事項など法令で定められています。契約期間はエステティックサロンが1カ月、それ以外が2カ月を超えるもので、契約金額（入学金、受講料、関連商品購入代金などを含む）が、5万円を超えるものが対象です。

広告表示は、特定商取引法に定める事項を明記し、事実に相違する表示、実際のものより著しく優良・有利であると誤認させる誇大広告表示は禁止されています。

1. 広告掲載は事業の実態、内容を審査のうえ本社が認めたものに限ります。
2. 審査に必要な書類。
   法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット、契約書等。
3. 次の事項を表示してください。
   ア）広告主名、所在地、電話番号。
   イ）商品または役務の種類、および商品名。
   ウ）商品または役務の購入代金および必要な書類（研修費、登録料、入会金、保証金など）。
   エ）その他、特定商取引法に定める事項。

※「エステティックサロン」は、本掲載基準71頁「（11）美容関係の広告」を、「語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室」は、同52頁「9. 教育に関する広告」を、「結婚相手紹介業」は、同140頁「（4）結婚紹介業の広告」を、それぞれ参照してください。

(5)業務提供誘因販売の広告 (特定商取引法第51条)

内職商法やモニター商法などの業務提供誘因販売の広告では、誇大広告等は禁止されています。

また、業務を提供できる体制がなく、機材などの販売が目的と判断されるものは掲載できません。

1. 広告掲載は事業の実態、内容を審査のうえ本社が認めたものに限ります。
2. 審査に必要な書類。
   法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット。
3. 次の事項を表示してください。
   ア)広告主名、所在地、電話番号。
   イ)商品または役務の種類、および商品名。
   ウ)商品または役務の購入代金および必要な書類(研修費、登録料、入会金、保証金など)。
   エ)特定商取引法に定める事項。
4. 業務の提供について広告するときはその提供条件を表示してください。
   ア)業務の内容。
   イ)業務の量、単価に基づく業務提供利益の計算方法。
   ウ)報酬が支払われる時期・方法。
   〔表示例〕「業務の提供は月〇回、単価は〇〇文字当たり〇〇円です」等。

(6)適用除外の指定 (特定商取引法第26条、第50条)

1. 特定商取引法で全面的に適用除外の指定されたもの。
   ア)営業のためまたは営業として行われる取引。
   イ)日本以外にある者に対しての取引。
   ウ)国、地方公共団体が行う取引。
   エ)特別法に基づく組合等、公務員の職員団体、労働組合等がその構成員に対して行う取引。
   オ)事業者がその従業員に対して行う取引。
   カ)株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売。
   キ)弁護士、外国法事務弁護士が行う弁護士法に基づく弁護士業務。
   ク)金融商品取引法に基づき、金融商品販売業者、同仲介業者および登録金融機関が行う商品の販売・役務提供、認定投資者保護団体および証券金融会社が行う役務提供。
   ケ)宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者が行う商品の販売または役務提供。
   コ)旅行業に基づき、旅行業者および旅行代理業者が行う役務提供。
   サ)他の法令で消費者の利益を保護することができる等と認められる取引。
   シ)金融取引に関するもの。
   ス)通信・放送に関するもの。
   セ)運輸に関するもの。
   ソ)法律に基づく国家資格を得て行う業務に関するもの。
   タ)その他、法で指定するもの。

5. 会員募集に関する広告

(1)会員募集の広告

ゴルフ場、リゾートクラブ、スポーツクラブなどの会員募集広告は事前審査のうえ、その実態、内容が妥当なものに限り掲載します。

1. 会員募集の広告は、その入会の形態により、以下のように大別できます。
   ア)比較的費用負担の少ない入会金制のテニス、フィットネスクラブなど。
   イ)高額の預託金を伴うゴルフ場やリゾートクラブなど。
   ウ)不動産の所有権を共有するリゾートクラブなど。
2. 審査に必要な書類。
   法人登記簿謄本、会社案内書、営業パンフレット、会員契約書、会則、約款など。預託金制会員募集の場合は、預託金保全措置の内容が確認できる資料。預託金制クラブの会員募集は主務大臣への届け出が必要です。
   広告できるのは原則として施設の開設後に限られています。ただし、預託金の2分の1以上を損害金として返還できる保全措置を講じた場合は、開設前でも広告はできます。
3. 次の事項に該当する場合は掲載できません。
   ア)設立事務所、仮事務所などが臨時的なもの。また、会員規約、運営規約、応募要領など募集体制が不備なもの。
   イ)事業が計画段階で、土地買収、開発許可、建築確認などの法的手続きに不備があるなど、施設の完成度に問題があるもの。
   ウ)施設の収容力を超えて、不当に多数の会員を募集するもの。
   エ)値上がりによる将来の利益を強調するなど、投機心をあおる表現のもの。
4. 各会員募集の広告掲載に当たっての、共通必要事項。次の事項を表示してください。
   ア)広告主名、所在地、電話番号。
   イ)クラブ名(施設名)、所在地、交通機関。
   ウ)募集会員数。
   エ)会員の種別とそれぞれの権利内容。
   〔表示例〕「正会員」、「平日会員」、「法人会員」、「個人会員」等。
   オ)入会に際して必要な金額とその内容および利用料金、年会費など。
   (預託金については据置期間と据置期間経過後の措置)。
   カ)会員権の譲渡または解約に関する定めがあるときは、その内容。
   キ)施設の規模、構造。
   ク)オープン(予定)時期(一部オープンの場合はその内容)。
   ケ)付帯施設あるいは提携施設、または特定の季節に利用制限があるなど特別の制約事項がある場合はその内容。
   コ)その他、業種別に定める必要表示事項。
5. 預託金制の会員募集の広告は共通必要事項以外に、次の事項を表示してください。
   ア)契約解除に関する定めがあるときは、その内容。
   イ)付帯設備、利用権等の概要。
6. 共有制の会員募集の広告は共通必要事項以外に、次の事項を表示してください。
   ア)募集会員数の表示、会員数の総口数および今回募集の口数。
   イ)一室当たりに換算した口数。
   ウ)一口当たり年間利用可能日数。
   エ)年会費、利用料金の額のほか管理費が必要な場合はその額。
   オ)付帯施設がある場合は、その利用可能時期、料金など。

カ）その他、不動産公正競争規約、共有制リゾートクラブ会員権で定められた事項。

（2）ゴルフ場会員募集の広告 （ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律）

1．次の事項を表示してください。

ア）広告主名、商号または名称、所在地、電話番号。
イ）ゴルフ場名、コースの所在地、交通機関。
ウ）最終総会員数、最終正会員数、最終平日会員数。
エ）募集会員数。
オ）会員の種別（正会員、個人・法人会員など）。
カ）利用条件、制限があればその旨。
キ）株式または預託金制の別、株式併用はその旨。
ク）入会金、預託金、年会費など。
ケ）預託金等の据置期間と、据置期間経過後の措置。
コ）拠出金（入会金・預託金）の保全措置をおこなう場合はその旨。
サ）会員権の譲渡の可否、および制限。
シ）工事の完了期日または利用開始予定期日など。
ス）総面積（借地を含む場合はその旨）。
セ）ホール数、コース総距離、パー数。
ソ）設計者、工事請負者名。
タ）クラブハウスの概要（面積、設備など）。
チ）会員権の募集を主務大臣へ届け出済の旨。

（3）ゴルフ場会員権仲介業の広告

オープン済みで、現に利用できるものに限ります。

1．次の事項を表示してください。

ア）広告主名、商号または名称、所在地、電話番号。
イ）「売り」、「買い」の別。
ウ）会員権の対象となるコース名。
エ）会員の種別（正会員、平日会員など）。
オ）情報提供日。

6. 自動車に関する広告

自動車に関する広告は、関連法規を順守し、業界団体である一般社団法人自動車公正取引協議会が定める「自動車公正競争規約」により準用します。

(1)新車に関する広告

次の事項を表示してください。

1. 広告主名、商号または名称、所在地、電話番号。
2. 価格を表示する場合の必要表示事項。
   ア)販売価格。
   ①広告主がメーカーの場合、「メーカー希望小売価格」と表示してください。
   次の事項を表示してください(小スペースの場合、Aは省略可とします)。
   A.「価格は参考価格です。販売業者は価格を独自に定めていますので、価格は各販売店へお問い合わせください」。
   B.「保険料、税金(消費税を除く)、登録料などは、販売価格に含まれていません」、「リサイクル料金が別途必要になります」。
   C. 車名および主な仕様区分(グレード、排気量、ミッション区分など車両を特定するために必要な事項) 。
   ②ディーラー単独の場合、「車両本体価格」を表示してください。
   次の事項を表示してください。
   A.「保険料、税金(消費税を除く)、登録料などは、販売価格に含まれていません」、「リサイクル料金が別途必要になります」。
   B. 車名および主な仕様区分(グレード、排気量、ミッション区分など車両を特定するために必要な事項) 。
   ③複数ディーラーの場合、「車両本体価格」を表示してください。
   次の事項を表示してください(小スペースの場合、Aは省略可とします)。
   A.「価格は各社が独自に定めていますので、価格についてはそれぞれ各社にお問い合わせください」。
   B.「保険料、税金(消費税を除く)、登録料などは、販売価格に含まれていません」、「リサイクル料金が別途必要になります」。
   C. 車名および主な仕様区分(グレード、排気量、ミッション区分など車両を特定するために必要な事項) 。
   ④メーカーとディーラーの共同の場合で、「メーカー希望小売価格」の表示の場合。
   次の事項を表示してください(小スペースの場合、Aは省略可とします)。
   A.「価格は参考価格です。販売業者は価格を独自に定めていますので、価格は各販売店へお問い合わせください」。
   B.「保険料、税金(消費税を除く)、登録料などは、販売価格に含まれていません」、「リサイクル料金が別途必要になります」。
   C. 車名および主な仕様区分(グレード、排気量、ミッション区分など車両を特定するために必要な事項) 。
   ※「車両本体価格」を表示した場合は、③を参照してください。
3. 写真と販売価格を併記する場合。
   ア)広告に使用した写真やイラスト等を掲載した車両の販売価格を明りょうに表示してください。
   イ)広告掲載車両の価格を明りょうに表示した上で、価格帯を「参考として表示(注1)」することはできます。

ウ）広告掲載車両の価格を明りょうに表示した上で、広告掲載車両よりも割安なグレード車の価格を「参考として表示（注1）」することはできます。

※（注1）「参考として表示」とは、広告掲載車両の販売価格の表示と文字の大きさを同等以下にし、配色等にも注意するなど、広告掲載車両の販売価格より目立たなく表示することです。

エ）「広告掲載車両と表示している販売価格は異なります」の表示をしている場合であっても、広告掲載車両の販売価格を明りょうに表示してください。割安なグレード車の価格は、参考表示にとどめてください。

オ）広告掲載車両よりも低グレード車の価格を大きく目立つように表示することはできません。

カ）広告掲載車両にメーカーオプションが装着されている場合は、オプションを含んだ価格を販売価格として表示してください。

キ）オプションを含まない価格を表示する場合は、装着されているオプションの内容と価格およびその価格が販売価格に含まれていない旨をそれぞれに表示してください。

ク）在庫車や展示車など、当該車両の写真が用意できない場合でも、他の車両の写真を流用できません。

4．「値引き」、「特価」、「割引率」などを表示する場合。

「値引き」、「特価」、「割引率」など価格が有利であることを表示する場合、その根拠となる販売価格と値引き後の価格を表示してください 。

5．特別仕様車等について。

特別仕様車の広告は、何が特別仕様なのかを明確にし、販売地域、台数、期間等の限定内容が伴う場合には、必ずその旨を付記してください。

特別仕様車を継続して販売する場合は台数の限定表示は行わないでください。

ア）ディーラーで設定した特別仕様は、車両本体価格に含めないで特別仕様価格として別途表示し、販売価格は車両本体価格を明記した上で合計金額を表示してください。

イ）メーカー設定の場合、特別仕様分は車両本体に含まれるため、特別仕様分について「参考市価」等の表示は行わないでください。

ウ）特別仕様車の二重価格（値引き）表示を行う場合は、値引き前の価格および値引き後の価格を明確に表示してください。

エ）複数のディーラーの共同広告で値引き表示を行うことはできません。

6．販売価格の他に割賦販売価格を併記する場合。

販売価格の他に割賦販売価格（ローン提携販売、残価設定ローンを含む）を併記する場合には、次の事項を表示してください。

ア）現金で販売する価格（車両本体価格とその他必要な経費を含む合計金額）。

イ）割賦（ローン）支払い総額（車両の価格に割賦手数料を含んだ額）。

ウ）支払いの期間および回数。

エ）手数料の実質年率。単位は少なくとも小数点以下1位の単位まで表示してください。

ボーナス併用払いの場合は次のいずれかで表示してください。

①ボーナス月、加算金額を特定し、その条件下の料率を表示する方法。

②算定料率の最低率から最高率を表示するか、最高率だけを表示する方法。

ク）解約について条件があればその旨。

ケ）残価設定ローンの場合は、ローン終了時の条件（ローン終了時の車両返却の条件、別途費用が必要となる場合の条件など）。

7．燃費消費率の表示。

ア）燃費の表示について。

燃費の表示は、公式テスト値（10・15モード燃費、JC08モード燃費）または公的第三者（国土

交通省審査値）によるテスト値を表示し、「同テスト値である旨」をその数値の直近に、明りょうに表示してください。

イ）表示した燃費（公式テスト値または公的第三者によるテスト値）は、「一定の試験条件の下での数値であり、走行条件等により異なる旨」の付記説明を、燃費表示との関連が明確になるよう、直近、明りょうに表示してください。

ウ）付記説明を燃費の表示と離れた場所に表示する場合は、燃費に関する付記説明であることが明確に分かるよう表示してください。

エ）公式テスト値（JC08モード燃費等）通りに一般的に走れるかのように誤認されるおそれがないように表示してください。

①一般論として燃費向上に伴うガソリン代の削減等について例示したもの。

②新型と旧型の燃費の向上率（公式テスト値比較）を表示したもの。

③上記の向上率を基に、燃費向上に伴うガソリン代の削減等について例示したもの。

④「低燃費」であることを基に環境負荷の軽減等について表示する場合は、「環境に配慮した」、「環境を考えた」等の表現を用いてください。（「環境にやさしい」等の断定的な表現は慎んでください）。

オ）燃費について広告表示が不可のもの。

①公式テスト値を基に、「○○km走れる！」など、誰もがその表示した燃費どおりに一般的に走ることができるかのように誤認されるおそれのある表示はできません。

②特定の車両の燃費を用いて算出した「走行可能距離」、「ガソリン代・ガソリン消費量」などの表示は、計算値どおりになるかのように誤認されるおそれが強いため表示できません。

8．特定の用語、事項を表示する場合の注意点。

ア）「No.1」、「最高」など最上級表現を使用する場合、その内容が公的機関や社会的に信頼のおける機関の客観的データで実証され、機関名を明示する場合にのみ使用を可とします。

イ）「新発売」、「新型」など表示する場合。

使用できる期間は新車発表後12カ月間です。

ウ）マイナーチェンジなどの表示について。

マイナーチェンジの発表が予定される前6カ月間は表示できません。

9．景品類について。

ア）顧客を誘引するための手段として。

イ）事業者が自己の供給する商品・サービスの取引に付随して提供する。

ウ）物品、金銭その他の経済上の利益。

購入者・来場者等における景品類の最高額

種　別	取引額	最高額	景品総額の限度額
一般懸賞 （来場者、購入者等に抽選等で提供する場合）	5,000円未満	取引価額の20倍	売上予定総額の2%
	5,000円以上	10万円	
共同懸賞 （複数の事業者が共同して実施する年末大売出し等で抽選等で提供する場合）	—	30万円	売上予定総額の3%
総付景品 （購入者全員、または先着順で提供する場合）	1,000円未満	200円	—
	1,000円以上	取引価額の2/10	
オープン懸賞	—	制限なし	—

※業界規約により総付景品において、自動車以外の商品購入の時は、取引価額が1,000円以上の場合、取引価額の20%か最高額6,000円のどちらか低い額となります。

エ）一般懸賞の場合。

①自動車購入者に対しては最高10万円。

〔例〕「200万円の自動車購入者」→最高額10万円。

②来場者に対して取引価格が5,000円未満の場合は取引価格の20倍まで。

〔例〕「定期点検(4,000円)を実施され抽選による商品提供」→最高額8万円。

オ）総付け景品の場合。

①購入者に対しては取引価格の20パーセント。

〔例〕「200万円の自動車の購入者」→最高額40万円。

「4万円の装備品の購入者」→最高額6,000円。

※取引価額が1,000円以上で自動車以外の商品の場合は、取引価格の20%か最高額6,000円のどちらか低い額。

②来場者に対して取引がない場合や取引価格が1,000円未満の場合は、200円までの記念品等の提供となります。

10. 景品に当たらないもの。

ア）正常な商慣習に照らして値引きと認められるもの（複数回の取引を条件とする場合を含む）。

イ）正常な商慣習に照らして商品、役務に付属すると認められるもの。

11. おとり広告の禁止。

おとり広告とは、実際には一般消費者が広告の表示通り商品等を購入できないにもかかわらず、一般消費者がこれを購入できると誤認するおそれのある広告です。

告知商品について、何らかの事情により取引に応じることについて制約がある場合には、その旨を明りょうに表示することが必要です。

12. エコカー減税に関する表示。

ア）減税の適用期間および適用条件。

イ）車種、グレード、オプション等により減税額は異なる（対象外となる場合もある）旨。

ウ）詳細については、販売店（スタッフ）に尋ねられたい旨。

エ）「免税（車）」等の表示を行う場合には、免税の対象となる税金の種類（重量税・取得税）を明りょうに表示してください。

オ）免税の対象が一部のグレードや駆動方式に限定される場合は、対象となるグレード名や駆動方式等を明りょうに表示してください。

13. クリーンエネルギー補助金（CEV補助金）に関する表示。

補助金の適用を前提とした額について表示する場合は、表示した額で購入できるかのように誤認されることのないよう、車両の販売価格および補助金額を明りょうに表示し、あくまでも「参考」として表示してください。

（2）中古車に関する広告

次の事項を表示してください。

1. 広告主名、商号または名称、所在地、電話番号。

2. 価格を表示する場合の必要表示事項。

ア）車名および主な仕様区分（グレード、排気量、ミッション等）。

イ）初年度登録年（軽自動車は初検査年、輸入車は年式、年型の表示可）。

ウ）車体番号の下3桁以上。

エ）販売価格（消費税込みの価格）。

①保険料、税金（消費税を除く）、登録料などが、販売価格に含まれていない旨。

②割賦販売価格を併記する場合は「(1)新車に関する広告の6の項」に準じて表示してください。

オ)走行記録数。

①走行距離計(メーター)の状態により、以下の事項を表示してください。

A. 実走車は、1,000キロ未満を四捨五入して表示するか、メーター指針距離を表示してください。

B. 改ざん車は、改ざん車である旨を表示してください。

C. 走行不明車は、推定できる根拠がある場合は、その推定距離を表示してください。

D. 推定できる根拠がない場合は、「走行不明」と表示してください。

E. メーター交換車は、交換前後のキロ数を表示してください。

〔表示例〕「メーター交換前○○キロ、交換後○○キロ」等。

※「メーター交換車」と表示する場合は、点検整備記録簿などによる交換根拠が必要です。根拠がない場合はすべて「改ざん車」となります。

カ)使用歴。

①自家用、営業用、レンタカー、その他の別(自家用は省略可)。

②「その他」とは、自動車教習場等で使用、海外使用、使用区分が分からないもの。

キ)自動車検査証の有効期限(年月)。

①「検2年付」、「検受」等の表示をする場合は車検整備費用(24カ月点検整備費用)が、販売価格に含まれている旨を表記してください。

ク)前使用者の点検整備記録簿の有無。

①展示時点からさかのぼり2年以内に定期点検整備が行われ、その点検整備簿が展示車両に備え付けられている場合は「有」と表示し、定期点検整備内容を付記してください。

②その他の場合は「無」と表示してください。

ケ)保証の有無。

①保証がある場合は「保付」と表示し、その内容、期間または走行距離を明記してください。

②保証がない場合は「保証なし」と表示してください。

コ)定期点検整備実施状況。

①「定期点検整備あり(済み)」、「定期点検整備あり(納車時)」または「定期点検整備なし」の別を表示してください。

②「定期点検整備なし」の場合、「別途必要」と費用額を表示してください。

サ)修復歴の有無。

修復歴有りの場合、「修復歴の部位について尋ねられたい」旨を表示してください。

シ)塗色。

ス)リサイクル料金の表示。

①未預託の場合。

A. 未預託の旨。

B. 「リサイクル料金が別途必要」の旨。

②預託済みの場合。

A. 預託済みの旨。

B. 価格にリサイクル料金が含まれているか否かの旨。

C. 価格に含まれていない場合、「リサイクル料金が別途必要」の旨。

③リサイクル料金に含まれない装備(後付けエアコン等)がある場合。

A. 廃車時にリサイクル料金が別途必要とその装備内容。

セ)通信販売の必要表示事項。

①販売価格、送料、代金の支払時期・方法、商品の引渡し時期・期限など、特定商取引法

規定されている必要事項。
②特別の販売条件がある場合はその内容を表示してください。
③請求により、詳しい販売条件を記載した書面を交付する旨を表示してください。

※「通信販売」については、本掲載基準34頁「（2）通信販売の広告」を参照してください。

3.「支払総額」を表示する場合、以下の表示が必要になります。
ア）必ず車両本体価格も表示してください。
イ）「支払総額」は車両本体価格の文字の大きさよりも大きく表示してください。
ウ）「支払総額」は、表示額以上の金銭負担がない価格を表示してください。
エ）「コミコミ価格」、「ポッキリ価格」等の表示はできません。
オ）「支払総額」の条件がある場合はその事。
「店頭納車価格」である旨、「登録月・場所等により価格が変動」する旨、または「○月陸運支局で登録した場合の価格」である旨等。

4. 特定の用語、事項を表示する場合の注意点。
ア）「No.1」、「最高」など最上級表現を使用する場合、その内容が公的機関や社会的に信頼のおける機関の客観的データで実証され、機関名を明示する場合にのみ使用を可とします。
イ）価格表示。
①中古車と新車の価格を同時に表示することはできません。
②割引価格、値引き価格については、表示することができません。
ウ）おとり広告の禁止。
「フェア期間に販売することを申し出ている中古車」（以下、フェア対象車）は、「売約済みとなる場合がある旨」を付記した場合であっても、フェア開始日に販売できない場合はおとり広告となります。

5. 不当表示の禁止。
ア）特に新しいと印象を与えるため、中古車でないと誤認されるおそれのある表示。
〔不可例〕「準新車」、「旧型新車」、「新装車」、「新粧車」、「新古車」等。

イ）実際のものより有利であるかのような誤認されるおそれのある表示。
〔不可例〕「超激安」、「超特価」、「価格破壊」、「バク安」等。

7. 旅行に関する広告

旅行に関する広告は、旅行業法等を順守し、旅行業公正取引協議会が定める「表示規約」等により準用します。

(1)旅行業の広告

1. 第1種旅行業者は観光庁長官、それ以外の旅行業者は都道府県知事への登録が必要です。
2. 旅行募集広告は、旅行業者は一般社団法人日本旅行業協会または、一般社団法人全国旅行業協会の会員に限ります。
3. 旅行業者、旅行業者代理業者以外の者が、旅行の申し込み・問い合わせ先の表示はできません。
4. 登録種別の業務範囲は次の通りです。

登録種別	登録業務範囲
第1種旅行業 観光庁長官の許可	海外・国内の募集型企画旅行の実施 海外・国内の受注型企画旅行の実施 海外・国内の手配旅行の実施 他社実施の募集型企画旅行契約の代理締結
第2種旅行業 都道府県知事の許可	国内の募集型企画旅行の実施 海外・国内の受注型企画旅行の実施 海外・国内の手配旅行の実施 他社実施の募集型企画旅行契約の代理締結
第3種旅行業 都道府県知事の許可	営業所の所在地、隣接する市区町村内の募集型企画旅行の実施 海外・国内の受注型企画旅行の実施 海外・国内の手配旅行の実施 他社実施の募集型企画旅行契約の代理締結

旅行業者代理業	所属旅行業者が委託する範囲の旅行業務

(2)募集型企画旅行の広告

1. 企画旅行では次の事項を明示してください。
   ア)広告主名、企画旅行業者の氏名または名称。
   イ)企画旅行業者の住所。
   ウ)企画旅行業者の登録番号。
   エ)日本旅行業協会または全国旅行業協会のどちらかの登録番号。
   オ)企画旅行業者の旅行業代理業者または受託旅行業者代理業者が募集広告を行う場合は、ア～エの項に加えて、企画旅行業者もア～エの項を表示してください。

〔表示例〕「旅行・企画　○○旅行㈱　　「受託旅行業者　△△観光㈱
観光庁長官登録旅行業○○号　　観光庁長官登録旅行業□□号
○○旅行業協会　正会員　　府県知事登録旅行業者代理業□□号
○○市□□区△△町」　　□□市△△区○○町」

※受託旅行業者の表示については、企画旅行業者の名称等に用いる文字と同等以下の大きさの文字を使用してください。

   カ)旅行の目的地および日程に関する事項。
   ①主たる目的地。
   当該目的地が入場する観光地、観光施設を含まない場合は、経由地、乗継地、休憩地等

と明確に区別して表示してください。
②出発地、帰着地。
③宿泊地、宿泊予定施設。
A. 宿泊地については、日程中のすべての宿泊都市名を表示してください。当該都市における宿泊サービスの手配が事情により困難となる可能性がある場合に限り、当該都市名を表記した上で他の特定の代替都市が宿泊地となり得る旨を表示してください。
〔表示例〕「○○市または□□市」。

B. 宿泊予定施設が、ホテル、旅館の場合。
〔表示例〕「○○ホテル」、「△△旅館」、「○○ホテルまたは□□ホテル」。
「○○ホテルまたは同等クラス」。

〔不可例〕「○○ホテル他」、「△△旅館他」。

⑤出発日。
⑥旅行日数。
「旅行開始日」を初日とし、「旅行終了日」を末日として算定した日数。
⑦機中泊、車中泊等の場合はその旨。
キ）運送、食事サービスの内容に関する事項。
①運送機関の種類または名称の表示。
A. 航空会社を利用する場合は、不明確な表示はできません。
〔表示例〕「○○航空」、「△△航空」等と明確に表示してください。

〔不可例〕「○○航空他」等は不明確な表示となります。

B. コードシェア便を利用する場合で、表示上の航空会社と実際の運航航空会社が異なるときは、その旨を表示してください。
②食事条件。
朝食・昼食・夕食の別に回数で表示してください。機内食は回数には入りません。
旅行日程表等に食事欄を入れて、食事の有無をマーク等で明確な場合は回数表示は省略できます。
ク）旅行代金。
①複数の出発日を有するコースで、出発日により最低額と最高額を同じ大きさの文字で、表示してください。また、出発日ごとの全ての旅行代金を明確に表示してください。
②宿泊機関の一室当たりの利用人数等の利用条件の差異により旅行代金の額が異なるものについては、その差異を明確に表示してください。
A. 最低額と最高額の旅行代金が同じ大きさの文字で表示。
〔表示例〕「22，680円～44，280円」。

B. 出発日条件と宿泊条件の差異による旅行代金をすべて表示。
〔表示例〕「山陰・山陽の旅　山口○○ホテル」等。
「22，680円～44，280円（4名様1室ご利用の場合、大人1名様）」

出発日	2名様利用	3名様利用	4名様利用
4／1 ～4／30	31，320円	29，160円	27，000円
5／1 ～ 5／5	48，600円	46，440円	44，280円
5／6 ～5／31	28，080円	25，920円	23，760円
6／1 ～6／30	27，000円	24，840円	22，680円

〔不可例〕・表示料金の文字の大きさに差がある。
「22，680円～44，280円」
・特定日のみの料金表示。
（5/1～5/31出発）
「28，080円～23，760円」
・最低料金のみの表示。
「22，680円～」

ケ）運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)。
燃油サーチャージの料金が旅行代金とは別途必要になることを旅行代金に近接して表示してください。
〔表示例〕「燃油、サーチャージは、別途お支払いください。」、「燃油サーチャージを除く。」、「燃油サーチャージを含まない。」等。
「燃油サーチャージ　40，000円目安3月20日現在。」
※燃油サーチャージ料金を明記した場合は、起算の日付と料金が増減した場合の取り扱い等を表示してください。

コ）添乗員同行の有無。
サ）最少催行人員。
①最少申し込み人数の表示は、旅行出発日の表示の近くに明示してください。
〔表示例〕「2名出発保証」、「2名催行確約」等。

②催行人数に満たなかった場合の解除する日程の表示は、旅行開始日から換算して国内旅行は13日前、海外旅行は23日前を目途に表記、日帰りは3日前としてください。
シ）契約の締結前に書面を交付して取引条件の説明を行う旨の記載。
ス）契約の申し込み方法。

2．ホームステイツアーについて。
ホームステイツアーとは、ホームステイと旅行を組み合わせて設定された3カ月未満の募集型企画旅行で、外国の家庭に、語学の研修、生活体験等の目的で滞在するものです。
募集型企画旅行の明示事項の他に次の事項を表示してください。
ア）ホームステイツアーである旨。
イ）当該ホームステイの意義と参加者の注意事項。
ウ）ホームステイ中のホストファミリーの受入条件。
エ）語学研修の機関と実施予定プログラム等の実施方法。
オ）その他必要な情報。
カ）広告表示の注意事項。
①当該事業者の事業者名が、公的機関と紛らわしい屋号の場合は、「株式会社」等まで表示してください。
②斡旋業者が個人事業者の場合は、屋号に併せて個人名を明記し個人事業者である旨を明りょうに表示してください。
③「確実に語学力が身につきます」と語学力のアップを表示する場合は、語学力のアップ等の裏づけとなる合理的な根拠を示す資料を明示してください。
④体験談を掲載する場合には、事実に即したもので、ホームステイした時期（年月）を表示してください。
キ）禁止用語等。
〔不可例〕「留学」等。

(3)企画旅行の広告

1. 旅行業者が企画した企画旅行広告は、次の事項を表示してください。
   ア)ツアータイトルに、入場にあたり入場券が必要とされる特定の施設の名称または当該施設内における催物等の名称を記載する場合は、旅行代金に当該入場券の代金を含んだ表示をしてください。
   イ)前号「ア」の入場券が記名式であることその他の理由により他人への譲渡が禁止されている場合は、旅行者が取消料を支払うことなく旅行契約を解除した際に当該入場券を買い取ることを旅行契約締結の条件とするときには、その旨および入場券の代金の額を旅行代金に近接して表示してください。
2. 次の事項を表示してください。
   ア)広告主名、商号または名称、所在地、電話番号。
   イ)日本旅行業協会または全国旅行業協会のどちらかの登録番号。
   ウ)旅行の目的地および日程に関する事項。
   エ)旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊または食事のサービスに関する事項。
   オ)旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項。
   カ)旅程管理業務を行う者の同行の有無。
   キ)企画旅行の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しない場合は、その旨および当該人員数。
   ク)旅行業法第12条の4に規定する取引条件の説明を行う旨(規則第25条第1号に規定する事項を表示して広告する場合を除く)。
3. 旅行会社以外が企画した企画旅行広告は、次のいずれかを表記してください。
   ア)主催者を旅行業者のみとし、費用も全額旅行業者に支払う。
   共同企画――――イベント業者、旅行業者
   主催――――――旅行業者
   費用――――――全費用を表示
   イ)費用、責任をイベント部分と旅行部分に分けて表示する。
   イベント主催―――イベント業者
   旅行主催―――――旅行業者
   費用――――――イベント参加費用と旅行費用を分離表示
   ウ)旅行部分を含まない企画として表示する。
   主催――――――イベント業者
   費用――――――イベント参加費用のみ表示
   旅行部分についての表示例―――イベントに参加希望者の方は○○旅行社主催「△△ツアー」(○○万円)に別途申し込んでいただきます

(4)優待旅行の広告

優待旅行広告は、その企画旅行に関して第三者が旅行代金の一部を負担している場合です。

※旅行会社自身または運送、宿泊機関などが旅行代金の一部を負担している、ということを理由に「優待」と表示はできません。

1. 次の事項を表示してください。
   ア)広告主名、商号または名称、所在地、電話番号。
2. 次の事項を記載して「優待」の表示が可能です。
   ア)優待の当事者である第三者の名称。
   イ)優待旅行を主催する旅行業者の名称、住所、登録番号。
   ウ)当該旅行業者が定めた旅行代金。

エ）当該第三者の負担額。
オ）「企画旅行の必要表示事項」の表示。

（5）招待旅行の広告

懸賞の景品などで旅行に招待するもので、消費者が旅行代金を負担せずに参加できるものです。

1．次の事項を表示してください。
ア）広告主名、商号または名称、所在地、電話番号。

2．懸賞募集広告の場合は次の事項を明示してください。
ア）旅行の目的。
イ）実施時期。
ウ）発着地。
エ）出発日。
オ）招待者数。
カ）招待者への通知方法など。

※「優待旅行」の第三者の負担額や「招待旅行」の旅行代金は、景品類の提供になりますので、本掲載基準14頁「（6）懸賞および景品類提供の基準」を参照してください。

（6）手配旅行の広告

旅行者の要望を聞いて旅行業者が旅行の内容や企画を行い、旅行者の承認を得て旅行に関するサービスを行うものです。

1．企画旅行の募集と誤認させないため次の表示をしてください。
ア）広告主名、企画手配旅行業者の名称、住所、登録番号。
イ）企画手配旅行である旨の表記。
ウ）取引条件の説明を行う旨の表記。

（7）資料請求の広告

旅行商品名を表示し、資料請求を求める広告です。

1．次の表示をしてください。
ア）広告主名、企画旅行業者の氏名または名称。
イ）企画旅行業者の住所。
ウ）企画旅行業者の登録番号。
エ）日本旅行業協会または全国旅行業協会のどちらかの登録番号。
オ）旅行の目的地および日程に関する事項。
カ）資料請求先。

2．旅行代金を表示する場合は、「申し込み受け付けはしていません」等を明示してください。
もしくは、「（2）募集型企画旅行の広告」の必要事項を表示してください。

（8）誇大広告の禁止

1．次の用語を客観的根拠なく使用すること。
ア）「超豪華」、「当社だけの」等の優位性、唯一性を意味する用語。
イ）「完ぺき」等、完全性を意味する用語。
ウ）「優待価格」、「割引価格」等の優位性を意味する用語。
エ）「業界第1位」等、優位性を意味する用語。

2．ファーストクラスの使用、添乗員の同行等、単に契約条件に過ぎないものを「特典」として表記すること。

3. 「後援」、「協賛」、「推薦」等の記載を事実に反して使用すること。
4. 旅行地において、事実に反して強調する目的で、「危険は一切ありません」、「衛生上の不安は全くありません」といった用語や、想起させる写真・イラスト等を使用すること。
5. 旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項について。
   ア）著しく事実に相違する記載を行うこと。
   イ）日程に含まれない場所等の写真・イラスト等を使用すること。
6. コストが旅行代金の中に含まれているのに「無料サービス」、「特典」等を表記すること。
7. 特別補償責任を担保する保険として「旅行特別補償保険」をもって、「旅行損害保険」をかけている旨を記載すること。
8. その他、事実に反して誤認を与えるような表記をすること。

（9）不当表示

1. 二重価格。
   「値下げしました」と表示し、売り出し価格と比較対照価格を表示する場合、最近相当期間に渡って販売されていた価格を正しく表示してください。
   ※「最近相当期間」とは、セール開始時点からさかのぼる8週間のうち、4週間以上販売されていた価格。または、販売開始から8週間未満の場合は、その過半を占め、かつ2週間以上の期間で販売されいた価格。
   値下げ表示開始時点で、比較対照価格で販売されていた最後の日から2週間以上経過していない価格です。

※「二重価格」については、本掲載基準12頁「3）二重価格について」を参照してください。

2. 温泉の表示。
   温泉法施行規則において、加水・加温・循環ろ過・入浴剤または消毒方法の表示を温泉事業者は義務付けられています。温泉表示については、正確に表示してください。
   ア）高温や湯量不足等で、加水している場合は、その旨。
   イ）温度を適温に保つため沸かし直ししている場合は、その旨。
   ウ）循環ろ過して使用している場合は、その旨。
3. 「療養ツアー」等。
   療養泉としての適応症の表示する場合は、実際に療養泉として基準値を維持している客観的事実を示す資料を明示してください。
4. 「森林浴ツアー」等。
   「リラクゼーション効果」、「新陳代謝促進」、「気分爽快」等の主観的・抽象的内容を表記する場合は、客観的事実を示す資料を明示してください。
5. 「中国漢方ツアー」等。
   健康回復を表示する場合は、その裏づけとなる合理的な根拠を示す資料を明示してください。
6. 「オーロラ観測ツアー」、「流氷ツアー」等。
   不確定な観光対象を主目的として自然現象を観光対象とするとき「絶対見られる」という断定的な表示をして見られなかった場合、不当表示となります。

8. 出版に関する広告

出版広告は、原則として市販されている書籍、雑誌、デジタル出版物等を対象とします。
次の事項に該当するものは掲載できません。

1. 出版広告の形式をとりながら、選挙の事前運動など、売名行為が目的であると判断されるもの。
2. 刑事事件等に関連した未成年の氏名、住所、顔写真など本人と推知されるおそれがあるもの。また、成人であっても、被疑者の氏名、顔写真等の掲載は当該事件の性格、新聞報道の推移を勘案のうえ掲載の可否を決定します。
3. 健康増進や病気の治癒等に関する書籍で、薬効を宣伝し、特定の食品、商品を販売する商法（いわゆるバイブル商法）とみなされるもの。また、特定の病院への誘因目的が明らかとみなされるもの。
4. 宗教法人等の出版広告において、信仰による利益を著しく強調するものやいたずらに不安感や恐怖感をあおり、人を惑わすとみなされるもの。また、他の宗教団体などを誹謗・中傷するとみなされるもの。
5. 差別、名誉棄損、プライバシー侵害、業務妨害などのおそれのあるもの。
6. 性に関する表現が露骨、わいせつ、挑発的なもの。
7. セクシャルハラスメントとなるおそれのあるもの。
8. 犯罪や暴力を礼賛するなど、社会的に悪とみなされるものを推奨または肯定するもの。
9. 虚偽もしくは不正確な表現のもの。
10. その他、内容・体裁など、本社が特に不適当と認めたもの。

9. 教育に関する広告

教育に関する広告は、学校教育法、私立学校法、社会教育法などを順守してください。

(1)各種学校、塾、通信教育など、教育に関係のある広告の注意事項

1. 次の事項に該当する場合は掲載できません。
   ア)教育、技術などの修得を主体とせず、卒業、修了後の収入、就職などを確約、保証するかのような表現のもの。
   イ)予備校・塾の入試合格者の氏名などについては、大学入試合格者は「本人」、小・中学校、高校入試合格者は「保護者」の同意確認書の事前提出が原則です。
   ウ)通信教育、塾などの広告で、教育体制の実態が不明確な物や教材や学習器具を売り付けることを目的としたもの。
   エ)臨時の講習会、教室、テストなどの広告で、主催者名、費用、期間などの表示のないもの。
   オ)厚生労働大臣の許可を得ないで、職業の紹介、斡旋をうたったもの。
   カ)語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室において契約の期間が2カ月を超え、費用が5万円以上の場合は、「特定商取引法」の特定継続的役務提供に該当します。契約の解除等、同法に定める概要書面、契約書の交付がないものは、掲載できません。
2. 合格数・率および最大・最高などの表現について。
   ア)合格者数または合格占有率の表示については、それが確認できる資料を提示してください。
   イ)模擬試験受験者、また短期の受講者などは、合格者に含むことはできません。
   ウ)合格率の表示は、当該の全合格者数に対する自校合格者の占める旨であることを明確に表示してください。
   エ)「合格者No. 1」「合格率全国一」「日本初」などの最大・最高の表現については、確実な客観的根拠を提示してください。

※「最大・最高の表現」については、本掲載基準10頁「1)最大、最高などの表現について」を参照してください。

(2)各種学校、専修学校の広告

1. 認可を受けた各種学校、専修学校の学校名表示は、それぞれの許可を受けた名称の通り明確に表示すること。
2. 無認可の教育施設(講習会、学習塾、教室など)は、認可があるものと誤認させるおそれのある表示はできません。

〔不可例〕「○○大学」、「○○高等専門学校」等。

(3)資格取得のための講座等の広告

所定の課程を修了したときに与える資格、称号で、国家試験合格者に与えられる資格、称号と紛らわしいものは、「当会認定の○○士」あるいは「○○士(民間資格)」などと表示してください。

〔紛らわしい民間資格の代表的な例〕

国家資格の名称	国家資格にない紛らわしい称号
中小企業診断士	経営診断士、経営管理士、経営労務コンサルタント
社会保険労務士	年金相談員、労政管理士、年金コンサルタント
不動産鑑定士	不動産管理士、不動産診断士、不動産調査士
公認会計士	財務管理士、商工計理士、係数管理士
造園施工管理技士	園芸士、盆栽士、造園管理士

ただし、国家試験に準ずるもの、または社会的に評価の定まったものが与える資格、称号の場合は

その限りではありません。
〔表示例〕「商工会議所簿記1級」、「珠算2級」等。

(4)外国大学日本校、留学等の広告

1. 日本の大学と同等の資格が得られると誤認されるおそれのある表示はできません。
   ア)日本の法令に定める大学ではない旨の表示をしてください。
   〔表示例〕「日本の学校教育法に基づく大学ではありません」等。

   イ)本国の大学へ進学(編入)できる、あるいは本国と同等の資格が得られる表示をする場合は、その条件を明示してください。
2. 海外への留学、研修、ホームステイなどにおいては、実態が確かで、実績のあるものに限り掲載します。
   ア)受け入れ先の学校と正式な提携契約を結んでいないものや寄宿先が不明なものは掲載できません。

※ホームステイの旅行募集を行う場合は、本掲載基準47頁「2. ホームステイツアーについて」を参照してください。

(5)通信教育、講習会、塾等の広告

1. 次の事項を表示してください。
   ア)広告主の名称、所在地、電話番号。
   イ)講習講座の期間(開講日時、曜日、回数)。
   ウ)講習講座の内容。
   エ)入会金、受講料の表示、テキスト代、材料費を要する場合はその額。(資料を送呈する場合は省略可)。
   オ)資格取得に要する費用、条件など。
   カ)講座等修了者に資格を認定するものは認定者名(自社の場合は「当社認定」または「当会認定」など)。

(6)歌手、劇団員、タレント養成所等の広告

タレント養成所などの広告については、事前に審査を行い掲載の可否を決めます。

1. 審査に必要な書類。
   ア)法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット、募集要項。
   イ)職業紹介・斡旋などを行う場合は厚生労働大臣の許可書、研修・訓練などで費用負担がある場合はその旨など。
2. 次の事項に該当する場合は掲載できません。
   ア)タレント、モデルなどの募集で実態の不明確な芸能プロダクション、劇団、団体の広告。
   イ)養成を目的とする研修生の募集では、「○○テレビ(映画)出演」などと直ちにテレビ、映画に出演できるかのような表現のもの。
   ウ)職業紹介業の許可なく職業紹介、あっせん、仲介を行うもの。
   エ)未成年者を対象とする場合にあって、保護者の承認を要する旨の表示がないもの。
3. 基本的人権を侵すおそれのある事項を記載させる表示はできません。
   ア)応募する本人の能力、適性とは直接関係のないことを選考基準にすることはできません。
   イ)応募書類(履歴書)では、厚生労働省が定めた統一用紙の記入事項内の範囲に限ります。
4. 身体の特徴に係る事項およびプライバシーの侵害となるおそれのある事項を記載させる表示はできません。

10. 病院、医療等に関する広告

病院・医療に関する広告については、「医療法」、「景品表示法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性確保等に関する法律（以下：医薬品・医療機器等法という。薬事法から名称変更：平成26年11月25日施行）」等を順守し、厚生労働省通達の「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」の範囲内とします。
病院とは、20床以上の病床を有し、診療所とは病床を有さない、または19床以下の病床を有する施設です。

（1）医療法の広告の定義

医療に関する広告の該当性については、次の1～3のいずれの要件も満たす場合に、広告に該当します。

1. 誘因性＝患者の受診等を誘引する意図があること。
2. 特定性＝医業もしくは歯科医業を提供する者の氏名もしくは名称または病院もしくは診療所の名称が特定可能であること。
3. 認知性＝一般人が認知できる状態にあること。

（2）病院、診療所の広告可能な事項（医療法第6条）

1. 医師または歯科医師である旨。
2. 診療科名。
   ア）①「内科」。
   ②「外科」。
   ③「内科」、「外科」と次の「イ）」で示す組み合わせる診療科名も広告が可能です。
   イ）①「身体・臓器の名称」。
   ②「年齢・性別等の特性」。
   ③「診療方法の名称」。
   ④「症状、疾患の名称」。
   ⑤「単独診療科名と可能な組み合わせ」。
   ※例示は別掲「表1-1～5」参照
3. 病院または診療所の名称、電話番号および所在の場所を表示する事項ならびに病院または診療所の管理者の氏名。
   ア）病院、診療所の名称。
   病院、診療所の正式な名称だけではなく、当該医療機関であることが認識可能な略称や英語名についても表示できます。
   イ）名称として使用可能な範囲。
   治療方法、部位、診療対象者など法令およびガイドライン等により広告可能とされたものについては、医療機関の名称としても使用可能です。
   〔表示例〕「ペインクリニック」、「腎透析クリニック」、「女性クリニック」等。
   ウ）病院、診療所の電話番号。
   電話番号には、ファクシミリ番号も表示できます。略号や記号の使用もできます。
   〔表示例〕・社団法人→(社)
   ・電話番号075-000-0000→℡075-000-000
4. 診療日や診療時間または予約による診療の実施の有無。

ア）診療日、診療時間 で「午前宅診・午後往診」や診療日を明示せず休診日を明示することもできます。

イ）予約による診療の実施の有無。

「平日○○時～○○時予約受付」等の予約時間、受付の電話番号、ホームページのURL、Eメールアドレス等を表示できます。

予約診療の有無やその金額も表示できます。

5. 法令に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院、診療所または医師、歯科医師である旨。

※例示は別掲「表2」参照

6. 入院設備の有無、病床の種別と数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他従業者の人数、病院・診療所の設備・人員配置に関する事項。

〔表示例〕施設概要＝敷地面積、床面積、階層数、エレベーター数、免震・耐震構造、病棟配置図、敷地内の写真、建物の外観・内装の写真。

〔表示例〕病床の種別＝病室の種類、病棟、診療科別の入院設備の有無。

〔表示例〕施設設備＝手術室、集中治療室（ICU）、新生児用集中治療室（NICU)等の有無。

〔不可例〕「ICU(集中治療室）完備」の表現は、患者を受け入れられない状況も予想され、いつでも利用可能と誤認を与えるおそれがあり不可。

〔表示例〕据え置き型の医療機器等の配置状況＝一般的名称（MRI、CT、ガンマナイフ等）の写真、台数、導入日等。

※特定可能となる販売名や型式番号が明らかな場合は表示できません。

7. 病院・診療所の診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師の氏名、年齢、性別、役職、略歴に関する事項の他、厚生労働大臣が定めるもの。

※例示は別掲「表3」参照

8. 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の専門性について、厚生労働大臣に届け出がなされた団体が認定する資格名で広告が可能なものに限ります。

※例示は別掲「表4」参照

9. 患者や家族からの医療に関する相談、医療の安全のための措置、個人情報の適正な取り扱いの措置その他の当該病院・診療所の管理または運営に関する事項。

※例示は別掲「表5」参照

10. 紹介をすることができる他の病院、診療所や保健医療、福祉サービスの名称・所在地や施設、設備、器具の共同利用の状況や連携に関する事項。

11. 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、その他の当該病院・診療所における医療に関する情報の提供に関する事項。

〔表示例〕ホームページアドレス、電子メールアドレス、QRコードの表示は可。

12. 病院・診療所で提供される医療の内容に関する事項（検査、手術、その他の治療の方法については、医療の適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る）。

※例示は別掲「表6-1、2」参照

13. 患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者または入院患者の数、その他の医療の提供の結果に関する事項で厚生労働大臣が定めるもの。

※例示は別掲「表7」参照

14. その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項。

※例示は別掲「表8－1、2」参照

※表1－1

組み合わせ可能な名称

①「身体・臓器の名称」	
頭頸部 胸部 腹部 呼吸器 消化器 循環器 気管食道 肛門 血管 心臓血管 腎臓 脳神経 神経 血液 乳腺 内分泌 代謝 頭部 頸部 気管 気管支 肺 食道 胃腸 十二指腸 小腸 大腸 肝臓 胆のう 膵臓 心臓 脳 脂質代謝	「内科」または「外科」

②「年齢・性別等の特性」	
男性 女性 小児 老人 周産期 新生児 児童 思春期 老年 高齢者	「内科」または「外科」

③「診療方法の名称」	
整形 形成 美容 心療 薬物療法 透析 移植 光学医療 生殖医療 疼痛緩和 漢方 化学療法 人工透析 臓器移植 骨髄移植 内視鏡 不妊治療 緩和ケア ペインクリニック	「内科」 または 「外科」

④「症状、疾患の名称」	
感染症 腫瘍 糖尿病 アレルギー疾患 性感染症 がん	「内科」 または 「外科」

⑤単独診療科名と可能な組み合わせ	
精神科 アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 産科 婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 放射線治療科 放射線診断科 病理診断科 臨床検査科 救急科	①、②、③、④と組み合わせ可能

※表1－2

通常考えられる診療科名の例示

医　科			歯科
内科	外科	皮膚科	歯科
呼吸器内科	呼吸器外科	泌尿器科	小児歯科
循環器内科	心臓血管外科	産婦人科	矯正歯科
消化器内科	心臓外科	産科	歯科口腔外科
心臓内科	消化器外科	婦人科	
血液内科	乳腺外科	眼科	
気管食道内科	小児外科	耳鼻いんこう科	
胃腸内科	気管食道外科	リハビリテーション科	
腫瘍内科	肛門外科	放射線科	
糖尿病内科	整形外科	放射線診断科	
代謝内科	脳神経外科	放射線治療科	
内分泌内科	形成外科	病理診断科	
脂質代謝内科	美容外科	臨床検査科	
腎臓内科	腫瘍外科	救急科	
神経内科	移植外科	児童精神科	
心療内科	頭頸部外科	老年精神科	
感染症内科	胸部外科	小児眼科	
漢方内科	腹部外科	小児耳鼻いんこう科	
老年内科	肝臓外科	小児皮膚科	
女性内科	膵臓外科	気管食道・耳鼻いんこう科	
新生児内科	胆のう外科	腫瘍放射線科	
性感染症内科	食道外科	男性泌尿器科	
内視鏡内科	胃腸外科	神経泌尿器科	
人工透析内科	大腸外科	小児泌尿器科	
疼痛緩和内科	内視鏡外科	泌尿器科（不妊治療）	
ペインクリニック内科	ペインクリニック外科	泌尿器科（人工透析）	
アレルギー疾患内科	外科（内視鏡）	産婦人科（生殖医療）	
内科（ペインクリニック）	外科（がん）	美容皮膚科	
内科(循環器)	精神科	など	
内科（薬物療法）	アレルギー科		
内科(感染症)	リウマチ科		
内科(骨髄移植)	小児科		

※「麻酔科」＝厚生労働大臣の許可を得た診療科として、当該診療に従事する医師が厚生労働大臣の許可を得た場合に限り表示できます。診療科として明記するときは許可を受けた医師の氏名も併せて表示することが義務付けられています。

※表１－３

複数の事項を組み合わせた診療科名の例示

医　科		歯科
血液・腫瘍内科	小児腫瘍外科	小児矯正歯科
糖尿病・代謝内科	女性乳腺外科	など
老年心療内科	移植・内視鏡外科	
老年・呼吸器内科	消化器・移植外科	
頭頸部・耳鼻いんこう科	ペインクリニック・整形外科	
消化器内科（内視鏡）	脳・血管外科	
腎臓内科（人工透析）	肝臓・胆のう・膵臓外科	
腫瘍内科（疼痛緩和）	大腸・肛門外科	
美容皮膚科（漢方）	腎臓外科（臓器移植）	
	など	

※表１－４

法令に根拠がない、または法令改正のため認められない名称

医　科			歯科
神経科	気管食道科	肛門科	インプラント科
呼吸器科	女性科	化学療法科	審美歯科
循環器科	老年科	疼痛緩和科	など
消化器科	糖尿病科	ペインクリニック科	
胃腸科	性病科	など	
皮膚泌尿器科	性感染症科		

※表１－５

不適切な組み合わせとして認められない診療科名

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形、形成
外科	心療
アレルギー科	アレルギー疾患
小児科	小児、老人、老年、高齢者
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳
産婦人科	男性、小児、児童
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓

※表2

法令の規定に基づき指定を受けた旨の表記できる名称

保険医療機関	指定養育医療機関
特定承認保険医療機関	戦傷病者特別援護法指定病院
労災保険指定病院	戦傷病者特別援護法指定診療所
労災保険指定診療所	外国医師臨床修練指定病院
労災保険二次健診等給付病院	被爆者指定医療機関
労災保険二次健診等給付診療所	被爆者一般疾病医療機関
母体保護法指定医	指定自立支援医療機関
臨床研修指定病院	(育成医療・更正医療・精神通院医療)
歯科医師臨床研修指定病院	▽育成、更正、精神通院の指定を受け
歯科医師臨床研修指定診療所	た内容を明示し、いずれの指定も受
身体障害者福祉法指定医	けている場合は「指定自立支援機関」
精神保健指定医	だけの表記で可。
精神保健指定病院	特定感染症指定医療機関
応急入院指定病院	第一種感染症指定医療機関
生活保護法指定医	第二種感染症指定医療機関
生活保護法指定歯科医	指定居宅サービス事業者
生活保護法指定医療機関	指定介護予防サービス事業者
結核予防法指定病院	指定介護療養型医療施設
結核予防法指定診療所	指定療育機関

※表3

厚生労働大臣または都道府県知事の免許を受けた医療従事者として表示できる名称

①医療従事者の範囲。

医師	準看護師	理学療法士	言語聴覚士
歯科医師	歯科衛生士	作業療法士	管理栄養士
薬剤師	診療放射線技師	視能訓練士	栄養士
保健師	歯科技工士	臨床工学技士	
助産師	臨床検査技師	義肢装具士	
看護師	衛生検査技師	救急救命士	

②医療従事者の氏名、年齢、性別。非常勤の医療従事者についても、非常勤である旨や勤務する日時を示せば表示できます。

③医療従事者の役職は「院長」、「副院長」、「外科部長」、「薬剤部長」、「看護師長」、「主任」など表示できます。

④医療従事者の経歴を示すものとして、生年月日、出身校、学位、免許取得日、勤務した医療機関など表示できます。

※表4

医師等の専門性について以下の団体が認定する資格名は表示できます

団体名	資格名
公益社団法人 日本整形外科学会	整形外科専門医
公益社団法人 日本皮膚科学会	皮膚科専門医
公益社団法人 日本麻酔科学会	麻酔科専門医
公益社団法人 日本医学放射線学会	放射線科専門医

公益財団法人 日本眼科学会	眼科専門医
公益社団法人 日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
一般社団法人 日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
一般社団法人 日本形成外科学会	形成外科専門医
一般社団法人 日本病理学会	病理専門医
一般社団法人 日本内科学会	総合内科専門医
一般社団法人 日本外科学会	外科専門医
一般社団法人 日本糖尿病学会	糖尿病専門医
一般社団法人 日本肝臓学会	肝臓専門医
一般社団法人 日本感染症学会	感染症専門医
一般社団法人 日本救急医学会	救急科専門医
一般社団法人 日本血液学会	血液専門医
一般社団法人 日本循環器学会	循環器専門医
一般社団法人 日本呼吸器学会	呼吸器専門医
一般財団法人 日本消化器病学会	消化器病専門医
一般社団法人 日本腎臓学会	腎臓専門医
公益社団法人 日本小児科学会	小児科専門医
一般社団法人 日本内分泌学会	内分泌代謝科専門医
一般社団法人 日本消化器外科学会	消化器外科専門医
一般社団法人 日本超音波医学会	超音波専門医
公益社団法人 日本臨床細胞学会	細胞診専門医
一般社団法人 日本透析医学会	透析専門医
一般社団法人 日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
公益社団法人 日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
一般社団法人 日本老年医学会	老年病専門医
特定非営利活動法人 日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
特定非営利活動法人 日本血管外科学会	心臓血管外科専門医
特定非営利活動法人 日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医
特定非営利活動法人 日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
特定非営利活動法人 日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医
一般社団法人 日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
特定非営利活動法人 日本小児外科学会	小児外科専門医
一般社団法人 日本神経学会	神経内科専門医
一般社団法人 日本リウマチ学会	リウマチ専門医
一般社団法人 日本乳癌学会	乳腺専門医
一般社団法人 日本人類遺伝学会	臨床遺伝専門医
一般社団法人 日本東洋医学会	漢方専門医
特定非営利活動法人 日本レーザー医学会	レーザー専門医
特定非営利活動法人 日本呼吸器内視鏡学会	気管支鏡専門医
一般社団法人 日本アレルギー学会	アレルギー専門医
一般社団法人 日本核医学会	核医学専門医
特定非営利活動法人 日本気管食道科学会	気管食道科専門医
一般社団法人 日本大腸肛門病学会	大腸肛門病専門医
特定非営利活動法人 日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
一般社団法人 日本ペインクリニック学会	ペインクリニック専門医
一般社団法人 日本熱傷学会	熱傷専門医
特定非営利活動法人 日本脳神経血管内治療学会	脳血管内治療専門医
特定非営利活動法人 日本臨床腫瘍学会	がん薬物療法専門医
一般社団法人 日本周産期・新生児医学会	周産期(新生児)専門医
一般社団法人 日本生殖医学会	生殖医療専門医

一般社団法人 日本小児神経学会	小児神経専門医
特定非営利活動法人 日本心療内科学会	心療内科専門医
一般社団法人 日本総合病院精神医学会	一般病院連携精神医学専門医
公益社団法人 日本精神神経学会	精神科専門医
公益社団法人 日本口腔外科学会	口腔外科専門医
特定非営利活動法人 日本歯周病学会	歯周病専門医
一般社団法人 日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医
一般社団法人 日本小児歯科学会	小児歯科専門医
特定非営利活動法人 日本歯科放射線学会	歯科放射線専門医
一般社団法人　日本医療薬学会	がん専門薬剤師
公益社団法人 日本看護協会	がん看護専門看護師 小児看護専門看護師 精神看護専門看護師 地域看護専門看護師 母性看護専門看護師 老人看護専門看護師 がん化学療法看護認定看護師 がん性疼痛看護認定看護師 感染管理認定看護師 救急看護認定看護師 手術看護認定看護師 小児救急看護認定看護師 新生児集中ケア認定看護師 摂食・嚥下障害看護認定看護師 透析看護認定看護師 糖尿病看護認定看護師 乳がん看護認定看護師 訪問看護認定看護師 感染症看護専門看護師 急性・重症患者看護専門看護師 慢性疾患看護専門看護師 緩和ケア認定看護師 集中ケア認定看護師 認知症看護認定看護師 皮膚・排泄ケア認定看護師 不妊症看護認定看護師 がん放射線療法看護認定看護師

※医師は団体数58、資格名の数56。※歯科医師は団体数5、資格名の数5。
※薬剤師は団体数1、資格名の数1。※看護師は団体数1、資格名の数27。
医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨の表示について。
厚生労働大臣が届け出を受理し厚生労働省ホームページにより公表されるので参考とし、専門性認定を行った団体も明記し、次に示すような形態とします。

〔表示例〕「医師〇〇〇〇(〇〇学会認定〇〇専門医)」、
「〇〇学会認定〇〇専門医〇〇〇〇医師」等。

〔不可例〕「厚生労働省認定〇〇専門医〇〇〇〇」、「専門医〇〇〇〇医師」等。
※専門医の資格認定は関係学術団体が行います。

※表5

病院・診療所の管理または運営に関する事項（医療法第6条5第1項第8号）

①休日または夜間における診療の実施の旨。
②診療録を電子化している旨。
③セカンドオピニオンの実施やその費用、予約の受付に関すること。
④当該医療機関内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保している旨。
⑤当該医療機関内での症例検討会を開催している旨。
⑥医療の安全を確保するための措置を実施している旨。
⑦個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置を実施している旨。
⑧平均待ち時間（診療科別や曜日別も可）。
⑨開設日、診療科別の診療開始日。

※表6－1

検査、手術、その他の治療の方法についての事項（医療法第6条5第1項第11号）

①保険診療

〔表示例〕「PET検査によるがん検査の実施」、「白内障の日帰り手術実施」、
「日・祝日も専用透析室で人工透析を行っています」、
「インターフェロンによるC型肝炎治療を行います」等。

②評価療養または選定医療＝当該医療機関で実施している内容、制度、負担費用等についても併せて表示することが望ましい。

③分娩(保険医療に係るものは除く)＝実施している旨や「出産」、「お産」の表現も可能です。分娩費用、出産育児一時金受領委任払いの説明等についても可能です。帝王切開の実施については、「保険診療」での医療として可能です。

④自由診療のうち、保険診療または評価療養もしくは選定療養と同一の検査、手術の他の治療の方法。美容等の目的であるため、公的医療保険は適用されないが、その手技等は、保険診療または評価療養もしくは選定療養と同一である自由診療での治療の内容は広告可能です。

〔表示例〕「顔のしみ取り」、「イボ・ホクロの除去」、「歯列矯正」等。

⑤自由診療のうち、「医薬品・医療機器等法」の承認または認証を得た医薬品または医療機器を用いる検査、手術その他の治療の方法。

〔表示例〕「内服の医薬品によるED治療」、
「眼科用レーザー角膜手術装置の使用による近視手術の実施」等。

※④、⑤は公的医療保険の適用がされない旨と標準的な費用の併記が必要です。

〔表示例〕「全額自己負担」、「保険証は使えません」、「自由診療」等。

標準的な費用として、「10万～12万円」、「約〇〇円程度」として、実際に窓口で負担する総費用が容易に分かるように表示してください。

治療方針についても成功率、治癒率の説明なしで広告可能な事項の範囲であれば可能です。

〔表示例〕「術中迅速診断を行い、可能な限り温存手術を行います」、
「手術療法の他に、いくつかの薬物療法の適用があるので、それぞれのメリット・デメリットを説明し、話し合いの下で治療方針を決定するようにしております」等。

※表6－2

提供される医療の内容（検査、手術その他の治療の方法を除く）

①法令や国の事業による医療の給付を行っている旨。
〔表示例〕「小児慢性特定疾患治療研究事業」、「特定疾患治療研究事業」等による医療の給付。

②基準を満たす保険医療機関として届け出た旨。
〔表示例〕「診療報酬上の各種施設基準に適合している旨」等。

③往診や「訪問診療」を実施している旨。
往診に応じる医師名、対応する時間、訪問可能な地域等についても広告可能です。
④在宅医療の実施。
〔表示例〕「訪問看護ステーションを設置している旨」等。

※表7

平均的な入院患者数、入院日数等、医療の提供に関する事項（医療法第6条5第1項第12号）

①当該病院、診療所で行われた手術の件数（当該手術件数に係る期間を暦月単位で併記する必要があります）。
②当該病院、診療所で行われた分娩の件数（当該分娩件数に係る期間を暦月単位で併記してください）。
③患者の平均的な入院日数（当該平均在院日数に係る期間を暦月単位で併記してください）。
④在宅患者、外来患者および入院患者の数（当該患者数に係る期間を暦月単位で併記してください）。
⑤平均的な在宅患者、外来患者および入院患者の数（当該患者数に係る期間を暦月単位で併記してください）。
⑥平均病床利用率（当該平均病床利用率に係る期間を暦月単位で併記してください）。
⑦治療結果に関する分析を行っている旨および当該分析の結果を提供している旨（分析結果は表示できません）。
⑧セカンドオピニオンの実績（当該患者数に係る期間を示した上で、表示できます）。
⑨患者満足度調査を実施している旨および当該調査の結果を提供している旨（当該調査の結果そのものは表示できません）。

※表8－1

厚生労働大臣が定める事項として広告できるもの（医療法第6条5第1項第13号）

ア）健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院、社会保険診療所、船員保険病院、船員保険診療所、国民健康保険病院、国民健康保険診療所である旨。

イ）救急病院、休日夜間急患センター、第二次救急医療機関、エイズ診療拠点病院、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、がん診療連携拠点病院等。法令や国の通達に基づく医療を担う病院、診療所である旨。

ウ）当該病院または診療所における医療従業者以外の従業者の氏名、年齢、性別、役職、略歴。

エ）「乳幼児検診」、「胃がん検診」、「肝炎ウイルス検診」や「一日人間ドック」、「半日人間ドック」等の健康診査の実施。

※「人間ドック」表示の場合、通常要する期間を示してください。

オ）「がん健康相談」、「禁煙指導」等の保健指導または健康相談の実施。

カ）承認されているワクチンでの予防接種の実施とその費用。

キ）治験に関する事項。（医薬品・医療機器等法第2条第16項）

治験を実施している旨、治験実施者の名称、当該治験薬の対象となる疾患名、治験を実施する医療機関名。

ク）介護保険法に基づく介護サービスを提供するための事業もしくは施設または医療法人の付帯業務を行うための施設で、病院または診療所の同一敷地内に併設されているものの名称および提供する介護サービスまたは医療法人の付帯業務等。

ケ）患者の受診の便宜を図るためのサービス。

①費用の支払い方法または領収に関する事項。
②入院患者に対して当該医療機関が提供するサービスと費用。
③対応することができる言語。
④当該医療機関の施設内に設置された店舗等。
⑤駐車設備に関する事項。
⑥送迎サービス。
⑦携帯電話の使用に関する事項。
⑧通訳の配置。

コ）開設者に関する事項。開設者の氏名、名称や経営者（法人の場合には法人の理事長に限ります）の生年月日、出身校、学位等、履歴として表示できます。

サ）公認会計士、監査法人等の外部監査を受けている旨。

シ）財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果。

ス）財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨。

〔表示例〕「『○○病院（産科医療補償制度加入機関）』当院は妊婦の方に安心して出産していただけるよう産科医療補償制度に加入しています」等。

セ）財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨。「ISO9000シリーズ」の品質マネジメントシステムの認証を取得した旨。

ソ）都道府県知事の定める事項。

※表8－2

基本診療料の施設基準(平成26年3月5日)に該当するものとして、都道府県知事、地方社会保険事務局長等に届け出をし、受理された病院、診療所については、当該基準に該当す旨を広告することができます。

基本診療料の施設基準	
夜間・早朝等加算	摂食障害入院医療管理加算
時間外対応加算1、2、3	がん診療連携拠点病院加算
明細書発行体制等加算	栄養サポートチーム加算
地域包括診療加算	医療安全対策加算1、2
地域歯科診療支援病院歯科初診料	感染防止対策加算1、2
歯科外来診療環境体制加算	患者サポート体制充実加算
歯科診療特別対応連携加算	褥瘡(じょくそう)ハイリスク患者ケア加算
一般病棟入院基本料	ハイリスク妊娠管理加算
療養病棟入院基本料	ハイリスク分娩管理加算
結核病棟入院基本料	退院調整加算
精神病棟入院基本料	新生児特定集中治療室退院調整加算
特定機能病院入院基本料	救急搬送患者地域連携紹介加算
専門病院入院基本料	救急搬送患者地域連携受入加算
障害者施設等入院基本料	精神科救急搬送患者地域連携紹介加算
有床診療所入院基本料	精神科救急搬送患者地域連携受入加算
有床診療所療養病床入院基本料	総合評価加算
総合入院体制加算1、2	呼吸ケアチーム加算
臨床研修病院入院診療加算	後発医薬品使用体制加算1、2
救急医療管理加算	病棟薬剤業務実施加算
超急性期脳卒中加算	データ提出加算
妊産婦緊急搬送入院加算	地域歯科診療支援病院入院加算
診療録管理体制加算1、2	救命救急入院料1、2、3、4
医師事務作業補助体制加算1、2	特定集中治療室管理料1、2、3、4
急性期看護補助体制加算	ハイケアユニット入院医療管理料1、2
看護職員夜間配置加算	脳卒中ケアユニット入院医療管理料
特殊疾患入院施設管理加算	小児特定集中治療室管理料
看護配置加算	新生児特定集中治療室管理料1、2
看護補助加算	総合周産期特定集中治療室管理料
療養環境加算	新生児治療回復室入院医療管理料
重症者等療養環境特別加算	一類感染症患者入院医療管理料
療養病棟療養環境加算1、2	特殊疾患入院医療管理料
療養病棟療養環境改善加算1、2	小児入院医療管理料1、2、3，4、5
診療所療養病床療養環境加算	回復期ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ病棟入院料1、2、3
診療所療養病床療養環境改善加算	地域包括ケア病棟入院料1、2および
無菌治療室管理加算1、2	地域包括ケア入院医療管理料1、2
重症皮膚潰瘍管理加算	特殊疾患病棟入院料1、2
緩和ケア診療加算	緩和ケア病棟入院料
有床診療所緩和ケア診療加算	精神科救急入院料1、2
精神科応急入院施設管理加算	精神科急性期治療病棟入院料1、2
精神病棟入院時医学管理加算	精神科救急・合併症入院料
精神科地域移行実施加算	児童・思春期精神科入院医療管理料
精神科身体合併症管理加算	精神療養病棟入院料
精神科リエゾンチーム加算	認知症治療病棟入院料1、2
強度行動障害入院医療管理加算	特定一般病棟入院料1、2
重度アルコール依存症入院医療管理加算	短期滞在手術等基本料1、2

※特掲診療料の施設基準(平成26年3月5日)を満たす場合も広告表示は可能です。

（3）歯科用インプラント治療の広告について

「自由診療のうち『医薬品・医療機器等法』の承認、認証を得た医療機器を用いる検査、手術、その他の治療の方法」として、法制上の医療機器として承認されたインプラントを使用する治療の場合は広告が可能です。

ただし、公的医療保険が適用されない旨と標準的な費用を併記する場合に限ります。

〔表示例〕「全額自己負担」、「保険証は使えません」、「自由診療」等。
「〇〇万～〇〇万円」、「総額約〇〇〇万円」等。
※実際に窓口で負担する総費用が容易に分かるように表示してください。

※歯科医師の個人輸入により入手したインプラントや法的に承認、認証を得ていないインプラントによる治療については、広告できません。

（4）医療に関する内容とは扱わない事項

医療に関する広告は、法令により可能とされた事項以外は禁じられていますが、以下に示す内容は医療に関する内容ではないので、表示可能です。

1. 背景等となる風景写真やイラスト等。
   〔表示例〕町や海の写真、山や森のイラスト等。
2. レイアウトに使用する幾何学模様等。
3. 広告制作者の名称、制作日、写真の撮影日等。
4. 芸能人や著名人の映像。
   芸能人や著名人が、医療機関の名称その他の広告可能な事項について説明することは差し支えありません。
   なお、実際に当該医療機関の患者である場合でも、芸能人等が患者である旨、推奨する旨は認められません。

（5）病院、診療所の広告で掲載できないもの

法、省令により広告の方法、内容に関する基準が定められており、比較広告、誇大広告の他、客観的事実であることが証明できない内容の広告、公序良俗に反する広告は禁止されています。

1. 広告が可能とされていない事項。
   〔不可例〕「専門外来」
   ※広告が可能な診療科名と誤認を与える事項として不可。
   ※保険診療や健康診査等の広告可能な範囲であれば、「糖尿病」、「花粉症」、「乳腺検査」等の特定の治療や検査を外来の患者に実施する旨は可とします。

   ア）死亡率、術後生存率→適切な選択情報との評価段階になく不可です。
   イ）未承認医薬品（海外の医薬品や健康食品等）による治療の内容→未承認医薬品での治療広告は不可です。
   ウ）著名人も当院で治療を受けております→優良誤認を与えるおそれがあり不可です。
2. 内容が虚偽にわたる広告。
   〔不可例〕「絶対安全な手術です！」。
   ※医学上あり得ないので虚偽広告となります。
   「厚生労働省の認可した〇〇専門医」。
   ※専門医の資格認定は、学会が実施するものであり、厚生労働省が認可した資格ではありません。
3. 他の病院または診療所と比較して優良である旨の広告（比較広告）。

「日本一」、「No.1」、「最高」等の表現は、客観的事実であったとしても禁止される表現に該当します。

〔不可例〕「肝臓がんの治療では、日本有数の実績を有する病院です」、「当院は府内一の医師数を誇ります」等。

4. 誇大な広告（誇大広告）。

必ずしも虚偽ではないが、事実を不当に誇張した表現は認められません。

〔不可例〕「知事の認可を取得した病院です！」等。

※許可を誇張した例として、病院が都道府県知事の許可を得て開設することは、法における義務で当然のことなので誇大広告として扱います。

「医師数〇人（〇年〇月現在）」等。

※広告掲載時点との大きく減少した場合は誇大広告として扱います。

「（美容外科の自由診療の際の費用として）顔面の〇〇術1カ所〇〇円」等。

※大きく表示された費用は、5カ所以上実施した場合の1カ所の費用で、1カ所のみの時は倍近い費用がかかる場合など注釈があっても誇大広告として扱います。

5. 客観的事実であることを証明することができない内容の広告。

患者や医療従事者の主観によるものや客観的な事実として証明できない事項は不可です。

〔不可例〕「患者の体験談」等。

※広告が可能な範囲であっても掲載できません。

「理想的な医療提供環境です」等。

※「理想的」であるか、客観的に証明できないため掲載できません。

「伝聞や科学的根拠に乏しい情報の引用」等。

※医学的・科学的な根拠に乏しい文献やテレビ番組での紹介だけをもっての引用はできません。

「不老不死病院」、「ナンバーワンホスピタル」、「無痛治療病院」等。

6. 公序良俗に反する内容の広告。

わいせつ、残虐な図画や映像または差別を助長する表現等のものは掲載できません。

7. 暗示的表現として認められない広告。

ア）暗示的または間接的な表現。

①名称またはキャッチフレーズにより表示されるもの。

〔不可例〕「アンチエイジングクリニック」、「アンチエイジング」等。

※アンチエイジングは診療科名として認められていません。

②専門家の談話を引用するもの。

専門家の談話は、その内容が保障されたものと著しい誤認を与えるため不可です。

③病院等のホームページのURLやEメールアドレス等によるもの。

〔不可例〕「www.gannkieru.ne.jp（ガン消える〈gannkieru〉）」等。

※ガンが治癒すると暗示しているため掲載できません。

8. その他。

品位を損ねる内容は医療に関する広告として適切ではありません。

ア）品位を損ねる内容の広告。

〔不可例〕「今なら〇円でキャンペーン実施中！」等。

※ふざけたもの、ドタバタ的な表現によるものは掲載できません。

イ）他法令または他法令に関する広告のガイドラインで禁止されている内容の広告。

(6)助産師、助産所の広告 (医療法第7条)

助産所は、妊婦、産婦またはじょく婦10人までの入所施設を有しているものとなります。
助産師の業務または助産所の広告は、医療法、関連法規を順守し、厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければなりません。広告可能な事項は次の通りです。

1. 助産師である旨。
2. 助産所の名称、所在地、電話番号。助産所の管理者の氏名。
3. 就業の日時または予約による業務の実施の有無。
4. 入所施設の有無とその定員、助産師、従業員の員数その他の当該助産所における施設、設備または従業員に関する事項。
5. 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産として厚生労働大臣が定めるもの。
6. 患者や家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置、その他の当該助産所の管理または運営に関する事項。
7. 嘱託する医師の氏名または病院もしくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項。
8. 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報の提供に関する事項。
9. その他医療法により助産師または助産所に関して広告し得る事項。**(医療法第6条7第1項第9号に規定する厚生労働大臣の定める事項)**

ア)当該助産所における助産婦以外の従業員の氏名、年齢、性別、役職、略歴。
イ)分娩の介助の実施。
ウ)自宅分娩の介助実施。
エ)保健指導の実施。
オ)訪問指導の実施。
カ)健康診査の実施。
キ)当該助産所で行われた分娩の件数(件数に対する期間の明記)。
ク)妊産婦数およびじょく婦数。
ケ)平均的な妊産婦数およびじょく婦数。
コ)妊産婦およびじょく婦の受診の便宜を図るためのサービス。
サ)開設者に関する事項。
シ)外部監査を受けている旨。
ス)財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償制度約款に基づく補償を実施している旨。
セ)財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨。
ソ)妊産婦等満足度調査を実施している旨および当該調査の結果を提供している旨。
※当該調査の結果そのものは表示できません。

(7)あん摩マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師および柔道整復師の広告 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法、柔道整復師法)

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業および柔道整復師等の広告は、法律で定められた事項以外表示できません。

1. 次の事項は広告表示ができます。
   ア)施術者である旨ならびに施術者の氏名および住所。
   イ)業務の種類。

①あん摩師（マッサージおよび指圧を含む）、はり師、きゅう師の広告では「もみりょうじ」、「やいと（きゅう）」、「えつ（はり）」、「小児鍼（はり）」の表示も可能です。
②柔道整復師の広告では「ほねつぎ」、「接骨」の表示も可能です。

ウ）施術所の名称（保健所に届け出た名称）、電話番号、所在地。

エ）施術日、施術時間。

オ）予約、休日、または夜間、出張による施術の実施。

カ）駐車設備に関する事項。

キ）医療保健療養費支給申請ができる旨。申請については医師の同意が必要な旨を明示してください。

2．次の事項は広告表示ができません。

ア）施術者の技能、施術方法、または経歴に関する事項。

イ）不当表示の例。

〔不可例〕「初診」、「診療」、「中国針」、「耳針」、「耳針痩身法」、「東洋医学〇〇」、「〇〇医院」等。

（8）法律に基づかない医業類似行為に関する広告

医業類似行為は、カイロプラクティック、整体、心理カウンセラー、エステティシャン、アロマセラピスト、気功、電気・光線・温熱・刺激療法などの療術行為として多岐にわたりますが、法律で定められていない民間療法です。

医師法第17条により「医師でなければ医業をなしてはならない」と定められています。

厚生労働省は、「医業類似行為に対する取扱いについて」（平成3年6月28日健康政策局医事課長通知医事第58号）で指導が示されています。

1．カイロプラクティック療法に対する取り扱い。

ア）禁忌対象疾患の認識。

明確な診断がある場合、カイロプラクティック療法の対象として適当でない疾患。

腫瘍性、出血性、感染症疾患、リウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患、椎間板ヘルニア、後縦靭帯骨化症、変形性脊椎症、脊柱管狭窄症、骨粗しょう症、環軸椎亜脱臼、不安定脊椎、側彎症、二分脊椎症、脊椎すべり症など。

イ）一部の危険な手技の禁止。

頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法は、患者の身体に損傷を加える危険が大きいため、禁止されています。

ウ）適切な医療受療の遅延防止。

施術によって腰痛等の症状が軽減、消失しない場合には、速やかに医療機関で精査を受けてください。

エ）誇大広告の規制。**（医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律）**

がんの治癒等医学的有効性をうたった広告や医療行為を行うような表現は、「医療法」、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」等に抵触しますので、掲載できません。

〔不可例〕「〇〇が治癒」、「〇〇療法」。

※民間療法なので、医療行為を標榜することはできません。

オ）医療行為と誤認を与える表現の禁止。

〔不可例〕「初診料」、「診察」、「診療」、「診療所」、「治療所」、「治療院」、「クリニック」等。

2．クイックマッサージ・足つぼマッサージなど。

医療行為と誤認を与える表現は禁止されており、店名に「マッサージ」を使うと違法になります。
〔表示例〕「気分転換」、「リラックス」、「快適さ」等。

(9)動物病院の広告 (獣医療法、獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針〈獣医療広告ガイドライン〉平成26年11月25日改正)

動物病院の広告は、法律で定められた事項以外表示できません。

1. 次の事項は広告表示ができます。
   ア) 勤務する獣医師名。
   イ) 診療施設の専門科名。
      ①大学の講座名にあるなど一般的に広く認められているもの。
      〔表示例〕「外科」、「整形外科」、「内科」、「繁殖科」、「眼科」、「歯科」、「皮膚科」、「泌尿器科」、「腫瘍科」等。

      ②診療対象動物を示すもの。
      〔表示例〕「大動物専門科」、「牛専門科」、「豚専門科」、「馬専門科」、「鶏専門科」、「犬・猫専門科」、「小鳥専門科」、「エキゾチックアニマル専門科」、「うさぎ専門科」、「ハムスター専門科」、「フェレット専門科」、「は虫類専門科」等。

   ウ) 獣医師の学位または称号。
   〔表示例〕〇〇大学大学院医学博士等。

   エ) 健康相談および病気の予防の相談の受付(具体的な疾病や予防は除く)。
   オ) 診療時間、休日診療可および急患受付。
   カ) 駐車場の有無、駐車台数および駐車料金。
   キ) 入院施設の有無、病床数その他施設に関すること。
   ク) 診療施設の人員配置。
   ケ) 動物医療保険取扱代理店または動物医療保険取扱病院である旨。
   コ) ペットホテルを付属していること、トリミングを行っていること、しつけ教室を開催していること等。
   サ) 診療所の写真(設備等の技能療法を表現していないもの)。
2. 農林水産省令で定める広告表示ができるもの。
   ア) 家畜体内受精卵の採取を行うこと。
   イ) 家畜防疫員であること。
   ウ) 都道府県家畜畜産物衛生指導協会の指定獣医師であること。
   エ) 農業共済組合連合会の嘱託獣医師または指定獣医師であること。
3. 診療施設の技能、療法に関する事項等の広告可否について。
   ア) 医療機器が特定されず、一般的な名称、導入台数、導入年等は表示できます。
   〔表示例〕「エックス線撮影装置」、「X線CT装置(CT)」、「超音波画像診断装置」、「〇〇動物病院腫瘍科においてMRIを導入しました」等。

   ※特定可能となる販売名や型式番号が明らかな場合は表示できません。

   〔不可例〕「MRIによる腫瘍診断を実施しています」等。
   ※腫瘍診断は技能、療法に該当しますので広告表示はできません。

   イ) 「避妊去勢手術」の表記について。
   〔表示例〕「犬、猫の卵巣子宮の全部摘出による避妊手術をおこなっています」等。
   ※避妊去勢手術の術式等の広告表示は可能です。

※犬、猫以外の動物の避妊去勢手術の広告表示はできません。

〔不可例〕「インプラントの皮下への埋め込みによる避妊をお勧めしています」等。

※生殖を「不能」にする手術ではないので広告表示できません。

〔不可例〕「去勢手術　犬〇〇〇円、猫〇〇〇円で受付中」等。

※費用を併記しているため広告表示できません。

ウ)「予防注射」の表記について。ワクチンの販売名等が特定できる場合は広告できません。

〔表示例〕「犬猫に狂犬病の予防注射を実施しています」、「犬の混合ワクチン扱っています（ジステンパー、パルボウイルス感染症、〇〇病を予防することができます）」。

〔不可例〕「犬にパルボウイルス感染症が大流行しています。当院ではパルボウイルスに対するワクチンを常時実施しています」等。

※パルボウイルス感染症が流行しているか、客観的に判断できず、飼育者等の不安を煽る誇大広告に該当するため広告表示できません。

(10) 医療関係の広告で掲載できないもの

医療法に基づかない業種で、次のようなものは掲載できません。

1. 占いや祈祷などの広告で病名を挙げ、「治療」、「治る」、「根治」などの字句を明示するもの。
2. 断食、催眠術的治療行為などの方法で「医療行為」を連想される表示のあるもの。
3. 人口植毛、耳はり痩身法、アートメイクなどの広告。
4. 医師でない個人・法人が行う健康法などの広告で「治療行為」を連想させるもの。

(11) 美容関係の広告 （医師法、医療法、特定商取引法）

エステティックサロン（美顔、痩身、むだ毛脱毛、シミ、小じわとりなど）の広告については、原則として事前審査のうえ掲載の可否を判断します。

1. 審査に必要な書類。
   会社登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット、契約書（会員規則等）、入会手続き書等。
2. 次のようなものは掲載できません。
   ア）〇〇クリニックなど病院、診療所と誤認を与えるような名称のもの。
   イ）植毛、永久脱毛と称し、高周波、電磁波やメスの使用など医師でなければ許可されない医療行為を行う旨の表示。
   耳たぶ痩身法、永久カラーアイシャドウ、ケミカルピーリング、レーザー脱毛などは医療行為であり表示できません。脱毛行為の表示で、「永久脱毛」は、不当表示であり表示できません。
   ウ）「〇〇kgやせた」、「〇〇cmウエストが細くなった」といった数値をあげて痩身効果を表示するもの。
   エ）使用前と後の比較写真で痩身効果を表示するもの。
   オ）やせたいところを細くする部分痩身。
   カ）サウナ等を設けている施設で、保健所の許認可のないもの。
3. 特定商取引法とエステティックの役務契約。
   特定商取引法の、「特定継続的役務」では、消費者と事業者（エステティックサロン）との間で締結される施術サービスの契約について、支払方法を問わず前払いによる役務契約の期間が1カ月を超え、5万円（入会金や消費税等を合算した総額）を超える契約を結ぶ場合には、消費者の権利として「クーリング・オフ」や「中途解約」が認められています。
   また、契約に際して、①概要書面（事前説明書）の交付、②契約書面の交付、③中途解約に関

する事項等、法規制があります。

※「特定継続的役務」については、本掲載基準35頁「(4)特定継続的役務提供についての広告」を参照してください。

11. 有料老人ホームなど高齢者住宅に関する広告

1. 各施設の広告掲載は、事業の実態、内容を審査のうえ本社が認めたものに限ります。
2. 審査に必要な書類。
   法人登記簿謄本、施設ごとの受領印がある届出・認可・許可等の書類、土地の所有および賃貸等権利書類、会社概要、入会案内書、施設のパンフレット、契約書、会則、管理規定など。

施設名	類　　型
有料老人ホーム **（老人福祉法）**	介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）
	介護付有料老人ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）
	住宅型有料老人ホーム
	健康型有料老人ホーム
老人福祉施設 **（老人福祉法）**	特別養護老人ホーム**（介護保険法）**
	養護老人ホーム
	軽費老人ホーム(ケアハウス)
	老人デイサービスセンター
	老人短期入所施設
	老人介護支援センター
	老人福祉センター
認知症高齢者グループホーム **（老人福祉法）**	認知症対応型共同生活介護施設として共同生活住居（ユニット）５人以上から９人が1ユニット、最大2ユニット18人までの施設です。**（介護保険法）**
サービス付き高齢者向け住宅 **（高齢者住まい法）**	高齢者の単身・夫婦世帯が賃貸住宅または有料老人ホームで、居住する専用部分を有する住宅、施設で、安否確認、生活相談が受けられる施設です。**（老人福祉法）**
介護保険施設 **（介護保険法）**	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設

（1）有料老人ホームの広告 **（老人福祉法第29条）**

有料老人ホームとは、老人の福祉を図るため、「食事の提供」、「介護（入浴・排泄・食事）」、「洗濯、掃除等の家事」、「健康管理」のいずれかのサービスを提供する施設です。
老人福祉法に基づき事前に都道府県知事に届け出が必要です。

1. 入居募集広告では次の事項を表示してください。
   ア）広告主名。広告主と事業会社、運営会社が異なる場合はそれぞれの名称。
   イ）施設の名称、事業主体の名称。
   ウ）施設の所在地、電話番号。
   エ）最寄りの交通機関と施設までの距離。
   オ）事業主体者が土地・建物を所有していない場合は、その権利形態。
   カ）施設の類型、指定居宅サービスの種類。
   ①介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）。
   ②介護付有料老人ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）。
   ③住宅型有料老人ホーム。
   ④健康型有料老人ホーム。
   ※特定入居者生活介護の指定を受けていない場合は「介護付き」、「ケア付き」の表示はできません。

キ）居住の権利形態（介護付きおよび住宅型有料老人ホームの場合）。
①利用権方式。
②建物賃貸借方式。
③終身建物賃貸借方式。
ク）入居資格、条件。
ケ）入居時の要件（介護付きおよび住宅型有料老人ホームの場合）。
①入居時自立。
②入居時要介護。
③入居時要支援・要介護。
④入居時自立・要支援・要介護。
コ）施設の総居室数（個室、相部屋を別に表示）。
サ）募集する居室数（個室、相部屋の別および相部屋の入居人数を表示）。
シ）入居者が入居した居室が、他の居室への住替えがありうる契約においては、住替え後の権利変更等の旨を表示してください。
ス）入居金。
①金額（最低額と最高額）。
②支払い方式。
A. 一時金方式。
B. 月払い方式。
C. 選択方式。
③解約時の返還規定があればその内容。
セ）提供されるサービスの内容とその費用。
①入居者の管理費、食費等の月額利用で定期的に支払う費用。
②介護費用等の内容と内訳。
③その他、入退去時に必要な経費等。
ソ）介護保険。
①介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）。
A. 都道府県指定介護保険特定施設（一般型特定施設入居者生活介護）の旨。
B. 介護にかかわる職員体制。
要介護者3人に対して介護職員等が2人の場合の「1.5:1以上」か「2:1以上」、「2.5:1以上」、「3:1以上」のいずれかを必ず表示してください。
※介護職員等とは、介護職員または看護師もしくは准看護師のことです。
C. 夜間における最少の介護職員等は具体数および時間帯の表示が必要です。
〔表示例〕「夜間（○時～翌△時）最少時の介護・看護職員数◎人（介護職員▲人、看護職員■人）」等。

②介護付有料老人ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）。
A. 介護付有料老人ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）の旨。
B. 介護職員数。
C. 委託先の介護サービス事業所と介護サービスの種類、内容。
③住宅型有料老人ホームの場合は、在宅サービスの利用が可能であること。

2. 施設の完成写真を掲載する場合は撮影年を、完成予想図のイラスト等を掲載する場合は、付近にその旨をそれぞれ表記してください。
3. 特定施設入居者生活介護事業者が介護保険給付対象外の介護サービスを提供することを表示する場合は、その内容、費用および徴収方法も表示してください。
4. 協力医療機関の表示は、医療機関名、診療科目など具体的な協力内容を表示してください。

（2）老人福祉施設等の広告（老人福祉法第15条2、3、4、5、社会福祉法第62条）

老人福祉施設の居住型施設は、「養護老人ホーム」、「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム（ケアハウス）」です。他には「老人デイサービスセンター」、「老人短期入所施設」、「老人介護支援センター」、「老人福祉センター」があります。

1．施設の設置。

ア）養護老人ホーム、特別養護老人ホームを市町村、地方独立行政法人が設置するには、所在地の都道府県知事に届け出が、社会福祉法人が設置するには、所在地の都道府県知事の認可が必要です。

イ）軽費老人ホーム、老人福祉センターを国、都道府県、市町村、社会福祉法人が設置するには、所在地の都道府県知事に届け出が、それ以外の者が設置するには、所在地の都道府県知事の許可が必要です。

ウ）老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターを国、都道府県以外の者が設置するには、所在地の都道府県知事に届け出が必要です。

2．「養護老人ホーム」。

65歳以上で、環境上、経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させて、養護することを目的とする施設です。介護保険サービスを利用することができる施設です。

3．「特別養護老人ホーム」。

65歳以上で、身体上、精神上に著しい障害があり、常時介護を必要とし在宅生活が困難な高齢者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とした施設です。介護保険法上は、指定介護老人福祉施設とよばれ、要介護認定では要介護1以上と判定された方が利用できる施設です。

4．「軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）」。

無料または低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設です。

ア）「軽費老人ホームA型」は、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者が入所できる施設です。

イ）「軽費老人ホームB型」は、身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く）。または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者が入所できる施設です。

ウ）「軽費老人ホーム（ケアハウス）」は、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者が入所できる施設です。

5．居住型施設の入居者募集広告は次の事項を表示してください。

ア）広告主名。

イ）施設の名称、広告主と事業主体が異なる場合は事業主体の名称。

ウ）施設の所在地、電話番号。

エ）最寄りの交通機関と施設までの距離。

オ）施設の規模、構造。

カ）募集人数。

キ）入居資格、条件（入居可能期間など）。

ク）入居費用とその内訳。

ケ）提供されるサービスの内容とその費用。

コ）施設の完成写真を掲載する場合は撮影年を、完成予想図のイラスト等を掲載する場合は、付近にその旨をそれぞれ表記してください。

（3）認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）の広告（老人福祉法第5条2、介護保険法第7条15）

認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居（ユニット）で、5人以上から9人（2ユニットまで、最大18人）までのグループとして、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする「認知症対応型老人共同生活援助事業」を行う施設です。

1. 施設の設置には都道府県知事への届け出が必要です。
2. 法令により、家賃等日常生活上必要な便宜の供与への対価として受領する費用以外の金品の受領は禁止されています。
   また、家賃等の全部または一部を前払金として受領する場合は、算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて法令により必要な保全措置を講じることが義務付けられています。
3. 次の事項を表示してください。
   ア）広告主名。
   イ）施設の名称、広告主と事業主体が異なる場合は事業主体の名称。
   ウ）施設の所在地、電話番号。
   エ）最寄りの交通機関と施設までの距離。
   オ）施設の規模、構造。
   カ）募集人数。
   キ）入居資格、入居可能期間などの条件。
   ク）入居費用とその内訳。
   ケ）提供されるサービスの内容。
   コ）施設の完成写真を掲載する場合は撮影年を、完成予想図のイラスト等を掲載する場合は、付近にその旨をそれぞれ表記してください。

（4）サービス付き高齢者向け住宅の広告（高齢者の居住の安定確保に関する法律、老人福祉法）

サービス付き高齢者向け住宅とは、60歳以上の単身・夫婦世帯が賃貸住宅または有料老人ホームで、居住する専用部分を有する住宅、施設で、安否確認、生活相談サービスが受けられる施設です。住宅型有料老人ホームへ登録している場合は、その必要表示事項も明示してください。

1. 事業主体者は、都道府県・政令市・中核市への登録が必要です。
2. 都道府県・政令市・中核市へ登録申請を受理されたもの、申請中であっても行政が確認したものに限ります。
3. 1戸あたりの床面積が原則25㎡以上が必要です。ただし、居間、食堂、台所、浴室等、高齢者が共同して利用するために十分な面積を有する共同の設備がある場合は18㎡以上が必要で、バリアフリー構造に限ります。
4. 入居募集広告では次の事項を表示してください。
   ア）広告主名。
   イ）施設の名称、事業主体、運営主体が異なる場合はそれぞれの名称。
   ウ）施設の所在地、電話番号。
   エ）最寄りの交通機関と施設までの距離。
   オ）事業主体者が土地・建物を所有していない場合は、その権利形態。
   カ）専用部分の間取り等。
   キ）居住の契約。
   ①利用権方式。
   ②賃貸借方式。

どちらも、長期入院などを理由に事業者から一方的に解約できない等、居住の安定が図られた契約内容でなければなりません。

ク）施設の総居室数。

ケ）募集する居室数。

コ）安否確認、生活相談サービス以外に提供できる介護・生活支援サービス等。

①入浴、排せつ、食事等の介護に関するサービス。

②食事の提供に関するサービス。

③調理、洗濯、掃除等の家事に関するサービス。

④心身の健康の維持および増進に関するサービス。

〔表示例〕「買い物代行」、「病院への送迎」等。

サ）介護・生活支援サービスの提供形態で「自ら提供」、「委託（受託事業者の名称）」およびサービスごとの費用。

シ）家賃、介護・生活支援サービスなどの費用の前払い金の有無。

ス）特定施設入居者生活介護事業者の指定の有無。

セ）施設と提携している協力病院、歯科医療機関名と診療科名。

ソ）施設の完成写真を掲載する場合は撮影年を、完成予想図のイラスト等を掲載する場合は、付近にその旨をそれぞれ表記してください。

5.「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第22条第1号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法（平成23年10月7日厚生労働省・国土交通省告示第5号）」が示されています。

ア）入居者の利用できる施設、設備について、次のいずれかに該当するときは、その旨を明りょうに表示してください。

①当該登録住宅に係る登録事業者が設置しているものではない施設、設備。

②当該登録住宅の敷地内に設置されていない施設または設備。

③入居者が利用する場合、利用するごとに費用を支払う必要がある施設、設備。

イ）入居者が利用する施設、設備のうち特定の用途に供される場合があるものについて表示する場合、その施設、設備が特定の用途のための専用の施設、設備として設置されまたは使用されていないときはその旨を明りょうに表示してください。

ウ）登録住宅の設備の構造、仕様について表示する場合、構造、仕様の一部に異なるものがあるときはその旨を明りょうに表示してください。

エ）入居者の居住部分について表示する場合、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第13条」各号（入居者の病院への入院、心身の状況の変化）の理由以外で居住部分を変更することがあるときはその旨を。次のいずれかに該当するときはその旨を明りょうに表示してください。

①変更後の居住部分の床面積が当初入居した居住部分の床面積に比して減少すること。

②入居者が当初入居した居住部分から他の居住部分に住み替える場合に、当初入居した居住部分の利用に関する権利が変更するまたは消滅すること。

③入居者が変更後の居住部分の利用に関し、追加的な費用を支払うこと。

④当初入居した居住部分の利用に関する費用について、居住部分の変更による居住部分の構造、設備の変更または居住部分の床面積の減少に応じた調整が行われないこと。

オ）終身にわたって入居者が居住でき、介護サービスの提供を受けることができると表示をする場合、「規則第13条」各号の理由以外により、または同条ただし書に該当することにより、入居者が終身にわたって居住し、介護サービスの提供を受けることができない場合があるときはその旨を明りょうに表示してください。

カ）登録住宅の入居者に提供される介護サービスについて表示する場合、登録事業者が当該

介護サービスを提供するものではないときはその旨を明確に表示してください。

キ）登録事業者が自らまたは委託や提携により提供する介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについて表示する場合、その介護サービスの内容と費用を明確に表示してください。

ク）高齢者生活支援サービスを提供する者の人数について表示する場合、次に掲げる人数を明確に表示してください。

①高齢者生活支援サービスを提供する者の総人数、サービスごとの内訳の人数。

②高齢者生活支援サービスを提供する者が要介護者等（介護保険法の規定に基づく要介護認定または要支援認定を受けた登録住宅の入居者をいう。以下同じ）以外の入居者に対し、食事の提供その他の日常生活上必要なサービスを提供する場合は、要介護者等に高齢者生活支援サービスを提供する者の総人数、サービスごとの内訳の人数。

③夜間における最少の高齢者生活支援サービスを提供する者の総人数、サービスごとの内訳の人数。

ケ）登録住宅において高齢者生活支援サービスを提供する者のうち介護に関する資格を有する者について表示する場合は、当該者の人数を常勤、非常勤の別ごとに明確に表示してください。

（5）介護保険施設等の広告 （介護保険法第98条、「介護老人保健施設に関して広告できる事項について」厚生労働省）

介護老人保健施設は介護保険の規定による施設の一つで、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師、作業療法士、理学療法士等によるリハビリテーション、また、栄養管理・食事・入浴などの日常サービスまで併せて提供するもので、所在地の都道府県知事の許可が必要です。

1．介護保険法により、広告できる項目が次のものに制限されています。

ア）施設の名称、電話番号、所在地。

イ）当該施設に勤務する医師、看護師の氏名。

ウ）施設および構造設備に関する事項。

①療養室（広さ、個人用ロッカー、洗面所等の設備）。

②機能訓練室（広さ、機械・器具等の設備）。

③認知症専門棟を有する介護老人保健施設については、その旨と定員、施設設備。

④食堂（広さ、設備等）。

⑤談話室、レクリエーション・ルーム（広さ、テレビ・ソファー等の設備）。

⑥浴室（特別浴槽等の設備）。

⑦当該施設の協力病院および協力歯科医療機関。

⑧当該施設に在宅介護支援センターを設置している場合は、その旨と事業内容。

⑨当該施設に訪問看護ステーションまたは特別養護老人ホーム等を併設している場合は、その旨と事業内容等。

⑩その他特色ある施設（ボランティア・ルーム、家族介護教室等の設置状況）。

エ）職員の配置員数。

①介護老人保健施設に配置される常勤職員の職種ごとの員数。

②医師または看護師の技能、経歴、年齢または性別に関する事項。

オ）提供されるサービスの種類と内容（医療の内容に関するものを除きます）。

①レクリエーション、理美容その他日常生活上のサービス内容。

A．レクリエーションの内容。

B．生活上のサービス内容として入浴回数、機能訓練の回数等。

②指定通所リハビリテーションまたは指定短期入所療養介護を実施している介護老人保健施設については、その旨。指定通所リハビリテーションについては、その定員と実施時間。
③利用料の徴収できる「特別な療養室」を有する施設については、その旨と室数。
④紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、病院または診療所の名称。
⑤当該介護老人保健施設によるサービスの提供に関する諸記録に係る情報を開示することができる旨。

カ)医療の内容に関する事項は広告できません。
キ)当該施設によるサービスの提供に関する諸記録に係る情報を開示することができます。
ク)利用料の内容。
①当該施設において徴収する利用料(日常生活費その他の費用を含む)の費目、金額、支払い方法や領収について。

(6)不適当表示例

1. 業界の最上級を意味する表示。
〔不可例〕「最高」、「最高級」、「極」、「特級」、「一級」等。

2. 唯一性を意味する表示。
〔不可例〕「日本一」、「日本初」、「業界一」、「超」、「他に類を見ない」、「当社だけ」等。

3. 完全を直接または間接に表示。
〔不可例〕「完全」、「完璧」、「絶対」、「万全」等。

4. 具体的な数値で明示せずに使用する用語表示。
〔不可例〕「多数」、「多くの」、「十分な」、「充実の」等。

5. 一定の基準より優れていると誤認する表示。
〔不可例〕「特選」、「厳選」等。

6. 価格は著しく安価という誤認をあたえる表示。
〔不可例〕「格安」、「破格」等。

7. 他者よりも優遇するかのような表示。
〔不可例〕「最優先」、「優先的に」等。

(7)施設見学会、入居説明会、入居体験会等の広告

施設名称を表記した施設見学会、入居説明会、入居体験会等を開催する場合は次の事項を表示してください。

1. 原則として、入居者募集告知と誤認されない表示をしてください。
2. 施設ごとに次の事項を表示してください。
ア)広告主名。
イ)施設の名称、広告主と事業主体、運営主体が異なる場合はそれぞれの名称。
ウ)事業主体者が土地・建物を所有していない場合は、その権利形態。
エ)施設の所在地、電話番号。
オ)最寄りの交通機関と施設までの距離。
カ)施設の規模、構造。
キ)施設の類型、指定居宅サービスの種類。

ク）開催日時。
ケ）参加費用、参加定員等の必要事項。
コ）施設の完成写真を掲載する場合は撮影年を、完成予想図のイラスト等を掲載する場合は、付近にその旨をそれぞれ表記してください。

3. 開催時に「入居申し込みの受付は行わない」と明確に表示してください。
4. 入居者募集を表示する場合は、施設の種類に応じて、それぞれの必要表示事項を明示してください。

（8）企業広告

広告主（事業主体者）が企業活動の一環として、既存する施設や将来の展開予定等の企業イメージを広告することです。将来展開予定の施設名を明記する場合は、その施設の都道府県知事が設置届を受理、または設置届の手続き中の場合、行政の確認を得たものにしてください。

1. 次の事項を表示してください。
ア）広告主名。
イ）施設の名称、広告主と事業主体、運営主体が異なる場合はそれぞれの名称。
ウ）事業主体者が土地・建物を所有していない場合は、その権利形態。
エ）施設の所在地、電話番号。
オ）施設の類型、指定居宅サービスの種類。
カ）開催日時。
キ）施設の完成写真を掲載する場合は撮影年を、完成予想図のイラスト等を掲載する場合は、付近にその旨をそれぞれ表記してください。
2. 入居者募集を表示する場合は、施設の種類に応じて、それぞれの必要表示事項を明示してください。

12. 医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器等に関する広告

医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器(以下:医薬品等という)の広告は「医薬品・医療機器等法(旧薬事法)」、関連法規を順守し、「医薬品等適正広告基準について(厚生労働省薬務局長通知 改正平成14年3月28日)」等により、広告が虚偽、誇大にならないよう適正化を図り、正確な情報伝達を行うよう、規制されています。

※「医薬品」とは(医薬品・医療機器等法第2条)

1. 日本薬局方に収められている物。
2. 人または動物の疾病の診断、治療または予防に使用されることが目的とされている物で、機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品でないもの(医薬部外品を除く)。
3. 人または動物の身体の構造または機能に影響をおよぼすことが目的であって機械器具でないもの(医薬部外品および化粧品を除く)。

(第1類、第2類、第3類の医薬品は厚生労働大臣が指定)

ア)第1類医薬品
①副作用等により日常生活に支障を来たす程度の健康被害を生ずるおそれがある医薬品で、使用に関し特に注意が必要として厚生労働大臣が指定するもの。
②新一般用医薬品として承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。

イ)第2類医薬品
①副作用等により日常生活に支障を来たす程度の健康被害を生ずるおそれがある医薬品。
②【指定第2類医薬品】第2類医薬品のうち、特別の注意を要すると厚生労働大臣が指定。

ウ)第3類医薬品
①第1類および第2類以外の一般用医薬品。

※「医薬部外品」とは(医薬品・医療機器等法第2条)

1. 人体に対する作用が緩和なもの。次に掲げる目的のために使用される物で、機械工具等でないもの。
   ア)吐き気その他の不快感または口臭、体臭の防止。
   イ)あせも、ただれ等の防止。
   ウ)脱毛の防止、育毛または除毛。
2. 人または動物の保健のためにねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物で、機械工具等でないもの。
3. 厚生労働大臣が指定するもの。

※「化粧品」とは(医薬品・医療機器等法第2条)

人の体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、皮膚、毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これに類する方法で使用されることが目的とされる物で、人体に対する作用が緩和なものをいう(医薬部外品を除く)。

※「医療機器」とは(医薬品・医療機器等法第2条)

人または動物の疾病の診断、治療や予防に使用されること、または人もしくは動物の身体の構造、機能に影響をおよぼすことが目的とされる医療器具等であって、政令で定めるものをいう。

(1)医薬品等に関する広告(医薬品・医療機器等法第10章)

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果、性能に関して、明示的、暗示的を問わず、虚偽または誇大な記事を広告、記述、流布することは禁止さ

れています。関連法規を順守し、日本OTC医薬品協会の「適正広告ガイドライン」等により準用します。

1. 医薬品等に関する広告の該当性については、次の①～③のいずれの要件も満たす場合に、広告に該当すると判断されます。
   ①誘因性＝顧客の購入意欲を昂進させる意図が明確であること。
   ②特定性＝特定医薬品等の商品名が明らかにされていること。
   ③認知性＝一般人が認知できる状態にあること。
2. 表現の範囲について。

ア）医薬品、医薬部外品は、区分表示を製品、製品写真の傍らに明りょうに記載してください。
〔表示例〕「第１類医薬品」、「第２類医薬品」、「第３類医薬品」、「医薬部外品」等。

イ）承認を要する医薬品の名称について。
承認を得た販売名、日本薬局方に定められた名称または一般的名称以外は使用できません。
①一般医薬品における「漢方処方」、「漢方」等の表現について。
「漢方処方」、「漢方」等と表現できる範囲は、原則として「一般用漢方製剤承認基準」（厚生労働省医薬食品局発）に定められているもの、医療用医薬品の漢方製剤と同一処方であるもの、承認を受けた販売名に漢方の名称が付されているものです。

〔不可例〕「漢方処方の『○○○エキス』に洋薬を配合」等。
※処方の一部が漢方処方である旨示すことは、当該配合剤が漢方製剤であるか、または漢方製剤よりも優秀であるかの印象を与え、安全性等について誤解を招くこととともなるので認められません。

②一般用医薬品における「生薬配合」または「生薬製剤」の表現について。
A.「生薬配合」の表現については、有効成分の一部に生薬が配合されており、しかも承認された効能効果等と関連がある場合に限り可とします。
B.「生薬製剤」の表現については、有効成分のすべてが生薬のみで構成されている場合に限り可とします。

ウ）医薬品・医療機器等法の規定に基づく承認を要しない医薬品の名称について。
日本薬局方に定められた名称、一般的名称または販売名以外の名称は使用できません。
※販売名は医薬品の製造方法、効能効果および安全性について事実に反する認識を得させるおそれのあるものであってはなりません。

エ）医薬部外品、化粧品および医療機器の名称について。**（医薬品・医療機器等法第23条2）**
承認または認証販売名または一般的名称以外の名称は使用できません。
①漢字表記で許可を受けた場合は名称の全部または一部を仮名やアルファベットに置き換えは不可。※「ふりがな」は可とします。
②「販売名」に使用できないものは「愛称」についても使用できません。
③虚偽、誇大な名称、誤解を招くおそれのある名称は使用できません。

〔不可例〕「ウルトラ」、「スーパー」等。

④浴用剤における「生薬配合」または「生薬製剤」の表現について。
A.「生薬配合」の表現は浴用剤の有効成分の一部に生薬が配合されており、承認された効能効果等に関連がある場合で、「医薬部外品」の文字が付記されていれば可とします。
B.「生薬製剤」の表現は浴用剤の有効成分のすべてが生薬のみから構成されている場合で、「医薬部外品」の文字が付記されていれば可とします。

オ）製造方法について。

実際の製造方法と異なる表現や優秀性について事実に反する認識をさせるおそれのある表現はできません。

①製造や品質管理、研究部門等を広告の題材にする場合は、製造方法等の優秀性に誤認を与えない限り可とします。

②最大級の表現は表示できません。

〔不可例〕「最高の技術」、「最も進歩した製造方法」、「近代科学の粋を集めた製造方法」、「理想的な製造方法」、「家伝の秘法により作られた」等。

カ）承認を要する医薬品等の効能効果等について。

承認を受けた効能効果または性能（以下：効能効果等という）の範囲をこえない。

※承認を受けた効能効果等の一部のみを強調したり、特定疾病に専門に用いられる物であるかの如き誤認を与える表現はできません。

①効能効果等に一定の条件（しばり表現）がある場合は、省略できません。

②複数の効能効果等がある場合は2つ以上同等の大きさで表現してください。

※効能効果を数字で表現する時は認められた効能効果の範囲内で専門薬的な印象を与えず、その数字に見合う効能効果または症状が具体的に列挙されていれば可とします。

〔表示例〕「二つの効果（ハミガキ）」、「五つの効果（歯槽膿漏治療薬）」、「11の諸症状（風邪薬）」等。

③「○○剤」は薬効分類で認められた場合以外は使用できません。「○○専門薬」は承認された名称以外は使用できません。

※「○○専門薬」の表現ではなく「小児用」、「婦人用」等の承認上の効能効果または用法用量から判断して特定の年齢層、性別等が対象であると推定できる場合は可とします。

キ）承認を要しない医薬品等の効能効果等について。

効能効果等の表現は、医学薬学上認められている範囲をこえないものとします。

ク）成分、分量について。

成分、分量に虚偽や不正確な表示で効能効果等、安全性について事実に反する認識を得させるおそれのある表現はできません。

①配合成分の表現：配合成分名が全部列挙されている以外、表示できません。

〔不可例〕「各種ビタミン配合・・」、「数種のアミノ酸配合・・」等。

※不正確な表現は不可です。

②配合成分数の表現として、事実の配合成分数を表記することは事実であり可とします。

〔表示例〕「10種類のビタミンを配合・・・」、「15種類の生薬を配合・・・」等。

※強調表現とならないよう注意してください。

③特定成分の表現は、その成分が有効成分であり、承認された効能効果等に関連がある以外は表示できません。

〔不可例〕「ゴオウ配合・・」のように特定成分を表現の場合。

ケ）用法、用量について。

承認を受けた医薬品等は承認の範囲を、承認を要しない医薬品等は医学薬学上認められている範囲をこえた表現はできません。

①事実に反する認識のおそれのある表示はできません。

〔不可例〕「いくら飲んでも副作用がない」、「使用法を問わず安全である」等。

コ）効能効果等や安全性について。

具体的効能効果等や安全性を摘示し、それが確実であると保証をするような表現はできません。

①明示的、暗示的を問わず、安全性を保証する表現。
〔不可例〕「根治」、「全快する」、「安全性は確認済み」、「副作用の心配はない」等。

②医薬品等の歴史的な表現。
〔不可例〕「〇〇年の歴史に輝いた（商品名）」、「（商品名）は〇〇の歴史があり良く効く」等は歴史と伝統をもとにした安全性、優秀性の保証表現にあたります。
※「創業〇〇年」、「（商品名）は販売〇〇周年」のように事実に基づく期間表記のみの場合は表記できます。

③臨床データ等の表示。
④使用前・使用後の図画、写真等。
⑤使用体験談、感謝状等。
⑥身体への浸透シーン。
⑦疾病部分の炎症等が消える表現。
⑧副作用等の表現。
〔不可例〕「副作用が少ない」、「比較的安心して・・」、「刺激が少ない」等。

⑨キャッチフレーズの表現。
他の文字より大きい、色が濃（淡）い、色が異なる、文字の上に点を打つ等の強調表現はできません。
〔不可例〕「すぐれたききめ」、「よくききます」等は保証的表現に当たりませんが、強調表現として不可です。

⑩効能効果、安全性を保証するような表現はできません。
〔不可例〕「世界〇〇カ国で使用されている」等。
〔表示例〕「世界〇〇カ国で販売」。
※事実のみの表現の場合は表記できます。

サ）最大級の表現について。
効能効果等や安全性について、最大級の表現やこれに類する表現はできません。
①最大級の表現。
〔不可例〕「最高のききめ」、「無類のききめ」、「肝臓薬の王様」、「胃腸薬のエース」、「世界一を誇る」等は不可。

②新発売の表現。
〔表示例〕「新発売」、「新しい」等。
※新製品は発売後6カ月までが目途です。

③効能効果等の表現。
〔不可例〕「強力」、「強い」等の表現。

④安全性の関係。
〔不可例〕「比類ない安全性」、「絶対安全」等は不可。

シ）効能効果の発現程度について。
医薬品等の速効性、持続性等については、医学薬学上認められている範囲とします。
①効能効果等の発現程度：「すぐ効く」、「飲めばききめが3日は続く」等の表現はできません。
②速効性に関する表現：「速く効く」は不可です。「顆粒だから速く溶け効く」等は良く効くとの印象から表現できません。

③持続性に関する表現:ビタミン剤等で有効成分が徐々に放出されることから効力が、持続している表現は注意が必要です。

④本来に効能効果等と認められない表現の禁止として、頭痛薬で「受験合格」等、ホルモン剤で「夜を楽しむ」等、保健薬で「活力を生み出す」等の本来の効能効果等と認められない表現は誤認のおそれがありできません。

ス)過量消費、乱用助長について。

過量消費や乱用助長を促すおそれのある表現はできません。

①内服用医薬品を直接服用する場面は表現できません。

②子供が自分で医薬品を手に持ったり、使用する場面は表現できません。

セ)医療用医薬品等の広告について。

医師、歯科医師が処方せんや指示によって供給される医薬品は一般人を対象にした広告はできません。

ソ)一般向け効能効果について。

医師、歯科医師の診断、治療によらなければ治癒できない疾患について、治癒ができるかの表現はできません。

※疾患とは、「胃潰瘍」、「十二指腸潰瘍」、「糖尿病」、「高血圧」、「低血圧」、「心臓病」、「肝炎」、「白内障」、「性病」など一般人が自己の判断で使用した場合、保健衛生上重大な結果を招くおそれのある疾病です。

タ)習慣性医薬品に付記、付言すべき事項。**(医薬品・医療機器等法第50条第8号)**

規定に基づき指定する医薬品について、習慣性がある旨を付記し、付言するものとします。

チ)使用、取り扱い上の注意について付記、付言すべき事項。

特に喚起する必要のある医薬品については、使用、取り扱い上、留意すべき旨を付記、付するものとします。

ツ)他社製品の誹謗について。

医薬品等の品質、効能効果等、安全性その他について、他社製品を誹謗するような表記はできません。

①「他社の口紅は流行おくれ」、「どこでもまだ旧式の製造方法です」等は事実であっても表示できません。

テ)医療関係者等の推薦について。

医薬関係者、理容師、美容師、病院、診療所その他医薬品等の効能効果等で、相当の影響を与える公務所、学校、団体が指定、公認、推薦、指導、選用している等の表記はできません。

①「厚生労働省認可」、「○○医学研究所推薦」は表示できません。

※公衆衛生の維持増進のため公務所等が指定等をしている事が必要な場合はこの限りではありません。

ト)懸賞、賞品等の制限について。

①いきすぎた懸賞、賞品等射幸心をそそる方法による医薬品等や企業の広告はできません(景品表示法の限度内であれば可とします。ただし、医薬品の過量消費、乱用助長を促す表現はできません)。

②懸賞、賞品として医薬品を授与する広告は原則できません(家庭薬〈通常家庭で用いる外用剤、頭痛剤、下痢止、ビタミン含有保健薬等〉を見本に提供程度は可とします)。

③医薬品等の容器、被包等と引換えに医薬品を授与する広告は行えません。

ナ)不快、不安等の感じを与える表現について。

不快、不安恐怖の感じを与えるおそれのある表現はできません。

ニ)医薬品等の化粧品的、食品的用法についての表現の制限について。

医薬品について化粧品、食品的用法や医療機器について美容器具的、健康器具的用法を強調することによって消費者の安易な使用を助長するような表現はできません。

ヌ）特許の表示について。

「方法特許」、「製法特許」の文字、特許番号、特許発明にかかる事項を併記し、正確に表示してください。

ネ）医薬品等の品位の保持について。

以上に定めるほか、著しく品位を損ねる、信用を傷つける広告はできません。

（2）化粧品等に関する広告

化粧品、医薬部外品等の広告は、関連法規を順守し、日本化粧品工業連合会の「化粧品等の適正広告ガイドライン」等により準用します。

1．医薬部外品の効能または効果の範囲。

医薬部外品の種類	使用目的	効能または効果の範囲
1　口中清涼剤	吐き気その他不快感の防止を目的とする内用剤	溜飲、悪心・嘔吐、乗物酔い、二日酔い、宿酔、口臭、胸つかえ、気分不快、暑気あたり
2　腋臭防止剤	体臭の防止を目的とする外用剤	わきが（腋臭）、皮膚汗臭、制汗
3　てんか粉類	あせも、ただれ等の防止を目的とする外用剤	あせも、おしめ（おむつ）、かぶれ、ただれ、股ずれ、かみそりまけ
4　育毛剤 （養毛剤）	脱毛の防止および育毛を目的とする外用剤	育毛、薄毛、かゆみ、脱毛の防止、毛生促進、発毛促進、ふけ、病後・産後の脱毛、養毛
5　除毛剤	除毛を目的とする外用剤	除毛
6　染毛剤（脱色剤、脱染剤）	毛髪の染色、脱色または脱染を目的とする外用剤（毛髪を単に物理的に染色するものは医薬部外品に該当しない）	染毛、脱色、脱染
7　パーマネント・ウェーブ用剤	毛髪のウェーブ等を目的とする外用剤	毛髪にウェーブを持たせ、保つ。くせ毛、ちぢれ毛またはウェーブ毛をのばし、保つ
8　衛生綿類	衛生上の用に供されることが目的とされる綿類（紙綿類を含む）	生理処理用品については生理処理用。清浄用綿類については、乳児の皮膚、口腔の清浄、清拭、授乳時の乳首、乳房の清浄、清拭、目、性器または肛門の清浄、清拭
9　浴用剤	浴槽中に投入して用いる外用剤（浴用石けんは浴用剤に該当しない）	あせも、荒れ性、打ち身、肩の凝り、くじき、神経痛、湿疹、しもやけ、痔、冷え性、腰痛、リウマチ、疲労回復、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え性、にきび
10　薬用化粧品（薬用石けんを含む）	化粧品としての使用目的を併せて有する化粧品類似の剤形の外用剤	**※別表（薬用化粧品の効能または効果の範囲）参照**
11　薬用歯磨類	化粧品としての使用目的を併せて有する通常の歯磨きと類似の剤形の外用剤	歯を白くする、口中を浄化する、口中を爽快にする、歯周炎（歯槽膿漏）の予防、歯肉（歯齦）炎の予防、歯石の沈着を防ぐ、むし歯を防ぐ、むし歯の発生および進行の予防、口臭の防止、タバコのヤニ除去
12　忌避剤	はえ、蚊、のみ等の忌避を目的とする外用剤	蚊成虫、ブヨ、サシバエ、ノミ、イエダニ、トコジラミ（ナンキンムシ）等の忌避
13　殺虫剤	はえ、蚊、のみ等の衛生害虫の駆除または防止の目的を有するもの	殺虫。はえ、蚊、のみ等の駆除または防止
14　殺そ剤	ねずみの駆除または防止を目的とするもの	殺そ。ねずみの駆除、殺滅または防止
15　ソフトコンタクトレンズ用消毒剤	ソフトコンタクトレンズの消毒を目的とするもの	ソフトコンタクトレンズの消毒

※別表（薬用化粧品の効能または効果の範囲）

1　シャンプー	ふけ・かゆみを防ぐ 毛髪・頭皮の汗臭を防ぐ。毛髪・頭皮を清浄にする 毛髪・頭皮をすこやかに保つ 毛髪をしなやかにする　} 二者択一
2　リンス	ふけ・かゆみを防ぐ 毛髪・頭皮の汗臭を防ぐ 毛髪の水分・脂肪を補い保つ 裂毛・切毛・枝毛を防ぐ 毛髪・頭皮をすこやかに保つ 毛髪をしなやかにする　} 二者択一
3　化粧水	肌あれ、あれ性 あせも・しもやけ・ひび・あかぎれ・にきびを防ぐ 油性肌 かみそりまけを防ぐ 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ 日やけ・雪やけ後のほてり 肌をひきしめる。肌を清浄にする。肌を整える 皮膚をすこやかに保つ。皮膚にうるおいを与える
4　クリーム、乳液、ハンドクリーム、化粧用油	肌あれ・あれ性 あせも・しもやけ・ひび・あかぎれ・にきびを防ぐ 油性肌 かみそりまけを防ぐ 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ 日やけ・雪やけ後のほてり 肌をひきしめる。肌を清浄にする。肌を整える 皮膚をすこやかに保つ。皮膚にうるおいを与える 皮膚を保護する。皮膚の乾燥を防ぐ
5　ひげそり用剤	かみそりまけを防ぐ 皮膚を保護し、ひげをそりやすくする
6　日やけ止め剤	日やけ・雪やけによる肌あれを防ぐ 日やけ・雪やけを防ぐ 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ 皮膚を保護する
7　パック	肌あれ・あれ性 にきびを防ぐ 油性肌 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ 日やけ・雪やけ後のほてり 肌をなめらかにする 皮膚を清浄にする
8　薬用石けん（洗顔料を含む）	〈殺菌剤主剤のもの〉 皮膚の清浄・殺菌・消毒 体臭・汗臭およびにきびを防ぐ 〈消炎剤主剤のもの〉 皮膚の清浄、にきび、かみそりまけおよび肌あれを防ぐ

2. 医薬部外品の効能効果について。
「○○を防ぐ」という効能効果で承認を受けているものは、単に「○○に」等の表現は認められませんが、承認された効能効果が明りょうに付記されていれば掲載できます。

3. 承認を要しない化粧品についての効能、効果の範囲は以下のとおりです。

【頭皮・毛髪について】
1. 頭皮、毛髪を清浄にする。
2. 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。
3. 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。
4. 毛髪にはり、こしを与える。
5. 頭皮、毛髪にうるおいを与える。
6. 頭皮、毛髪のうるおいを保つ。
7. 毛髪をしなやかにする。
8. クシどおりをよくする。
9. 毛髪のつやを保つ。
10. 毛髪につやを与える。
11. フケ、カユミがとれる。
12. フケ、カユミを抑える。
13. 毛髪の水分、油分を補い保つ。
14. 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。
15. 髪型を整え、保持する。
16. 毛髪の帯電を防止する。

【皮膚について】
17. (汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする。
18. (洗浄により)ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。
19. 肌を整える。
20. 肌のキメを整える。
21. 皮膚をすこやかに保つ。
22. 肌荒れを防ぐ。
23. 肌をひきしめる。
24. 皮膚にうるおいを与える。
25. 皮膚の水分、油分を補い保つ。
26. 皮膚の柔軟性を保つ。
27. 皮膚を保護する。
28. 皮膚の乾燥を防ぐ。
29. 肌を柔らげる。
30. 肌にはりを与える。
31. 肌にツヤを与える。
32. 肌を滑らかにする。
33. ひげを剃りやすくする。
34. ひげそり後の肌を整える。
35. あせもを防ぐ(打粉)。
36. 日やけを防ぐ。
37. 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。

【香りについて】
38. 芳香を与える。

【爪について】
39. 爪を保護する。
40. 爪をすこやかに保つ。
41. 爪にうるおいを与える。

【唇について】
42. 口唇の荒れを防ぐ。
43. 口唇のキメを整える。
44. 口唇にうるおいを与える。
45. 口唇をすこやかにする。
46. 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。
47. 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。
48. 口唇を滑らかにする。

【オーラルケアについて】
49. ムシ歯を防ぐ。(＊)
50. 歯を白くする。(＊)
51. 歯垢を除去する。(＊)
52. 口中を浄化する(歯みがき類)。
53. 口臭を防ぐ(歯みがき類)。
54. 歯のやにを取る。(＊)
55. 歯石の沈着を防ぐ。(＊)

【皮膚について】
56. 乾燥による小ジワを目立たなくする。

(＊)＝使用時にブラッシングを行う歯みがき類に限ります。

※例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可とします。
※「皮膚」と「肌」の使い分けは可とします。
※(　)内は、効能には含めないが、使用形態から考慮して、限定するものです。

4. 前記効能効果以外の表現について。
ア)メーキャップ効果として「化粧くずれを防ぐ」、「小じわを目立たなく見せる」、「みずみずしい肌に見せる」等は事実であれば可とします。

イ）使用感として「清涼感を与える」、「爽快にする」等は事実であれば可とします。

（3）化粧品における特定成分の特記表示について

化粧品の広告の中に特定成分を表示する場合、配合目的を併記することが必要です。配合目的は化粧品の効能効果の表現の範囲内で事実であることに限られます。また、名称に「薬」の文字やそれに類するものは医薬品との誤認のおそれがあるため表示できません。

1．特記表示が認められない事項。

ア）「生薬エキス」、「薬草抽出物」、「薬用植物のエキス」のように「薬」の字がふくまれるもの。

イ）「漢方成分抽出物」のように医薬品という印象を与えるもの。

ウ）配合目的を付していない、または配合目的が薬理作用を暗示するための不可例。

〔不可例〕「アロエエキスを配合した化粧水です」、「ビタミンA、Dが肌あれを防ぎます」、「肌あれを防ぐ成分ビタミンA、Dを配合」、「ビタミンA、D（肌あれを防ぐ成分）を配合し、しっとりした肌を保ちます」等。

2．特記表示が認められる事例。

配合目的を併記し、認められた効能効果の表現の範囲であって事実である場合は可とします。

ア）「植物成分」、「植物抽出液」、「天然植物エキス」、「海藻エキス」などの表示。

イ）特定成分に付して配合目的を併記する場合。

〔表示例〕「アロエエキス（天然植物保湿剤）」、「うるおい成分アロエエキス配合」、「ビタミンC（製品の酸化防止剤）配合のクリームです」、「肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます（コラーゲン、アミノ酸配合）」、「コラーゲン、アミノ酸がが肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます」等。

（4）薬用化粧品・一般化粧品の美白表現について

1．薬用化粧品の美白表現。

「美白効果」、「ホワイトニング効果」等は医薬品・医療機器等法による承認を受けた効能効果ではないので表示できませんが、承認を受けた効能効果を併記すれば、「美白・ホワイトニング」等の表現は可とします。

ア）認められる表現の具体例。

承認を受けた効能効果が「メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」、「メラニンの生成を抑え、日やけによるしみ・そばかすを防ぐ」の場合の説明表現の（※）付表示例。

〔表示例〕『「美白※」「※メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」』。
『「美白※」「※メラニンの生成を抑え、日やけによるしみ・そばかすを防ぐ」』。

イ）認められない表現の具体例。

①肌本来の色そのものが変化する（白くなる）旨の表現。

〔不可例〕「黒い肌も徐々に白くするホワイトニング効果」、「使えば使うほど肌が白くなるホワイトニング効果」等。

②できてしまったしみ、そばかすをなくす（治療的）表現。

〔不可例〕「できてしまったしみ、そばかすの美白に」、「ホワイトニング効果でしみ、そばかすを残さない」等。

③承認を受けた効能効果以外のしみ・色素沈着に係わる表現。

〔不可例〕「頑固なしみ、老人性斑点を美白に」、「ニキビ跡の色素沈着を防ぐ」等。

④肌質改善をする旨の表現。

〔不可例〕「美白が変われば肌は変わる」、「しみ・そばかすの出来にくい肌に」等。

④効能効果の保証・最大級的表現に該当する表現。
〔不可例〕「結果がみえる美白」、「結果を感じるホワイトニング」、「しみ・くすみが目立たなくなり美白効果を実感」等。

⑤添加剤を有効成分と誤認されるような表現。
〔不可例〕「〇〇美白（〇〇は保湿成分等添加剤の成分名）」等。

2. 化粧品の美白表現。
化粧品の美白表現は、メーキャップ効果により肌を白く見せる旨の表現に限ります。
ア）認められる表現の具体例。
①メーキャップ効果であることが明確な表現（事実である場合に限ります）。
〔表示例〕「塗ればお肌がほんのり白く見える美白ファンデーションです」、「しみ、そばかすをきれいに隠し、お肌を白くみせてくれます」、「塗ればお肌のしみを見えにくくします」等。

イ）認められない表現の具体例。
①薬用化粧品の効果効能に係わる表現。
〔不可例〕「メラニンの生成を抑え、しみ、そばかすを防ぐ」等。

②メーキャップ効果であることが明確でなく、誤認を与える表現。
〔不可例〕「美白パウダーでしみ、そばかすが消えてなくなる」、「〇〇はその美白効果により（〇〇は配合成分の説明）」等。

（5）医療機器の広告 （医薬品・医療機器等法）

関連法規を順守し、一般社団法人 日本医療機器産業連合会が「医療機器適正広告ガイド集」を一般社団法人日本ホームヘルス機器協会が「家庭向け医療機器等適性広告・表示」を示しています。医療機器は、厚生労働大臣に届け出て「医療機器」として承認されたものに限ります。
承認された医療機器には、認証番号や製品届出番号が付けられます。番号を表示するときは「厚生労働省」、「厚生労働大臣」の表示はできません。また、承認外の効能効果を広告表示することは禁止されています。
電気を使用する器具は経済産業省の型式承認番号を表示してください。
1. 医家向け医療機器のうち、一般を対象として広告できるものは次のものです。
①体温計、②血圧計、③コンタクトレンズ、④自動体外式除細動器（AED）、⑤補聴器。
2. 製造の承認を受けている家庭用医療機器の効能効果の範囲。
ア）「バイブレーター（アンマ代用器）」、「指圧代用器」。
①疲労回復。
②血行をよくする。
③筋肉の疲れをとる。
④筋肉のこりをほぐす。
⑤神経痛、筋肉痛の痛みの緩解。
イ）「温灸器」、「温熱効果」。
①疲労回復。
②血行をよくする。
③筋肉の疲れをとる。
④筋肉のこりをほぐす。
⑤神経痛、筋肉痛の痛みの緩解。
⑥胃腸の働きを活発にする。

ウ）家庭用電位治療器。
①頭痛。
②肩こり。
③不眠症の緩解。
④慢性便秘の緩解。
エ）医療用物質生成器（アルカリイオン整水器、アルカリイオン水生成器等）。
①陰極水（アルカリイオン水）：飲用して慢性下痢、消化不良、胃腸内異常発酵、制酸、胃酸過多に有効。
②陽極水（酸性水）：弱酸性のアストリンゼントとして美容に有効。

（6）薬局、薬店の広告

1．次の事項は広告表示できません。
ア）不安、不快感あるいは安全性を強調して、医薬品の乱用を促すような表現。
イ）要指示医薬品（スイッチ直後品目「医療用から一般用に移行して間もない、一般用としてのリスクが確定していない薬」と劇薬）、医療用医薬品、毒薬等の広告表示。
ウ）医師または歯科医師の診断もしくは治療によらなければ治癒ができない疾患名。
「がん」、「肉腫」、「白血病」、「胃潰瘍」、「十二指腸潰瘍」、「糖尿病」、「高血圧」、「低血圧」、「心臓病」、「肝炎」、「白内障」、「性病」等。
2．医薬品と医薬品以外のものを同一広告枠で掲載する場合は、両者を明確に区別してください。
3．次の事項を表示してください。
ア）広告主名、所在地、電話番号。
イ）店舗の名称。
ウ）薬局・店舗の許可された「販売する医薬品の区分」内で、法令の範囲内とします。
4．特定販売。**（薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律〈平成25年法律第103号〉）**
法改正により一般用医薬品の特定販売（インターネットや電話等）が可能となりました。
「特定販売を行う広告」に該当するか否かは、インターネットや電話で注文が可能であることが示されているか、で判断されます。
ア）一般用医薬品のインターネット販売の概要。
①薬局・薬店の許可を取得した店舗が行う。
※薬局は19.8㎡以上、調剤室は6.6㎡が、薬店は13.2㎡以上が、それぞれ必要です。
②週30時間以上を目安に実店舗の開店。
③営業時間内の薬剤師等の専門家が常駐し、対面や電話での相談ができている事。
イ）次の事項を表示してください。
①広告主名、所在地、電話番号。
②店舗の名称（厚労省のHPに登録販売者として掲載）。
③薬剤師の氏名（厚労省のHPで確認可能）。
④ホームページアドレス。
⑤営業時間外での連絡先。
⑥通信販売の場合は、販売価格、送料、代金の支払時期・方法、商品の引渡し時期・期限など、特定商取引法に規定されている必要事項。

※通信販売については、本掲載基準34頁「（2）通信販売の広告」を参照してください。

13. 健康食品に関する広告

(1)健康食品の広告 (健康増進法の一部を改正する法律〈平成15年法律第56号〉)

厚生労働省から「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)」が示されていますので順守してください。

1. 次のア～ウに該当するものが広告と判断されます。
   ア)顧客を誘引する(顧客の購入意欲を昂進させる)意図が明確にあること。
   イ)特定食品の商品名等が明らかにされていること。
   ウ)一般人が認知できる状態にあること。

1)広告表示についての注意事項

1. 広告該当回避の表示等の注意事項。
   健康食品と言う名称は法律上の定義づけはありませんが、一般的には、食品のうち「ふつうの食品よりも健康によいと称される食品」のことをさしています。現在、「健康食品」に関する単独の法律はなく、主に食品衛生法、健康増進法、医薬品・医療機器等法、景品表示法等により規制されています。
   ア)「これは広告ではありません」や「これは顧客を誘引することを目的としているものではありません」、「表示しているのは物質名で商品名ではありません」等は、一般消費者が容易に認知できる場合は広告に該当します。
   イ)商品名の一部を伏字としたり、文字をぼやかす、写真や画像のイメージのみを表示する場合であっても、当該商品の認知度、付随している写真および説明書き等から特定食品であることが認知できる場合は広告に該当します。
   ウ)特定の食品または成分の健康保持増進効果等に関する書籍や冊子、ホームページ等の形態をとっているが、その説明の付近に当該食品の販売業者の連絡先やホームページへのリンクを一般消費者が容易に認知できる形で記載されている場合は広告に該当します。

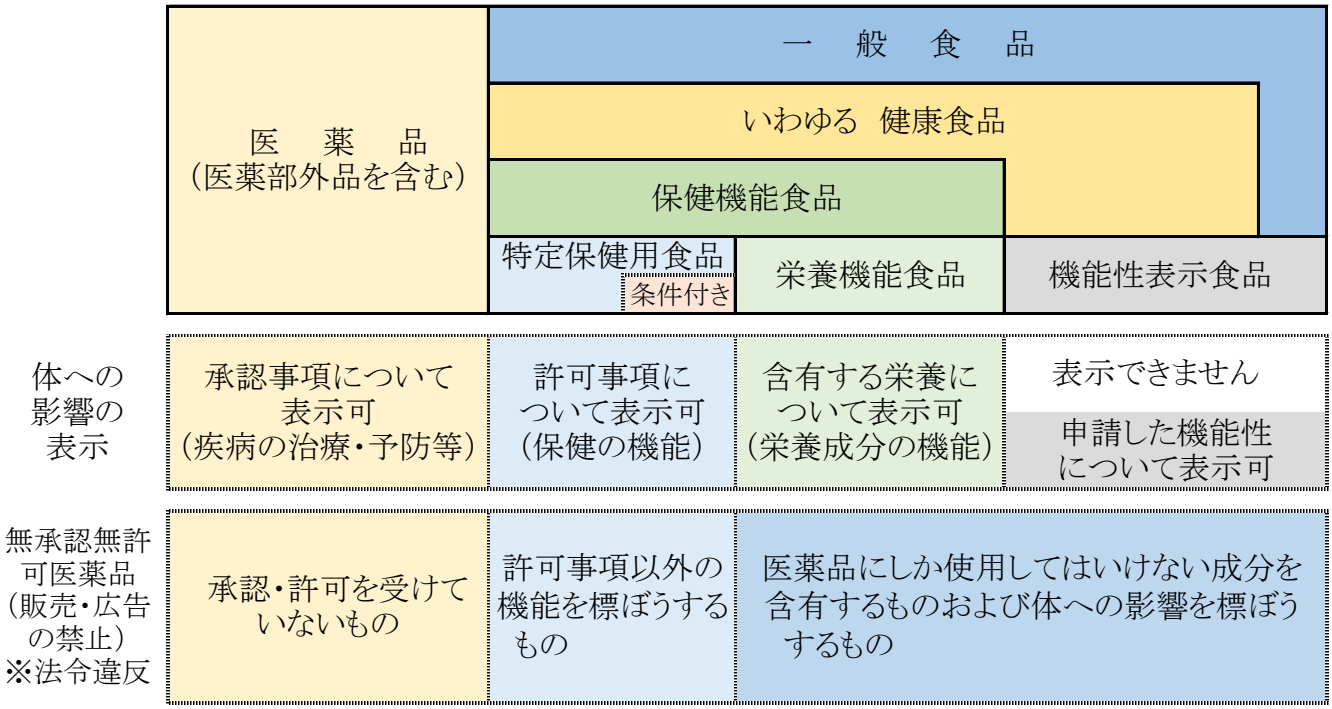

2. 医薬品とみなす範囲は次のとおりです。
   ア)医薬品として使用実態のある成分本質(原材料)が配合、含有しているもの。

イ）医薬品的な効能効果を標ぼうするもの。
ウ）アンプル形状など医薬品的形状であるもの。
エ）用法用量が医薬品的であるもの。

3. 次に示すような事例は医薬品・医療機器等法に抵触しますので表示できません。
ただし、栄養機能食品や特定保健用食品の特別用途食品を除きます。
ア）疾病の治療または予防を目的とする効能効果。
〔不可例〕「糖尿病」、「高血圧」、「動脈硬化の人に」、「胃・十二指腸潰瘍の予防」、「肝障害・腎障害をなおす」、「ガンがよくなる」等。

イ）身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効能効果。ただし、栄養補給、健康維持等に関する表現はこの限りではありません。
〔不可例〕「疲労回復」、「強精（強性）」、「体力増強」、「食欲増進」、「老化防止」、「若返り」、「新陳代謝を盛んにする」、「心臓の働きを高める」等。

ウ）医薬品的な効能効果の暗示。
①名称またはキャッチフレーズよりみて暗示するもの。
〔不可例〕「延命〇〇」、「〇〇の精（不死源）」、「〇〇の精（不老源）」、「薬〇〇」、「不老長寿」、「百寿の精」、「漢方秘法」、「皇漢処方」、「和漢伝方」等。

②含有成分の表示および説明よりみて暗示するもの。
〔不可例〕「体質改善」、「健胃整腸で知られる〇〇〇〇を原料とし、これに有用成分を添加」、「相乗効果をもつ」等。

③製法の説明よりみて暗示するもの。
〔不可例〕「本邦の深山高原に自生する植物〇〇〇〇を主剤に、△△△、×××等の薬草を独特の製造法（製法特許出願）によって調整したものである」等。

④起源、由来の説明よりみて暗示するもの。
〔不可例〕「〇〇〇という古い自然科学書をみると胃を開き、鬱（うつ）を散じ、消化を助け、虫を殺し、痰なども無くなるとある。こうした経験が昔から伝えられたが故に食膳に必ず備えられたものである」等。

⑤新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説、経験談などを引用または掲載することにより暗示するもの。
〔不可例〕「医学博士〇〇〇〇の談『昔から赤飯に〇〇をかけて食べると癌にかからぬといわれている。・・・癌細胞の脂質代謝異常ひいては糖質、蛋白代謝異常と〇〇〇が結びつきはしないかと考えられる』」等。

4. 医薬品的な形状の解釈。
アンプル形状は医薬品と判断されます。その他、錠剤、カプセル剤、丸剤などは、一般的に医薬品の剤型として認識されていますが、「食品」である旨が明示され、品質保全の必要性が認められる時は、その限りではありません。

5. 医薬品的な用法用量の解釈。
使用方法として、服用時期、間隔、用法等が決められている場合は医薬品と判断されます。
〔不可例〕「１日２～３回」、「１日２～３粒」、「１日２錠」、「毎食後、添付のサジで2杯ずつ」、「成人１日３～６錠」、「食前、食後に１～２個ずつ」、「お休み前に１～２粒」等。
※「食品」と明示した上で、「１日２錠を目安にお召し上がりください」等の用法用量を限定しない場合の表示は可とします。

6. 健康保持増進効果等法令に抵触するため表示できない事例。

ア）健康の保持増進効果。

①疾病の治療または予防を目的とする効果。

〔不可例〕「糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に」、「末期ガンが治る」、「虫歯にならない」、「肥満の解消」、「SARSを予防する」等。

②身体の組織機能の増強、増進を主たる目的とする効果。

〔不可例〕「疲労回復」、「強精（強性）」、「体力増強」、「食欲増進」、「免疫機能の向上」等。

③特定の保健の用途に適する旨の効果。

〔不可例〕「本品はおなかの調子を整えます」、「この製品は血圧が高めの方に適する」等。

④栄養成分の効果。

〔不可例〕「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」等。

イ）厚生労働省令で定める事項。

①含有する食品または成分の量。

〔不可例〕「大豆が〇〇gふくまれている」、「カルシウムが〇〇mg配合」等。

②特定の食品または成分を含有する旨。

〔不可例〕「プロポリス含有」、「〇〇抽出エキスを使用しています」等。

③熱量。

〔不可例〕「カロリーオフ」、「エネルギー0kcal」等。

④人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、または皮膚もしくは毛髪をすこやかに保つことに資する効果。

〔不可例〕「皮膚にうるおいを与えます」、「美しい理想の体形に」等。

ウ）間接的に健康保持増進効果等を示す場合も表示できません。

①名称またはキャッチフレーズの表示。

〔不可例〕「スーパーダイエット〇〇〇（製品名）」、「〇〇〇（製品名）。ダイエット成功者が続々」、「ガン、糖尿病、肝硬変。〇〇〇（製品名）」等。

②含有成分の表示および説明により表示。

〔不可例〕「ダイエットの効果で知られる〇〇〇〇を××mg配合」等。

③起源、由来等の説明により表示。

〔不可例〕「〇〇という古い自然科学書をみると×××は肥満を防止し、消化を助けるとある。こうした経験が昔から伝えられ食膳に備えられたのである」等。

④新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説、経験談などを引用または掲載することにより表示。

〔不可例〕「〇〇　〇〇さん（××府、△△歳）『××××を3カ月間毎朝続けて食べたら、□kgやせました」等。

⑤医療・薬事・栄養等、健康に関連する行政機関（外国政府機関を含む）や研究機関等により、効果等に関して認められている旨を表示。

〔不可例〕「××国政府認可〇〇食品」、「〇〇研究所推薦〇〇食品」等。

7. 痩身効果等を標ぼうする健康食品の広告等の注意点。

ア）次に示すような事例は、医薬品的な効能効果に該当するので、標ぼうできません。

①体内に蓄積された脂肪等の分解、排泄。

②体内組織、細胞等の機能の活性化。

③「宿便」の排泄、整腸、瀉下。

④体質改善。

⑤食欲を抑え、発汗と利尿作用を高める。

イ）不当表示になるおそれのある表現。

①単にその中に含まれるカロリーが少なく、その使用により体内に吸収されるカロリーが減少するため、やせると称するもの。

②身体の組織、機能にたいする作用には言及せず、やせると称するもの。

③明らかに通常の食品であると認められるが、痩身、伸長または豊胸の効果を標ぼうするもの。

ウ）極めて短期間にやせるかのような表示はできません。

〔不可例〕「1カ月で□kg」、「1週間で□kg」等の痩身表示。

「1日一粒のむだけで脚がのびて背が高くなる」、「脚をぐんぐんのばす」等の伸長表示。

「1日一回飲むだけで、体の内側から自然にバストアップ」、「△△は、女性ホルモンの分泌を活発にし、ぐんぐん発達させる」等の豊胸表示。

8. 名称の注意事項。**（食品衛生法第19条第1項、内閣府令第1条第6項）**

保健機能食品以外の食品は、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能および特定の保健の目的が期待できる旨の表示はできません。

〔不可例〕「機能〇〇食品」等。

（2）保健機能食品の広告 **（食品衛生法、健康増進法）**

特定保健用食品（特保）は平成13年4月から保健機能食品制度により「栄養機能食品」という分類が創設され、12種のビタミン、5種のミネラルについて栄養成分機能表示が可能です。

特定保健用食品（特保）は、一定の健康への効果、栄養機能食品は、一定の栄養成分の役割を表示することが可能です。

1）特定保健用食品

厚生労働省が個別に有効性と安全性を審査し、許可を与え「許可証票」が付されています。

平成17年の改正により3種類に分類され、それぞれの有効性や表示内容が定められています。

1.「特定保健用食品」は以下の表示ができます。

ア)広告主名、所在地、電話番号、商品名。

イ)許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）。

ウ）許可証票。

エ）許可を受けた表示の内容。

オ）特定保健用食品である旨。

カ）1日当たりの摂取目安量。

キ）バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言。

〔必要例〕「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを」を明示。

※〔許可例〕「おなかの調子を整えるヨーグルト」、「歯の健康維持に役立つガム」、「血糖値の高めの方に適した飲料」、「血糖値が気になる方向けのお茶」等。

2.「条件付き特定保健用食品」。
特定保健用食品のうち、その許可等で科学的根拠のレベルには届かないが、一定の有効性が確認される食品について、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について限定的な科学的根拠である旨の表示をすることを条件として許可等を受けたものです。具体的には、「根拠は必ずしも確立されていませんが」および「(特定の保健の用途に適する)可能性がある食品です」という条件文を付した表示をしてください。

〔必要例〕「本品は○○を含んでおり、根拠は必ずしも確立されていませんが、△△に適している可能性がある食品です」等。

また、条件付き特定保健用食品の許可証票または承認証票として、健康増進法施行規則に定める許可証票または承認証票が付されています。

3.「規格基準型特定保健用食品」。
特定保健用食品としての許可等の件数が多く科学的根拠が蓄積しているものとしている。
ア)許可件数が100件を超えている保健の用途に係る関与成分であること。
イ)前号「ア」を満たす関与成分で、最初の許可等から6年以上経過しており、その間に健康被害が出ておらず、複数の企業が許可を取得しているものです。

4.「(疾病リスク低減表示を含む)特定保健用食品」。
関与成分が疾病リスク低減効果が医学的・栄養学的に確立されている場合に認められます。既に認められているものは、「カルシウム」、「葉酸」で、次の表示が必要です。

〔必要例〕「日頃の運動と、適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は若い女性が健全な骨の健康を維持し、歳をとってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれません」。

〔必要例〕「適切な量の葉酸を含む健康的な食事は、女性にとって、二部脊椎などの神経管閉鎖障害を持つ子どもが生まれるリスクを低減するかもしれません」。

2)栄養機能食品

厚生労働省、消費者庁等関係官庁の法令を順守してください。

1. 栄養機能食品は以下の表示ができます。
ア)広告主名、所在地、電話番号、商品名。
イ)名称(含有ミネラル類、ビタミン類)。
ウ)栄養成分表示。
エ)バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言。

〔必要例〕「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを」を明示。

オ)「本品は特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官により個別審査を受けたものではありません」を表記してください。

栄養機能食品の規格基準について

栄養成分(ミネラル類)	1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分量		栄養機能表示	注意喚起表示
	下限値	上限値		
亜鉛	2.10 mg	15 mg	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。 亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。 亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。 亜鉛の摂りすぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。1日の摂取目安量を守ってください。 乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
カルシウム	210 mg	600 mg	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
鉄	2.25 mg	10 mg	鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。	
銅	0.18 mg	6 mg	銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
マグネシウム	75 mg	300 mg	マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。 マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。 多量に摂取すると軟便(下痢)になることがあります。1日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。

栄養成分（ビタミン類）	1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分量		栄養機能表示	注意喚起表示
	下限値	上限値		
ナイアシン	3.3 mg	60 mg	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
パントテン酸	1.65 mg	30 mg	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	
ビオチン	14 μg	500 μg	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	
ビタミンA 注）	135 μg （450 IU）	600 μg （2,000 IU）	ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。 ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。 妊娠3カ月以内または妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。
ビタミンB1	0.30 mg	25 mg	ビタミンB1は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB2	0.33 mg	12 mg	ビタミンB2は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	
ビタミンB6	0.30 mg	10 mg	ビタミンB6は、たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	
ビタミンB12	0.60 μg	60 μg	ビタミンB12は、赤血球の形成を助ける栄養素です。	
ビタミンC	24 mg	1,000 mg	ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。	
ビタミンD	1.50 μg （60 IU）	5.0 μg （200 IU）	ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	
ビタミンE	2.4 mg	150 mg	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	
葉酸	60 μg	200 μg	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。

注）ビタミンAの前駆体であるβ－カロテンについては、ビタミンA源の栄養機能食品（「栄養機能食品（ビタミンA）」）として認められているが、その場合の下限値1,620μg、上限値は7,200μgとされています。

また、β－カロテンについては、ビタミンAと同様の栄養機能表示が認められています。

この場合、「妊娠3カ月以内または妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないように注意してく

ださい」旨の注意喚起表示は、不要とします。
ミネラル類5種類とビタミン12種類について、厚生労働省の定めた基準に適合した食品として、栄養成分の機能表示ができます。

（3）機能性表示食品の広告 （食品表示法〈平成27年4月1日施行〉）

野菜や果物などの生鮮食品や加工食品、サプリメントなどについて、健康の維持・増進効果等を具体的に示す「機能性表示」ができます。
機能性表示をするためには、食品に表示する内容、当該事業者名、連絡先等、安全性・機能性の根拠に関する情報、生産・製造・品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を、販売日の60日前までに消費者庁長官に届け出る必要があります。
ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。
1.「機能性表示食品」は以下の表示ができます。
ア)広告主名、所在地、電話番号、商品名。
イ)「機能性表示食品」である旨。
ウ）届出番号。
エ）機能性関与成分。
オ）消費者庁長官に届け出た「機能性表示」の内容。

14. 求人に関する広告

人事募集広告は、「労働基準法」、「職業安定法」、「男女雇用機会均等法」、「雇用対策法」等の関係法令を順守してください。

1. 次の書類を提出していただく場合があります。
   ア）掲載予定の広告原稿。
   イ）法人登記簿謄本。
   ウ）会社案内。
   エ）カタログ・案内書・パンフレット。
   オ）就業規則。
   カ）賃金規定。
   キ）給与明細書。
   ク）社会保険番号。

（1）必要表示事項 （労働基準法第15条「労働条件の明示」・施行細則5条〈以下：労基法という〉）

1. 雇用主の名称。
   名称は原則としてフルネームで表示してください。ただし、アルファベットの社名の場合や通称を表記する場合は、一般に認知されているものに限り可とします。
2. 雇用主の所在地。
   所在地は行政上の名称で表示してください。ただし、京都府、滋賀県で通称名が一般に認知されている場合は省略表示を可とします。
   雇用主の所在地と勤務地が異なるときは、勤務地の所在地も表示してください。
   雇用主の所在地が他府県の場合は、都道府県、市町村を表示してください。
3. 電話番号。
   固定電話番号を表示してください。ただし、所在地が行政上の正式名称で表示されている場合は、携帯電話番号、URL等の表示でも可とします。その場合、広告申し込み書および広告原稿の欄外に固定電話番号を明記してください。
4. 業種、職種名（または従事する業務の内容）。
   ア）業種が募集職種の表示で想定できる場合は、業種表示を省略できます。
   イ）職種は、「営業」、「事務一般」等、一般に分かりやすく表示してください。
   ウ）職種名にかえて従事する業務内容（一般に分かるも）の表示でもかまいません。
   エ）外来語の職種表示は一般に分かるもの以外は使用できません。
5. 雇用関係や業務委託、業務請負。
   ア）正社員、正職員、契約社員、嘱託社員、臨時社員、派遣社員、アルバイト、パートなど一般に分かる表示をしてください。
   イ）内職などの募集について。
   家内労働法等を順守し、次の事項を表示してください。
   ①営業内容。
   ②開業資金や業務に機器類が必要な場合は、その名称と金額（不要な場合はその旨）。
   ③研修等がある場合は、その費用と期間。
   ④家内労働手帳の発行。仕事内容、報酬等の委託の条件を明記し、物品の受領や工賃支払のつど、交付される伝票式のもの。
   ⑤その他、本社が必要と判断した事項。
   ウ）委託契約に関すること。
   「委託」は依頼主からの特定の業務処理を行うことを契約するもので、具体的な納品物など

現物はなく、その業務の実行が対価となる契約です。
雇用関係がないため、労働関係法規が適用されません。
①「委託契約」であることを表示してください。
②雇用関係にあると誤認を招くような表示はできません。
③委託販売員の場合は、完全歩合給（フルコミッション）と表示してください。
④「当社規定による」、「委細面談」等の表示はできません。

エ）業務請負に関すること。**（労働者派遣事業と請負により行なわれる事業の区分に関する基準を定める告示〈改正平成24年9月27日厚生労働省告示第518号〉）**

「請負」とは、注文主と請負契約を締結して、請け負った仕事の完成を目的として業務を行なうもので、労働者は注文主の指揮命令を受けないという点で、労働者派遣業と異なります。
①「業務請負」であることを表示してください。
②請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであるため、次の事項が規定されています。
A. 業務の処理に要する資金をすべて自らの責任の下に調達し、支弁すること。
B. 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。
C. 単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

〔請　負　図　解〕

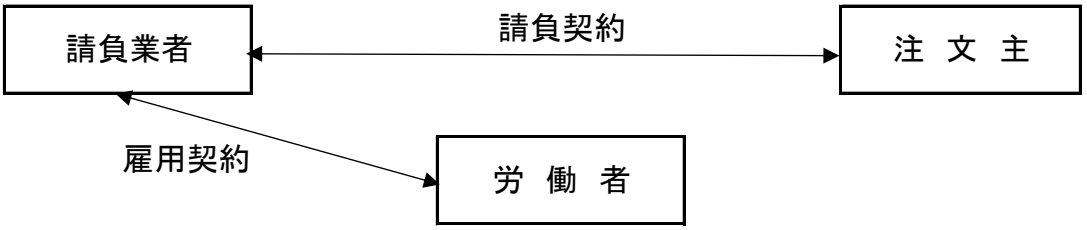

6. 勤務時間やその他の就労条件。
勤務時間、休日、交通費等の手当類、保険などが整備されている等、できるだけ具体的に表示してください。
勤務時間は、12時間制、24時間制のどちらかで統一して表示してください。

7. 給与（賃金）。
金額を表示する場合は、あいまいな語句、保証を意味する語句は使用できません。
〔不可例〕約、位、程度、確実、保証、例など。

金額を明示しない場合は「当社規定による」、「委細面談」等の表示で可とします。

8. 応募資格。
「学歴」、「免許」、「経験」等、必要とする資格など。

9. 応募方法。
履歴書などを送付する場合はその旨。また、応募書類を返却しない場合はその事を表示してください。

【行数物細則】

ア）雇用主の所在地が駅前やバス停近くに所在するときは、行政上の住所にかえて省略表示と固定電話番号の表示で可とします。
〔表示例〕「○○駅前」、「○○市バス停前」等。

イ）雇用主の所在地が一般に認知されている寺院や公共施設、有名ビル内および著名な百貨店などの近くに所在するときは、住所にかえて省略表示と固定電話番号の表示で可とします
〔表示例〕「妙心寺北門西入ル」、「ポルタ街内」、「京都高島屋前」等。

ウ）雇用主の所在地と勤務地が異なるとき、勤務地が一般に認知されている所在地の場合は省略を可とします。
〔表示例〕「○○百貨店勤務」、「○○大津支店勤務」等。

エ）雇用関係の表示は「正社員・正職員」、「契約社員」、「アルバイト・パート」のカットの使用で可とします。カット以外の雇用関係は文字で表示していただきます。

（2）賃金の表示について

1.「賃金(給与)」とは、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのもの。
2.「額面(給与)」とは、基本給＋固定手当の合計額（2つを併せて「固定給」の表示も可）。
3.「給料」　とは、基本給のみのもの（固定手当ては含まない）。
4.「月給」　とは、基本給＋固定手当の合計額（2つを併せて「固定給」の表示も可）。
5.「月収」　とは、基本給＋固定手当＋割増手当等の合計額。
6.「年俸」　とは、賃金を1年間の単位で決定した額。
7.「週給・日給・時給」とは、週、日、時のそれぞれの単位で支払われる給料。

※「月額」、「報酬」、「日当」等は賃金名称ではありません。
※「待遇」は、地位・給与等の総称ですが、賃金表示で使用しません。

〔表示例〕「給与　18万円」、「給与　月給18万円」、「給与　月額18万円」。
「給与　日給8000円」。
「給与　額面22万円（基本給19万円＋住宅手当3万円）」。
「給料　18万円」、「給料　基本給18万円」。
「月給　18万円」、「月給　20万円（基本給18万円＋住宅手当2万円）」。
「月収　22万円（基本給18万円＋住宅手当2万円＋残業20時間2万円）」。
「年俸　260万円」。
「日給　8000円」、「時給　1000円」。

〔不可例〕「18万円」、「月額 18万円」。※金額のみや給与名称のない表示はできません。
「給与 20万円（残業20時間含む）」。※給与に残業を含める表示はできません。
「月収 22万円」。※条件明示のない月収表示はできません。
「月収 22万円（残業含む）」。※残業を含む場合は時間数の明示が必要です。

8. 雇用関係の場合。
ア）勤務状況などによって変動しない金額。
〔表示例〕「時給」、「日給」、「週給」、「月給」、「基本給」、「固定給（基本給＋固定的手当）」、「年俸」。
※固定的手当：家族手当、住宅手当、食事手当、通勤手当、技術手当など勤務状態や業態によって変動しない手当。
イ）各手当の名称を表示する場合は金額も表示してください。
〔表示例〕「家族手当1万円」、「住宅手当1万円」、「精勤手当1万円」、「食事手当1万

円」等。

ウ）歩合給、能率給、出来高給、奨励給など不確定的な諸手当の金額表示はできませんが、制度として名称のみ表示できます。

エ）研修期間・試用期間の表示について。

①期間を明示してください。

②期間中の賃金を明示してください。併せて正社員・正職員時の賃金も表示してください。

〔表示例〕「研修期間3カ月間は基本給20万円、正社員登用後は基本給25万円」等。

オ）給与が資格、条件（年齢、経験、家族構成）等により変動する場合。

①その最低額と内容を明示してください。

〔表示例〕「給与20万～30万円（年齢、経験により優遇）」等。

②表示金額が最低額を明示している場合は、次の語句は表示できます。

〔表示例〕「〇〇以上」、「△△より」、「▽▽から」、「〇〇～」等。

カ）時間外勤務や交替勤務がある場合の月収表示。

（該当職種例）工場作業員、病院の従業員、警備員など。

〔表示例〕「月収28万円　固定給（基本給）20万円＋残業20時間＋夜勤10日間（交替勤務制）」等。

〔不可例〕「月収28万円（固定給＋残業＋夜勤）」等。

キ）時間外勤務が常態になっている場合は、時間外勤務時間数を明らかにして表示できますが、「給与」表示はできません。

ク）タクシー乗務員の場合は、走行距離、売り上げノルマなどがあり、認知されているタクシー業界の特例として平均月収表示を認めます。ただし、「給与」とは表示できません。

〔表示例〕「月収　25万円（基本給20万円＋営業売り上45万円の歩合給の場合）」等。

〔不可例〕「給与　25万円（営業売り上45万円の場合）」。

ケ）賞与は前年実績または労使間で決定済の場合で、月換算の社員平均支給率で表示できます。また、過去の直近の実績に限り根拠のある金額表示ができます。

コ）昇給については昇給制度の表示はできますが、将来見込みである昇給額、昇給率の表示はできません。

サ）臨時的雇用関係の場合は、時給、日給など賃金単位を明示してください。

シ）「日給月給制」と「月給日給制」。

①「日給月給制」は、一般には決定している日給とその月の勤務日数により月給として月1回支給されるものです。日給表示はできますが、月給表示はできません。

〔表示例〕「月収　20万円（日給1万円×勤務日数20日間の場合）」。

〔不可例〕「月給　20万円（日給1万円×勤務日数20日間の場合）」。

②「月給日給制」は、一般には月額の賃金が固定されており、所定の勤務日数に欠勤した場合に日割り計算で減額される制度です。

〔表示例〕「月給　20万円（1日欠勤した場合は〇〇〈減額条件〉を減額します）」。

〔不可例〕「月給　20万円」。

ス）給与の額が社会通念上妥当性を欠くと思われる場合、念書あるいは給与証明書の事前提出を求める場合があります。提出された書類の有効期間は1年とします。

（3）男女雇用機会均等法に関すること（厚生労働省令第2条第1号、第2号、第3号）

1. 募集、採用において、性別を理由とする差別は禁止されています。原則として、男女どちらか一方のみを募集、採用することはできません。以下の条件も法令に抵触します。

ア）労働者の募集または採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とするもの。

イ）コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集または採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とするもの。

ウ）労働者の昇進に当たって、転勤の経験があることを要件とするもの。

2. 法令により「適用除外」等が指定されているのは次の場合です。

ア）芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請から男女のいずれかのみに従事させることが必要である職務。

〔表示例〕「男優」、「女優」、「男性モデル」、「女性モデル」等。

イ）守衛、警備員等のうち防犯上の要請から男性に従事させることが必要である職務。

ウ）宗教上、風紀上、スポーツにおける競技の性質上その他の業務の性質上男女のいずれかのみに従事させることについての必要性があると認められる職務。

〔表示例〕「神父」、「宮司」、「巫女」、「選手担当ホスト」、「選手担当ホステス」、「結婚式場での花嫁の介添係」等。

エ）坑内業務の就業制限、危険有害業務の就業制限の規定により女性等を就業させることができません。**（男女雇用機会均等法第64条2、3）**

助産や新生児の保健指導を行う厚生労働大臣の免許を受ける「助産師」は女性に限られます。**（保健師助産師看護師法第3条）**

オ）風俗、風習等の相違により男女のいずれかが能力を発揮し難い海外での勤務が必要な場合。

カ）公務員等に関する適用除外**（男女雇用機会均等法第32条）**

国家公務員、裁判所職員、国会職員、防衛庁職員に関しては適用されません。

（4）雇用対策法に関すること

募集、採用において、年齢制限を設けることはできません。ただし、法令による適用除外の要件を満たしているものは除きます。例外理由を届けてください。

1. 例外として次の場合は、年齢制限が認められます。**（雇用対策法施行規則第1条の3第1項）**

ア）**「例外事由1号」**＝定年年齢を上限として、その上限年齢未満を期間の定めない募集の場合。

〔表示例〕「60歳未満の人を募集（定年60歳のため）」。

〔不可例〕「40歳以上60歳未満の人を募集（定年63歳）」。

※下限年齢がある。

「60歳未満の人を募集（定年63歳）」。

※上限年齢と定年年齢に差がある。

イ）**「例外事由2号」**＝労基法その他の法令の規定により年齢制限がある場合。

〔表示例〕「18歳以上を募集（労基法第62条の危険有害業務）」。

「18歳以上を募集（警備業法第14条の警備業務）」。

ウ）**「例外事由3号イ」**＝長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、45歳未満の若年者等を期間の定めない労働契約の募集の場合。

募集条件は次の通りです。

①「職業経験」について不問とすること。

②新卒者と同等の処遇にすること。

〔表示例〕「35歳未満の人を募集（高卒以上・経験不問）」。
「45歳未満の人を（簿記2級以上）」。
※実務経験が必要でない資格は可。
「平成〇〇年3月大学卒業見込みの人を募集」。

〔不可例〕「30歳以上の人を募集（契約期間1年、更新あり）」。
※期間があり不可。
「40歳未満の人を募集（ファイナンシャルプランナー1級保持者）」。
※職務経験を付しているので不可。
「20歳以上35歳未満の人を募集」。
※下限年齢を付しているので不可。

エ）**「例外事由3号ロ」**＝技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、期間の定めない募集の場合。

①「特定の職種」とは、厚生労働省『職業分類』の小分類もしくは細分類または総務省『職業分類』の小分類を参照してください。

〔職業例〕機械・電気技術者（中分類）における電気通信技術者（小分類）、農林水産業・食品技術者（中分類）における水産技術者（小分類）、家庭生活支援サービス職業従事者（中分類）におけるホームヘルパー（小分類）など。

②「特定の年齢層」とは、30歳～49歳のうちの特定の5～10歳幅の年齢層です。
「相当程度少ない」場合とは、同じ年齢幅の上下の年齢層と比較して労働者数が2分の1以下の場合です。

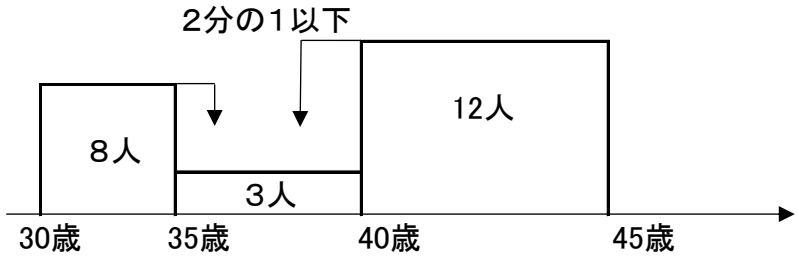

〔表示例〕「□□社の電気通信技術者として35～39歳の人を募集」※□□社の電気通信技術者は、30～34歳が8人、35～39歳が3人、40～44歳が12人）」で可。

〔不可例〕「△△社の電気通信技術者として25歳～34歳の人を募集」。
※「30歳～49歳」の範囲に収まっていないので不可。
「〇〇社の電気通信技術者として35歳～49歳の人を募集」。
※年齢幅が「5～10歳」を超えているので不可。
「▽▽社の電気通信技術者として30歳～39歳の人を募集（▽▽社の電気通信技術者は、20歳～29歳が30人、30歳～39歳が15人、40歳～49歳が25人）」。
※年齢幅の上下の年齢層と比較して2分の1以下でないので不可。

オ）**「例外事由3号ハ」**＝芸術・芸能の分野における表現の真実性などの要請がある場合。

〔表示例〕「演劇の子役のため、〇〇歳以下の人を募集」。

〔不可例〕「イベントコンパニオンとして、30歳以下の人を募集」。
※芸術・芸能の分野と認められないため不可。

カ)**「例外事由3号ニ」**＝60歳以上の高年齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策（国の施策を活用しようとする場合に限る）の対象となる者に限定して募集する場合。

〔表示例〕「60歳以上の人を募集」。

〔不可例〕「60歳以上70歳以下の人を募集」。
※上限年齢を明記しているため不可。

〔表示例〕「特定求職者雇用開発助成金の対象者として60歳以上65歳未満の人を募集」。
※国の施策の対象年齢に限定しているので可。

〔不可例〕「特定求職者雇用開発助成金の対象者として55歳以上65歳未満の人を募集」。
※国の施策の対象年齢層と異なっているため不可。

2. 適用除外について。**（雇用対策法第37条）**
船員、国家公務員、地方公務員は除外されています。

（5）労働者派遣事業法に関すること**（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律〈平成27年9月30日施行〉）**

特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業は、許可制です。

1. 人材派遣事業者の場合は「人材派遣事業」である旨と「許可番号」を明示してください。
労働者派遣事業と請負の違いを図解すれば次のようになります。

〔労働者派遣事業　図解〕

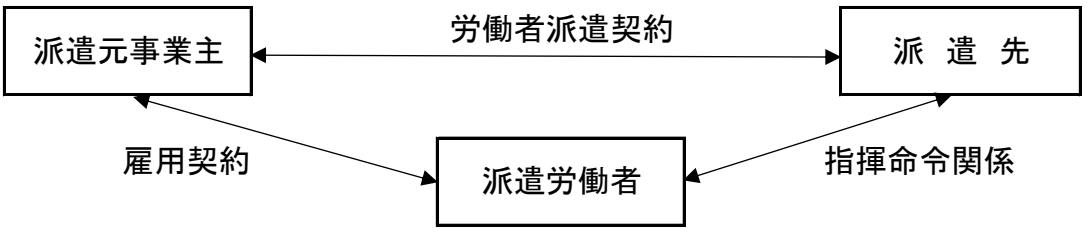

2. 労働者派遣事業を行うことができない業務。
労働者派遣事業の適用除外業務は次のとおりです。これらの業務で労働者派遣事業を行うことができません。
ア）港湾運送業務。
イ）建設業務。
ウ）警備業務。
エ）病院等における医療関係の業務（産前産後休業、育児・介護休業の代替要員としての業務の場合と病院、診療所等がへき地である場合を除きます）。
①医療関係の業務とは具体的には次のとおりです。
A. 医師の業務（病院、診療所〈以下「病院等」という〉、助産所、介護老人保健施設、医療を受ける者の居宅において行われるものに限ります）。
B. 歯科医師の業務（病院等で行われるものに限ります）。
C. 薬剤師の業務（病院等において行われるものに限ります。）
D. 保健師、助産師、看護師、准看護師の業務である保健指導、助産、療養上の世話および診療の補助（病院等、助産所、介護老人保健施設その他で行われるものに限ります）。

E. 管理栄養士の業務（傷病者の療養のため必要な栄養の指導に係るものであって、病院等、介護老人保健施設その他で行われるものに限ります）。
F. 歯科衛生士の業務（病院等、介護老人保健施設その他で行われるものに限ります）。
G. 診療放射線技師の業務（病院等、介護老人保健施設その他で行われるものに限ります）。
H. 歯科技工士の業務（病院等において行われるものに限ります）。

②次に掲げる業種も法令上診療の補助として適用除外されています。
「歯科衛生士」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」、「臨床工学技士」、「義肢装具士」、「救急救命士」、「言語聴覚士」。

※医療関係業務において、以下の場合は派遣労働が可能です。

A. 紹介予定派遣。
B. 病院・診療所等（介護老人保健施設または医療を受ける者の居宅において行われるものを含む）以外の施設（社会福祉施設等）で行われる業務。
C. 産前産後休業・育児休業・介護休業中の労働者の代替業務。
D. 就業の場所がへき地・離島の病院等および地域医療の確保のため都道府県（医療対策協議会）が必要と認めた病院等における医師の業務。

3. 次の業務も、労働者派遣事業はできません。
ア）人事労務管理関係で、団体交渉または労働基準法に規定する協定締結等のための使用者側の直接当事者として行う業務。
イ）弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士、行政書士の業務。
ウ）建築士事務所の管理建築士の業務。

4. 労働契約の派遣期間が30日未満は、「日雇派遣」となり、労働者派遣法の改正（平成27年3月）により原則禁止されています。例外業務、例外条件が示されています。
ア）例外業務。
①1号「情報処理システム開発」、2号「機械設計」、3号「事務用機器操作」、4号「通訳、翻訳、速記」、5号「秘書」、6号「ファイリング」、7号「市場調査」、8号「財務処理」、9号「取引文書作成」、10号「デモンストレーション」、11号「添乗」、12号「受付・案内」、13号「科学研究開発」、14号「事業の実施体制の企画、立案」、15号「書籍等の制作、編集」、16号「広告デザイン」、17号「OAイラストラクション」、18号「セールスエンジニアの営業、金融商品の営業」。**（派遣令第4条第1項）**
1号「放送機器操作」、2号「放送番組等の制作」、3号「建築物清掃」、4号「建築設備運転」、5号「駐車場管理等」、6号「インテリアコーディネータ」、7号「アナウンサー」、8号「テレマーケティングの営業」、9号「放送番組等における大道具・小道具」、10号「水道施設等の設備運転等」。**（派遣令第5条第1項）**
②「有期プロジェクト業務」。**（派遣法第40条2第1項2号イ）**
③「日数限定業務」。**（派遣法第40条2第1項2号ロ）**
④「産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の代替要員の業務」。**（派遣法第40条2第1項3号）**
⑤「介護休業等を取得する労働者の代替要員の業務」。**（派遣法第40条2第1項4号）**
イ）例外条件。
①60歳以上の者。
②雇用保険の提供を受けない昼間学生。**（学校教育法第1条、第124条、第134条第1項）**
③副業として従事する者（生業収入500万円以上の者に限る）。
④主たる生計者以外の者（世帯収入500万円以上の者に限る）。

(6)職業紹介事業に関すること（職業安定法第4条1項）

職業紹介事業者の場合は「職業紹介事業」である旨を明示してください。

1. 有料職業紹介事業の広告。（職業安定法第30条1項、第32条11）

ア) 有料職業紹介事業の広告は、厚生労働大臣の許可を受けた企業に限ります。

イ) 許可は事務所ごとに必要とし、許可番号を表示してください。

ウ) 港湾運送業務、建設業務は紹介できません。

エ) 建設業務について、厚生労働大臣の許可を受けた認定団体においては建設業有料紹介事業を取り扱えます。

〔職業紹介　図解〕

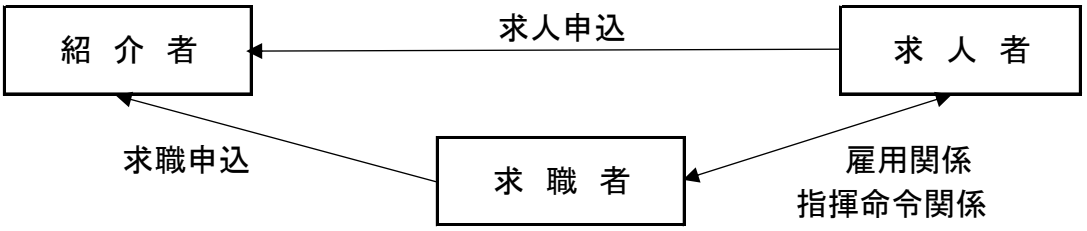

2. 無料職業紹介事業の広告。

ア) 一般の方が行う場合は厚生労働大臣の許可を受けた方。（職業安定法第33条）

イ) 学校教育法第1条の規定による学校、専修学校等の施設の長が行う場合は厚生労働大臣に届けをした施設長。（職業安定法第33条2）

ウ) 商工会議所等特別の法律により設立された法人であって厚生労働省令で定めるものが行う場合は厚生労働大臣に届けをした法人。（職業安定法第33条3）

エ) 地方公共団体が行う場合は厚生労働大臣に届け出た団体。（職業安定法第33条4）

※それぞれ、許可番号、届出番号を表示してください。

(7)労働者供給事業に関すること（職業安定法第45条）

労働者供給事業は、職業安定法第44条の規定により原則禁止されていますが、労働組合等が厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができます。

1. 労働組合等の資格要件。

ア) 労働組合。（労働組合法第2条、第5条第2項）

イ) 職員団体または国会職員の組合。（国家公務員法第108条2第1項、裁判所職員臨時措置法第1号、地方公務員法第52条第1項、国会職員法第18条2第1項）

ウ) 前号「ア」の労働組合が主体となって構成され、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体(団体に準じる組織を含む)。

A.一の都道府県の区域内において組織されているもの。

B. 前号「A」以外のものであって職業安定局長が定める基準に該当するもの。

2. 厚生労働大臣の許可番号を表示してください。

〔労働者供給　図解〕

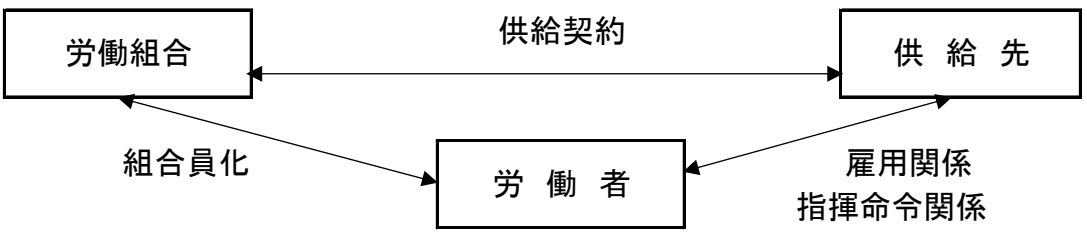

(8)雇用主の企業情報の表示について

1. 必要表示事項を明記した上で、求人企業の資本金、創業年等、応募者が選択する場合に有益な情報の掲載は認めますが、商品情報等の営業広告は原則、掲載できません。

〔表示例〕「資本金○○○円」、「創業△△年」、「支店舗数□□店」等。

※企業情報のスペースは、全体の5分の1程度とします。

(9)系列グループでの求人広告について

次の条件を順守してください。

1. 資本、組織、雇用面で系列企業であることが明らかに証明できる資料を事前提出してください。
2. 採用窓口となる企業の正式名称、所在地、電話番号を明示してください。
3. 募集職種、募集人員、給与、勤務時間、採用条件などは共通事項表示であれば一括表示することができます。ただし、条件が異なる場合はその職種を表示してください。

〔表示例〕「○○㈱ホールディングス系列会社△△社」等。

〔不可例〕「□□㈱ホールディングス系列会社従業員○○○人」等。

※従業員の雇用契約が明確でないので誤認のおそれがあるため。

(10)掲載不可のもの

1. 満15歳未満の児童を労働者として募集するもので、行政官庁の許可のないもの、また禁止されているもの。**(労働基準法56条〈最低年齢〉)**
2. 賃金が都道府県で定められている最低賃金より低いもの。
3. 労働争議中のもの。
4. 局留、私書箱など臨時的あて先を用いるもので、広告主の実体が不明なもの。
5. 将来に向かって確約する表現で、相当の実績のないもの。

〔不可例〕「○カ月研修後幹部登用」など。

6. 出資を条件とするものや人事募集にみせかけ、他の目的を意図したもの(実体は資金集め、売春あっせんなど)。**(出資法第1条〈出資金の受入の制限〉、売春防止法第6条〈周旋等〉)**
7. 風俗営業関係で風紀上好ましくないと思われるもの。
8. 自家用車を有償の運送用に持ち込むことは、原則禁止されています。ただし国土交通大臣の許可、届け出があれば可です。**(道路運送法第80条〈有償運送の禁止及び運賃の制限〉)**
9. 本籍、出生地、社会的身分、門地、従前の職業や思想信条、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的取り扱いを想定できるもの。**(職業安定法第3条〈均等待遇〉)**
10. 厚生労働大臣の許可、届け出なく職業紹介、職業あっせん、労働者供給、労働者派遣、また委託募集を行うもの。
11. 労動基準法などの法令に抵触するもの。
12. その他、内容や表現および業態に問題があると本社が認めたもの。

〔表示例〕「まじめに仕事ができる方」。
〔不可例〕「まじめな方」。※性格的特性のみの表示のため。

〔表示例〕「体力に自信のある方」。
〔不可例〕「健康な方」。※身体的特性のみの表示のため。

〔表示例〕「パソコンに堪能な方」、「パソコンに精通な方」等。
〔不可例〕「パソコン能力の高い方」。※抽象的表現のため。

〔不可例〕「容姿端麗」、「家庭が円満な人」、「身元確実な人」、「思想穏健な人」、「元気な人」、「教養のある人」、「女性でも可」、「誰でも出来る」等。

(11)風俗営業関係の求人広告

風紀上好ましくないと判断して掲載しないもの。

1. 特殊浴場(ソープランド)。
2. ファッションマッサージ、テレホンクラブ。
3. 売春の疑いのあるもの。
4. その他、本社が不適当と判断したもの。

(12)商品先物取引業の求人広告

(社)日本商品先物取引協会の自主規制により、次の通りとします。

1. (社)日本商品先物取引協会の協会員である旨。
2. 広告中に協会員である旨を表示してください。

(13)外国事業所の求人広告

1. 外国に本拠を持つ事業者の求人広告は、雇用主の実態が確認できる資料を提出してください。日本に支社がある場合は、所轄職業安定所の職安証明書の提出。支社がない場合は、在日大使館、領事館などの証明書を提出してください。
2. 全文が外国語での表示は、原則、日本語訳を表示していただきます。ただし、合理的理由があり、本社が認めた場合に限り可とします。その場合は、日本語訳を書面で提出いただきます。

(14)新卒予定者の募集広告

1. 高校新卒予定者の募集広告。
   ア)関係行政官庁が指定する日以降が可能で、職業安定所、求人受付番号を表示してください。
   イ)応募者の受付は、学校または職業安定所を通じて行ってください。
2. 大学新卒者、短大新卒者、高専新卒者の人事募集広告の掲載時期について解禁日以降とします。

(15)本社の業務に競合する媒体の扱い

本社の営業政策に影響があるとみなされる求人広告を扱う場合については、事前に問い合わせしてください。一定の規制を設けていますので、審査の上、本社が認めたものに限ります。

15. 不動産に関する広告

不動産広告は「宅地建物取引業法」の他、関係諸法規を順守してください。不動産に関する広告は不動産公正取引協議会連合会の「不動産の公正競争規約」により準用します。

1. 広告主について。
   ア）宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業免許の取得後、おおむね100日が経過していることが必要です。
   イ）宅地建物取引業者でない場合（公団、公社などの公的団体を除きます）は、次の条件を満たす場合に限ります。
   ①広告主が物件を所有していること。
   ②物件の数は一つであること。
   ③物件を区分して販売しないこと。

（1）広告表示の開始時期の制限

宅地または建物の売買その他の業務に関する広告は、宅地の造成または建物の建築に関する工事の完了前においては、開発許可または建築確認を受けるまではできません。
その他、予告広告、名称募集広告等においても、開発許可や建築確認を受けた後でなければ広告はできません。

（2）必要表示事項

物件の種類別の必要な表示事項は別表1～10に定められています。原則7ポイント（約2.5㎜四方）以上の文字で表示してください。

1. **別表1**＝「分譲宅地」（小規模団地を含み、残区画数が1区画のものを除く）。
2. **別表2**＝「現況有姿分譲地」。
3. **別表3**＝「売地・貸地」。
4. **別表4**＝「新築分譲住宅」（小規模団地を含み、残戸数が1戸のものを除く）。
5. **別表5**＝「新築住宅・中古住宅・新築分譲住宅で残戸数が1戸のもの」。
6. **別表6**＝「新築分譲マンション」（小規模団地を含み、残住戸1戸のものを除く）。
7. **別表7**＝「中古マンション・新築分譲マンションで残戸数が1戸のもの」。
8. **別表8**＝「新築賃貸用マンション・新築賃貸用アパート」。
9. **別表9**＝「中古賃貸マンション・貸家・中古賃貸アパート・新築賃貸マンションまたは新築賃貸アパートで残戸数が1戸のもの」。
10. **別表10**＝「共有制リゾートクラブ会員権」。

※「小規模団地」（総区画数、総戸数、販売区画数、販売戸数が10未満のもの）。

※京都市は全国的に普及している「CASBEE（キャスビー：建築環境総合性能評価システム）」を京都市独自のシステムとして特定建築物（延べ面積2,000㎡以上）の新築・増築について、建築物環境配慮性能（CASBEE京都）を建築物や広告物に表示することが条例により義務付けられています。
詳しくは、京都市都市計画局建築指導部建築指導課へお問い合わせください。

（3）特定用語の使用基準

1. 次に掲げる用語を表示する場合は、それぞれに定める意義に即して使用してください。
   ア）「新築」は、建築後1年未満であって、居住の用に供されたことがないものです。
   イ）「新発売」は、新たに造成された宅地または新築の住宅（造成工事または建築工事完了前のものを含む）について、一般消費者に対し、初めて購入の申し込みの勧誘を行うこと（一団

の宅地または建物を数期に区分して販売する場合は、期ごとの勧誘）をいい、その申し込みを受けるに際して一定の期間を設ける場合においては、その期間内における勧誘をいいます。

ウ）「ダイニング・キッチン（DK）」は、台所と食堂の機能が1室に併存している部屋をいい、住宅（マンションにあっては、住戸。次号において同じ）の居室（寝室）数に応じ、その用途に従って使用するために必要な広さ、形状および機能を有するものです。

エ）「リビング・ダイニング・キッチン（LDK）」は、居間と台所と食堂の機能が1室に併存する部屋をいい、住宅の居室（寝室）数に応じ、その用途に従って使用するために必要な広さ、形状および機能を有するものです。

オ）「宅地の造成工事の完了」は、宅地上に建物を直ちに建築することができる状態に至ったことをいい、当該工事の完了に際し、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令による工事の完了の検査を受け、その検査に合格したことをいいます。

カ）「建物の建築工事の完了」は、建物をその用途に従い直ちに使用することができる状態に至ったことをいいます。

2. 特定用語の使用禁止

形質、役務の内容、価格、取引物件、取引条件などについて客観的事実に基づく場合を除き以下の用語を使用することはできません。

ア）全く欠けるところがないことを意味する用語。

〔不可例〕「完全」、「完璧」、「絶対」、「万全」等の用語は断定的に使用できません。

イ）他の事業者よりも優位に立つことを意味する用語。

〔不可例〕「日本一」、「日本初」、「業界一」、「超」、「当社だけ」、「他に類をみない」、「抜群」、「一位」、「トップ」等。

ウ）最上級を意味する用語。

〔不可例〕「最高」、「最高級」、「極」、「一級」、「最上級」、「理想」等。

エ）一定の基準より選別されたことを意味する用語。

〔不可例〕「特選」、「厳選」等。

オ）価格が安いという印象をあたえる用語。

〔不可例〕「安い」、「買い得」、「掘り出し」、「土地値」、「特価」、「特別価格」、「投げ売り」、「格安」、「破格」、「徳安」、「激安」、「大売り出し」、「安値」、「バーゲンセール」、「おもいきり価格」、「おどろき価格」、「大処分」、「お手頃価格」、「満足のいく価格」等。

※価格に対する修飾語は表示できません。

カ）物件について、著しく人気が高く、売行きがよいという印象を与える用語。

〔不可例〕「完売」等。

キ）根拠のない用語。

〔不可例〕「安全」、「特別分譲」、「投資向き」、「稀少」、「秘蔵地」、「最終処分」、「決算処分」、「理想の…」等。

（4）物件の内容、取引条件に係わる表示基準

1. 取引態様。

「売主」、「貸主」、「代理」または「媒介（仲介）」の別をこれらの用語を用いて表示してください。

2. 物件の所在地。

都道府県（県庁所在地、政令指定都市および特別区の場合は省略可）、郡、市区町村、字および地番（別表3、別表5、別表7、別表9における地番を除く）を表示してください。

ア）小、中学校および高等学校の指定通学区域を示す「校区」等、これに類する用語の表示は禁止されています。**（宅地建物取引業における人権問題に関する指針〈京都府　平成23年11月22日〉）**

〔不可例〕「〇〇小学校区」、「□□中学校区」等。

〔表示例〕「〇〇小学校　900m」、「□□中学校　徒歩15分」等。

3. 交通の利便性。

交通の利便については、次の基準により表示してください。

ア）公共交通機関を利用することが通例の場合は、次により表示してください。

①鉄道、都市モノレールまたは路面電車（以下「鉄道等」という）の最寄りの駅または停留場（以下「最寄駅等」という）の名称および最寄駅等からの徒歩所要時間を表示してください。

②鉄道等の最寄駅等からバスを利用するときは、最寄駅等の名称、最寄駅等から最寄りのバスの停留所までのバス所要時間および同停留所からの物件までの徒歩所要時間を表示してください。この場合において、停留所の名称を省略することができます。

③バスのみを利用するときは、最寄りのバスの停留所の名称および同停留所から物件までの徒歩所要時間を表示してください。

イ）公共交通機関を利用しないことが通例の場合は、物件の最寄駅等までの道路距離を表示してください。

ウ）公共交通機関は、現に利用できるものを表示し、特定の時期にのみ利用できるものは、その利用できる時期を表示してください。ただし、新設の路線については、現に利用できるものと併せて表示する場合に限り、路線の新設に係る国土交通大臣の許可処分またはバス会社等との間に成立している協定の内容を表示することができます。

エ）新設予定の鉄道、都市モノレールの駅もしくは路面電車の停留場（以下「駅等」という）またはバスの停留所は、当該路線の運行主体が公表したものに限り、その新設予定時期を表示することができます。

オ）電車、バス等の交通機関の所要時間は、次の基準により表示してください。

①起点および着点とする駅等またはバスの停留所の名称を表示してください。この場合、最寄りの駅等からバスを利用する場合であって、物件の最寄りの停留所までのバスの所要時間を表示するときは、停留所の名称を省略することができます。

②乗換えを要するときは、その旨を表示してください。

③特急、急行等の種別を表示してください。

④通勤時の所要時間が平常時の所要時間を著しく超えるときは、通勤時の所要時間を表示してください。この場合、平常時の所要時間とその旨を併記することができます。

⑤通勤時に利用することができない電車、バス等の交通機関による所要時間を表示するときは、その旨を表示し、かつ、通勤時に利用することができる電車、バス等の交通機関による所要時間を併記してください。

カ）自動車による所要時間は、道路距離を明示して、走行に通常要する時間を表示してください。この場合、表示された時間が有料道路（橋を含む）の通行を含む場合は、その旨を明示してください。ただし、その道路が高速自動車国道であって、周知のものであるときは、有料である旨の表示を省略することができます。

4. 各種施設までの距離または所要時間。

ア）道路距離または所要時間を表示するときは、起点および着点を表示してください（他の規定より当該表示を省略することができることとされている場合を除きます）。

イ）団地（一団の宅地または建物をいう。以下同じ）と駅その他の施設との間の距離または所要時間は、それぞれの施設ごとにその施設から最も近い当該団地内の地点を起点または着点として算出した数値を表示してください。ただし、当該団地を数区に区分して取引するときは、各区分ごとに距離または所要時間を算出してください。

ウ）徒歩による所要時間は、道路距離80mにつき1分間を要するものとして算出した数値を表示してください。1分未満の端数が生じたときは、1分として算出してください。

〔表示例〕最寄り駅まで820mの場合、「11分」と表示し、「約10分」とはしません。

エ）自転車による所要時間は、道路距離を明示して、走行に通常要する時間を表示してください。

5. 団地の規模。

開発区域を工区に分けて工区ごとに開発許可を受け、当該開発許可に係る工区内の宅地または建物について表示をするときは、開発区域全体の規模およびその開発計画の概要を表示してください。この場合、全体計画中に開発許可を受けていない部分を含むときは、その旨を表示してください。

6. 面積。

ア）面積は、メートル法により表示してください。この場合において1㎡未満の数値は、切り捨てて表示してください。

イ）土地の面積は、水平投影面積を表示してください。

ウ）建物の面積（マンションにあっては、専有面積）は、延べ面積を表示し、これに車庫、地下室等の面積を含むときは、その旨およびその面積を表示してください。ただし、中古マンションにあっては、建物登記簿に記載された面積を表示することができます。

エ）住宅の居室等の広さを畳数で表示する場合は、畳1枚当たりの広さは1.62㎡（各室の壁心面積を畳数で除した数値）以上の広さがあるという意味で用いてください。

オ）「ダイニング・キッチン（DK）」、「リビング・ダイニング・キッチン（LDK）」の広さの目安となる基準は例の通りです。

〔表示例〕DKは、居室が1部屋の場合は4.5畳、2部屋以上の場合は6畳以上。
LDKは、居室が1部屋の場合は8畳、2部屋以上の場合は10畳以上。

7. 物件の形質。

ア）採光および換気のための窓その他の開口部の面積の当該室の床面積に対する割合が建築基準法第28条の規定に適合していないため、同法において居室と認められない納戸その他の部分については、その旨を「納戸」等と表示してください。

イ）遮音、断熱等を目的とした建築部材自体の性能を表示する場合、実際の住宅内における遮音、断熱性能等がその構造等から当該部材自体の性能とは異なる可能性がある場合には、その旨を表示してください。

ウ）地目は、登記簿に記載されているものを表示してください。この場合、現況の地目と異なるときは、現況の地目を併記してください。

田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園および雑種地の23種類に区分されています。

エ）宅地の造成材料または建物の建築材料について、これを強調して表示するときは、その材料が使用されている部位を明示してください。

オ）建物をリフォームまたは改築（以下「リフォーム等」という）したことを表示する場合は、そのリフォーム等の内容および時期を明示してください。

8. 写真・絵図。

ア）宅地または建物の写真は、取引するものの写真を用いて表示してください。ただし、取引しようとする建物が建築工事の完了前である等、写真を用いることができない場合は、次に掲げるものに限り、他の建物の写真を用いることができるが、当該写真が他の建物のものである旨を写真に接する位置に明示してください。

①取引しようとする建物と規模、形質および外観が同一の他の建物の外観写真。この場合、門塀、植栽、庭等が異なる場合は、その旨を明示してください。

②建物の内部写真であって、写真に写される部分の規模、形質等が同一のもの。

イ）宅地、建物の見取図、完成図または完成予想図は、その旨を明示して用い、当該物件の周囲の状況について表示するときは、現況に反する表示はできません。

9．設備・施設等。

ア）上水道（給水）は、公営水道（専用水道および簡易専用水道を含む）、私設水道または井戸（導管等により飲用の水を供給する施設で、水道法（昭和32年法律第177号）の適用を受けないものを含む）の別を表示してください。

イ）ガスは、都市ガス、LPガス集中方式またはLPガス個別方式等の別を明示して表示してください。

ウ）温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉は、次に掲げる事項を表示してください。

①温泉に加温したものについては、その旨。

②温泉に加水したものについては、その旨。

③共同浴場を設置する場合は、循環装置、循環ろ過装置を使用する場合は、その旨。

エ）団地内に建設されるプール、テニスコートその他の娯楽・運動施設について表示するときは、それらの施設の内容、運営主体、利用条件、整備予定時期を明示してください。

オ）都市計画法第29条の開発許可を受けて開発される団地に設置することが当該開発許可の内容となっている公共・公益施設および生活利便施設または地方公共団体が設置に関し事業決定している公共・公益施設は、その整備予定時期を表示するここができます。

10．生活関連施設。

ア）学校、病院、官公署、公園その他の公共・公益施設は、次に掲げるものを表示してください。

①現に利用できるものを表示してください。

②物件までの道路距離を明示してください。

③その施設の名称を表示してください。ただし、公立学校および官公署は、省略することができます。

イ）学校については、学校の設置について必要とされる許可等の処分を受けているものまたは国や地方公共団体が事業決定している場合は、現に利用できるものと併せて表示することができ、整備予定時期を表示することができます。

また、学校以外の施設については、公園、緑地など都市計画法第11条に規定する都市施設であって、同法第20条第1項に規定する告示があったものに限り、その内容を表示することができます。

ウ）デパート、スーパーマーケット、商店等の商業施設は、現に利用できるものを物件までの道路距離を表示してください。ただし、工事中である等その施設が将来確実に利用できると認められるものにあっては、その整備予定時期を表示することができます。

エ）地方公共団体等の地域振興計画、再開発計画または都市計画等の内容は、当該計画の実施主体者がその整備予定時期を公表したものに限り、表示することができます。この場合、当該計画に係る施設等については、その整備予定時期および表示の時点において当該計画が実施手続のどの段階にあるかを表示してください。

オ）国、地方公共団体が新設する道路であって、道路法第18条の規定による告示が行われた道路その他の道路または高速道路株式会社法第1条に規定する株式会社、地方道路公社

等が新設する道路であって、その建設について許認可を受けまたは工事実施計画書について認可を受けた新設予定道路については、その整備予定時期および表示の時点において当該計画がその実施手続のどの段階にあるかを表示してください。

11. 価格・賃料。

ア）土地の価格に、上下水道施設・都市ガス供給施設の設置のための費用、その他宅地造成に係る費用（これらの費用に消費税および地方消費税〈以下「消費税等」という〉が課されるときは、その額を含む）を含めて表示してください。

イ）土地の価格は、1区画当たりの価格を表示してください。ただし、1区画当たりの土地面積を明らかにし、これを基礎として算出する場合に限り、1㎡当たりの価格で表示することができます。

ウ）前号「イ」の場合で、すべての区画の価格を表示することが困難な場合は、分譲宅地の価格については、1区画当たりの最低価格、最高価格および最多価格帯ならびにその価格帯に属する販売区画数を表示してください。この場合、販売区画数が10未満のときは、最多価格帯の表示を省略することができます。

エ）現況有姿分譲地の価格は、分割可能最小面積を明示して、1㎡当たりの価格を表示してください。この場合、1㎡当たりの価格が異なる土地がある場合は、それぞれの面積を明示して、最低価格および最高価格を表示してください。

オ）住宅（マンションにあっては、住戸）の価格は、1戸当たりの価格（敷地の価格〈当該敷地が借地の場合は、その借地権の価格〉および建物〈電気、上下水道および都市ガス供給施設のための費用等を含む〉に係る消費税等の額を含む。以下同じ）を表示してください。

カ）前号「オ」の場合で、すべての住戸の価格を示すことが困難な場合は、新築分譲住宅および新築分譲マンションの価格については、1戸当たりの最低価格、最高価格および最多価格帯ならびにその価格帯に属する住宅または住戸の戸数を表示してください。この場合において、販売戸数が10戸未満であるときは、最多価格帯の表示を省略することができます。

キ）賃貸される住宅（マンション、アパートは、住戸）の賃料は、1カ月当たりの賃料を表示してください。ただし、新築賃貸マンション、新築賃貸アパートの賃料について、すべての住戸の賃料を表示することが困難である場合は、1住戸当たりの最低賃料および最高賃料を表示してください。

ク）管理費（マンションの事務、設備その他共用部分の維持、管理に必要とされる費用、共用部分の公租公課等を含み、修繕積立金を含まない）については、1戸当たりの月額（予定額であるときは、その旨）を表示してください。ただし、住戸により管理費の額が異なる場合、そのすべての住宅の管理費を示すことが困難であるときは、最低額および最高額のみで表示することができます。

ケ）共益費（借家人が共同して使用、利用する設備、施設の運営および維持に関する費用をいう）については、1戸当たりの月額（予定額であるときは、その旨）を表示してください。ただし、住戸により共益費の額が異なる場合、そのすべての住宅の共益費を示すことが困難な場合は、最低額および最高額のみで表示することができます。

コ）修繕積立金は、1戸当たりの月額（予定額であるときは、その旨）を表示してください。ただし、住戸により修繕積立金の額が異なる場合、そのすべての住宅の修繕積立金を示すことが困難な場合は、最低額および最高額のみで表示することができます。

12. 住宅ローン等。

ア）住宅ローン（銀行その他の金融機関が行う物件の購入資金やこれらの購入に付帯して必要とされる費用に係る金銭の貸借）については、次に掲げる事項を表示してください。

①金融機関の名称もしくは商号または都市銀行、地方銀行、信用金庫等の種類。

②提携ローンまたは紹介ローンの別。

③融資限度額。
④借入金の利率および利息を徴する方式（固定金利型、固定金利指定型、変動金利型、上限金利付変動金利型等の種別）または返済例（借入金、返済期間、利率等の返済例に係る前提条件を併記してください）。

イ）割賦販売（代金の全部または一部について、不動産の引渡後1年以上の期間に渡り、かつ、2回以上に分割して受領することを条件として販売することをいう。以下同じ）について、次に掲げる事項を明示して表示してください。
①割賦販売である旨。
②割賦限度額。
③利息の料率（実質年率、単位は少なくとも小数点以下1位の単位まで表示してください）。
④支払期間および回数。
⑤割賦販売に係る信用調査費その他の費用を必要とするときは、その旨とその額。

ウ）住宅ローンの返済例を表示する場合において、ボーナス併用払のときは、1カ月当たりの返済額の表示に続けて、ボーナス時に加算される返済額を明示してください。

エ）購入した物件を賃貸した場合における「利回り」の表示は、当該物件の1年間の予定賃料収入の当該物件の取得対価に対する割合であるという意味で用い、その旨を表示してください。この場合、予定賃料収入が確実に得られることを保証するものではない旨と「利回り」は、公租公課その他当該物件を維持するために必要な費用の控除前のものである旨を表示してください。

（5）特定事項の明示義務

物件の地勢、形質、立地、環境等に関する事項については、その旨を原則7ポイント(約2.5㎜四方)以上の文字で明示してください。

1. 市街化調整区域に所在する土地については、「市街化調整区域。宅地の造成および建物の建築はできません」と16ポイント（約5.7㎜四方）以上の文字で明示してください。
2. 幅員4m以上の道路に2m以上接していない土地については、「再建築不可」、「建築不可」と明示してください。ただし、建築基準法第43条第1項の許可を受けることができる場合に、その旨を表示するときは、この限りではありません。
3. 建築基準法第40条の規定に基づく地方公共団体の条例により付加された敷地の形態に対する制限に適合しない土地については、「再建築不可」、「建築不可」と明示してください。
4. 路地状部分のみで道路に接する土地で、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占めるときは、路地状部分を含む旨、路地状部分の割合、面積を明示してください。
5. 建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる部分（セットバックを要する部分）を含む土地は、その旨を表示し、セットバックを要する部分の面積がおおむね10パーセント以上である場合は、併せてその面積を明示してください。
6. 土地取引で、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を明示してください。
7. 沼沢地、湿原または泥炭地等については、その旨を明示してください。
8. 土地の全部または一部が高圧電線路下にあるときは、その旨およびそのおおむねの面積を表示してください。この場合、建物その他の工作物の建築が禁止されているときは、併せてその旨を明示してください。
9. 地下鉄の線路を敷設する場合等で、土地の全部または一部の地下の範囲を定めた地上権が設定されているときは、その旨を表示してください。この場合、地上権の行使のために土地の利用に制限が加えられているときは、併せてその旨を明示してください。
10. 傾斜地を含む土地で、傾斜地の割合が当該土地面積のおおむね30パーセント以上を占める

場合（マンションおよび別荘地等を除く）は、傾斜地を含む旨および傾斜地の割合または面積を明示してください。ただし、傾斜地の割合が30パーセント以上を占めるか否かにかかわらず、傾斜地を含むことで、当該土地の有効な利用が著しく阻害される場合（マンションを除く）は、その旨および傾斜地の割合または面積を明示してください。

11. 土地の有効な利用が阻害される著しい不整形画地および区画の地盤面が2段以上に分かれている等の著しく特異な地勢の土地については、その旨を明示してください。
12. 土地が擁壁によっておおわれない崖の上または崖の下にあるときは、その旨を明示してください。
13. 道路法（昭和27年法律第170号）第18条第1項の規定により道路区域が決定され、または都市計画法第20条第1項の告示が行われた都市計画道路等の区域に係る土地についてはその旨を明示してください。
14. 建築工事に着手した後に、同工事を相当の期間にわたり中断していた新築住宅または新築分譲マンションについては、建築工事に着手した時期および中断していた期間を明示してください。
15. 建築条件付土地の取引については、当該取引の対象が土地である旨ならびに当該条件の内容および当該条件が成就しなかったときの措置の内容を明示してください。
16. 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）による許可または事前届け出を必要とする場合は、その旨を明示してください。

（6）建築条件付土地取引における建物に関する表示

1. 建築条件が付いている旨。
2. 建築請負契約を締結すべき期限。
3. 建築条件が成就しない場合においては、土地売買契約は、解除され、受領した金銭はすべて遅滞なく返還する旨。
4. 建物の設計プランを例示する場合は次の項目。

ア）当該プランは、土地の購入者の設計プランの参考となる一例であって、当該プランを採用するかどうかは購入者に委ねられている旨。

イ）当該プランに係わる建物の建築代金ならびにこれ以外に必要となる費用の内容とその額。

5. 不当表示となる建築条件付土地取引における建物の設計プランの例示。

〔不可例〕「セット（土地＋建物）〇〇万円」および「土地建物総額〇〇万円」等と表示するもの。

※土地、建物価格は罫線等により明確に別記表示にしてください。

ア）売家の広告と誤認されるところから、イメージパース、完成〈予想〉図、写真等の表示。

（7）予告広告

分譲宅地、新築分譲住宅、新築分譲マンション、新築賃貸マンションまたは新築賃貸アパートで、価格等が確定していないため、直ちに取引することができない物件について、その本広告に先立ち、その取引開始時期をあらかじめ告知する広告表示。

詳細が決まった段階で本広告を掲載することを前提としています。必要表示事項はそれぞれの別表を参照してください。

次の事項を明示してください。

1. 予告広告である旨を14ポイント（約5.0㎜四方）以上の大きさの文字で表示してください。
2. 価格もしくは賃料（入札・競り売りの方法による場合は、最低売却価格または最低賃料）が未定である旨または予定最低価格（賃料）、予定最高価格（賃料）および予定最多価格帯。
3. 販売予定時期または取引開始予定時期。

4. 本広告を行うまでは、契約または予約の申し込みに一切応じない旨および申し込みの順位の確保に関する措置を講じない旨。
5. 予告広告をする時点において、すべての予定販売区画、予定販売戸数または予定賃貸戸数を一括して販売（取引）するか、または数期に分けて販売（取引）するかが確定していない場合は、その旨および当該予定広告以降に行う本広告において販売区画数、販売戸数または賃貸戸数を明示する旨。

（8）副次的表示

副次的表示とは、分譲宅地、新築分譲住宅または新築分譲マンションに関する広告表示であって、一つの広告物において、主として取引しようする物件の広告表示に付加して行う他の物件に関する広告表示。必要表示事項はそれぞれの別表を参照してください。

（9）シリーズ広告

分譲住宅、新築分譲住宅、新築分譲マンション、新築賃貸マンションまたは新築賃貸アパートに関する広告表示であって、一つの企画に基づき、1年以内に、順次、連続して4回以上または6カ月以内に3回以上にわたって行う一連の広告表示。最後に行う広告においては、必要表示事項の表示が必要です。

1、次の事項を明示してください。

ア）シリーズ広告である旨。

イ）当該シリーズ広告における広告の回数。

ウ）シリーズ広告中における当該広告の順位。

エ）次回の広告掲載予定日（最終広告を除く）。

オ）契約または予約の申し込みに応じない旨および名目のいかんにかかわらず申し込みの順位の確保に関する措置を講じない旨（最終広告を除く）。

（10）節税効果等の表示基準

リース方式によるマンション等について、節税効果（給与所得者等が不動産所得を得ることとなった場合等に、税法上認められた方法により、課税総所得金額を減少させ、税負担を軽減すること）、または当該マンション等に係る賃料収入の確実性等について表示するときは、次に示すものを表示してください。

ア）節税効果があるのは不動産所得が赤字となる場合であり、同所得が黒字となる場合には納税額が増加する旨を表示してください。

イ）不動産所得に係る必要経費が減少した場合は、節税効果も減少する旨を表示してください。

ウ）具体的な計算例を表示する場合は、当該物件を購入した年度（初年度）の次の年度以降のものを表示してください。ただし、次年度以降の計算例と併せて表示し、かつ、初年度の節税額を強調しないときに限り、初年度の計算例を表示することができます。

1. 賃料収入の確実性等について表示するときは、次に示すものを表示してください。

ア）購入者が当該物件による賃料収入等を得ることができない場合には、その売主またはその指定する者（以下「売主等」という）が賃料収入を保証する旨を表示するときは、その保証主体、保証の内容、保証期間その他の条件を明示してください。

イ）購入者の希望により、売主等が購入者から当該物件を転貸目的で賃借し、賃料を支払うことを条件としている場合においてその旨の表示をするときは、売主等と購入者との賃貸借契約について、次に掲げる事項を明示してください。

①権利金、礼金等の支払の要否および支払を必要とする場合は、その額。

②敷金、保証金等の支払の要否および支払を必要とする場合は、その額。

③賃料（月額）。
④賃料のほかに、管理費の支払の要否。
⑤賃借期間。
⑥賃貸借契約の更新および賃料の改定に関する事項。

2. 前項「1」の場合において、次に掲げる広告表示は、当該広告表示を裏付ける合理的な根拠を示す資料を現に有している場合を除き、表示できません。
ア）将来にわたって、当該物件が賃貸市場における商品価値を確実に保持するかのような表示。
イ）将来にわたって、確実に安定した賃料収入が確保されるかのような表示。
ウ）将来において、当該物件の資産価値が確実に増大するかのような表示。

3. 物件の貸借の代理または媒介の依頼を受けるに際し、貸主に対して賃料収入の確実性等について表示する場合においては、前1項の規定を準用します。

（11）入札および競り売りの方法による場合の表示基準

入札または競り売りの方法による場合の表示は、物件の種類別に規定する必要表示事項を表示するほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号の内容により表示してください。

1. 入札の方法による場合は、次に掲げる事項を明示して表示してください。
ア）入札を行う旨。
イ）入札参加手続の概要。
ウ）入札の期日または期間。
エ）最低売却価格または最低取引賃料。
オ）入札物件の概要および現地確認方法。

2. 競り売りの方法による場合は、次に掲げる事項を明示して表示してください。
ア）競り売りを行う旨および競り上げまたは競り下げの別。
イ）競り売り参加手続の概要。
ウ）競り売りの期日または期間。
エ）競り上げまたは競り下げの場合における表示事項。
①競り上げの場合、最低売却価格または最低取引賃料。
②競り下げの場合、競り開始価格または賃料、最低成立価格があるときは、その旨および競りが不成立の場合においては、最低成立価格を公開する旨。
オ）競り売りが不成立の場合において、競り売り参加者のうち最も高い取引希望価格を申し出た者にその後の価格交渉権を与える場合には、その旨。
カ）競り売り物件の概要および現地確認方法。

（12）定期借地権の広告

次に掲げる事項を明示して表示してください。

1. 一般定期借地権・建物譲渡特約付借地権の別。
2. 建物価格。
3. 借地の権利金、設定の対価を必要とするときはその旨とその額と当該金銭の法的性格。
4. 保証金、敷金等を必要とするときは、その旨とその額（償却する場合はその旨とその額と方法）。
5. 月額の地代（地代の改訂に関する定めがある場合はその旨）。
6. 借地権の譲渡または転貸の可否およびその条件。
7. 借地権の登記の可否。
8. 存続期間（一般定期借地権、50年以上、建物譲渡特約付借地権、30年以上）。
9. 特約内容。

ア）一般定期借地権（契約の更新や建物建築による期間延長がないことおよび建物買取請求ができない旨。契約期間満了時における更地返還などの義務）。
イ）建物譲渡特約付借地権（契約の更新がないこと、建物譲渡の効力が発生した時点をもって借地権が消滅する旨）。

（13）海外の不動産の広告

海外の不動産販売に関する広告は原則として掲載しません。ただし、日本国内の宅地建物取引業免許を取得した法人の宅地建物取引業者で、海外における不動産取引に相当の実績があるなど、その実態、内容を審査のうえ本社が認めたものはこの限りではありません。

1．審査に必要な書類。
法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット等。

（14）必要な表示事項の適用除外

次の場合では、必要表示事項を省略できます。ただし、物件の内容または価格などの取引条件を併せて表示するものや物件名を表示しただけで「詳しくはホームページで」とするものは省略できません。

1．物件の名称募集広告。
当該物件の名称を募集するためまたは名称を考案するための手掛かりとして当該物件のおおむねの所在地（都道府県、郡、市町村、字または街区番号まで）、物件種別、おおむねの規模および開発理念のみを表示する広告。
2．展示会等の催事開催案内広告。
物件情報展示会その他の催事の開催場所、開催時期、または常設の営業所の場所を案内する広告表示で、展示している物件数、当該物件の種別および価格の幅のみを提示するもの。
3．住宅友の会やその他の会員の募集広告。
住宅友の会その他の顧客を構成員とする組織の会員を募集する広告表示であって、現に取引している物件または将来取引しようとしている物件について、その物件の種別、販売中であるか販売予定であるかの別および最寄り駅のみを表示するもの。
4．企業広告。
企業広告の構成要素として現に取引している物件または将来取引しようとしている物件の広告表示であって、その物件の種別、販売中であるか販売予定であるかの別および最寄り駅のみを表示するもの（当該広告の主旨が特定の物件の予告その他取引に関する広告表示と認められるものを除く）。

（15）二重価格表示、割引表示

1．誤認されるおそれのある二重価格表示。
過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示は、次に掲げる要件のすべてに適合し、実際に、当該期間、当該価格で販売していたことを資料により客観的に明らかにすることができる場合を除き、不当な二重価格表示に該当するものとして掲載が禁止されています。
ア）過去の販売価格の公表時期および値下げの時期を明示したものであること。
イ）比較対照価格に用いる過去の販売価格は、値下げの3カ月以上前に公表された価格であって、かつ、値下げ前3カ月以上にわたり実際に販売のために公表していた価格に限ります。
ウ）値下げの時期から6カ月以内に表示するものであること。ただし、6カ月以内であっても災害その他の事情により物件の価値に同一性が認められなくなった場合には、同一性が認められる時点までに限ります。
エ）土地（現況有姿分譲地を除く）または建物（共有制リゾートクラブ会員権を除く）について行

う表示とします。

2. 割引表示。

一定の条件に適合する取引の相手方に対し、販売価格、賃料等から一定率または一定額の割引をする場合において、当該条件を明示して、割引率、割引額または割引後の額を表示する場合を除き、禁止される不当な二重価格表示に該当するものとして表示できません。

(16)不当表示の禁止

1. 不当な二重価格表示。

事業者は、物件の価格、賃料または役務の対価について、二重価格表示(実際に販売する価格(以下「実売価格」という)にこれよりも高い価格(以下「比較対照価格」という)を併記する等の方法により、実売価格に比較対照価格を付すことをいう)をする場合において、事実に相違する広告表示または実際のものもしくは競争事業者に係るものよりも有利であると誤認されるおそれのある広告表示はできません。

2. おとり広告。

次に掲げる広告表示はできません。

ア)物件が存在しないため、実際には取引することができない物件に関する表示。

イ)物件は存在するが、実際には取引の対象となり得ない物件に関する表示。

ウ)物件は存在するが、実際には取引する意思がない物件に関する表示。

3. 不当な比較広告。

比較広告において、次に掲げる広告表示はできません。

ア)実証されていない、または実証することができない事項を挙げて比較する表示。

イ)一般消費者の物件等の選択にとって重要でない事項を重要であるかのように強調して比較するものおよび比較する物件等を恣意的に選び出すなど不公正な基準によって比較する表示。

ウ)一般消費者に対する具体的な情報ではなく、単に競争事業者またはその物件等を誹謗しまたは中傷する表示。

4. その他の不当表示。

次に掲げる広告表示はできません。

ア)取引態様。

事実に相違する表示または実際のものもしくは競争事業者に係るものよりも優良もしくは有利であると誤認されるおそれのある表示。

イ)物件の所在地。

実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

ウ)交通の利便性。

①電車、バス等の交通機関を利用する場合の利便性について、実際のものより優良であると誤認されるおそれのある表示。

②電車、バス等の交通機関または自動車もしくは自転車による場合の所要時間について、実際のものよりも短いと誤認されるおそれのある表示。

③徒歩による場合の所要時間について、実際のものよりも短いと誤認されるおそれのある表示。

5. 各種施設までの距離。

物件の所在地から駅その他の施設までの距離について、実際のものよりも短いと誤認されるおそれのある表示。

6. 団地の規模。

団地の開発規模について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

7. 面積。

物件の面積について、実際のものよりも広いと誤認されるおそれのある表示。

8. 建物の間取り・用途。

ア）建物の間取りについて、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

イ）建築基準法（昭和25年法律第201号）上の居室に該当しない部屋について、居室であると誤認されるおそれのある表示。

ウ）店舗向き、住宅向きその他物件の用途・利用方法について、実際のものよりも優良または有利であると誤認されるおそれのある表示。

9. 物件の形質。

ア）土地の地目または形質、地勢、土壌等について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

イ）土壌の改良の内容または程度について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

ウ）宅地の造成工事の内容について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

エ）宅地の造成材料または建物の建築材料もしくは造作について、実際のものより優良であると誤認されるおそれのある表示。

オ）建物の構造について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

カ）建物の建築工事の内容について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

キ）建物の建築経過年数または建築年月について、実際のものよりも経過年数が短いまたは建築年月が新しいと誤認されるおそれのある表示。

ク）建物の保温・断熱性、遮音性、健康・安全性その他の居住性能について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

ケ）建物の棄損または汚損の程度について、実際のものよりも軽微であると誤認されるおそれのある表示。

コ）増築、改築または造作の取替えをした建物について、当該建物の全部または取引しようとする部分が新築したものであると誤認されるおそれのある表示。

サ）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による優良な宅地または住宅の供給に寄与する旨の認定に関する事項について表示することにより、物件の内容について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

シ）建物について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の規定に基づく住宅性能評価、住宅型式性能認定または型式住宅部分等製造業者の認証に関する事項について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

ス）宅地、建物、これらに付属する施設、造成工事、建築工事等に関する等級その他の規格・格付けについて、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

セ）温泉でないものについて、温泉であると誤認されるおそれのある表示。

ソ）入浴に際して加温を必要とする温泉について、加温を必要とする旨を表示しないこと等により、当該温泉が入浴に適する温度以上の温泉であると誤認されるおそれのある表示。

タ）温泉源から採取した温泉を給湯管によらずに供給するもの（源泉から湧出する温泉を直接利用するものを除く）について、給湯管によるものであると誤認されるおそれのある表示。

チ）特定の区画の土地または住宅にのみ該当する設備、仕様等について、すべての物件に該当すると誤認されるおそれのある表示。

10. 利用の制限。

ア）土地の区画、形質の変更に関する都市計画法、自然公園法その他の法律による制限に係る事項について、実際のものよりも緩やかであると誤認されるおそれのある表示。

イ）建ぺい率その他建物の建築に関する建築基準法、都市計画法その他の法律による制限に係る事項について、事実に相違する表示または実際のものよりも緩やかであると誤認されるおそれのある表示。

ウ）第三者の所有権、地上権、地役権、賃借権、入会権その他物件の利用を制限する権利の内容に関する事項について、実際のものよりも取引の相手方に有利であると誤認されるおそれのある表示。

11. 設備・生活関連施設。

ア）建物に付属する設備について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

イ）団地内の施設について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

ウ）道路の構造、幅員および舗装の状況等について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

エ）学校、病院、官公署その他の公共・公益施設またはデパート、商店その他の商業施設もしくは生活施設の利用の便宜について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

オ）共有制リゾート会員権に係る譲渡対象物件固有の施設、相互利用施設、附帯施設または提携施設の規模その他の内容について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

カ）共有制リゾート会員権に係る施設、相互利用施設、附帯施設または提携施設の利用可能日数、利用可能時期、利用料金等利用権の内容について、実際のものよりも優良または有利であると誤認されるおそれのある表示。

12. 環境等。

ア）物件の採光、通風、日照、眺望等について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

イ）物件の周囲の静寂さ、快適さ等について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

ウ）物件の方位その他立地条件について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

13. 写真・絵図。

ア）モデル・ルームまたは写真、コンピュータグラフィックス、見取図、完成図もしくは完成予想図による表示であって、物件の規模、形状、構造等について、事実に相違する表示または実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

イ）物件からの眺望もしくは景観または物件を中心とした眺望もしくは景観を示す写真、絵図またはコンピュータグラフィックスによる表示であって、事実に相違する表示または実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

14. 価格・料金。

ア）物件の価格、賃料またはその他の費用について、実際のものよりも安いと誤認されるおそれのある表示。

イ）媒介報酬または代理報酬の額について、実際のものまたは競争事業者に係るものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示。

ウ）建物（土地付き建物を含む。以下同じ）の価格について、消費税が含まれていないのに、含まれていると誤認されるおそれのある表示。

エ）権利金、礼金、敷金、保証金、償却費等の額について、実際のものよりも少ないと誤認されるおそれのある表示。

オ）管理費、維持費、修繕積立金または共益費について、実際のものまたは競争事業者に係るものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示。

カ）給水、排水、ガス、電気等を利用するための施設もしくはその工事に必要とされる費用の額またはその負担条件について、実際のものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示。
キ）建物の設計変更もしくは附帯工事の内容またはその対価について、実際のものよりも優良または有利であると誤認されるおそれのある表示。

15. 価格以外の取引条件。
ア）価格、賃料、権利金等の支払条件について、実際のものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示。
イ）手付金等の保全措置について、実際のものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示。
ウ）物件の所有権、賃借権その他の権利の設定、移転等に関する登記について、実際のものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示。
エ）物件の引渡しの条件として、頭金（住宅ローン等の信用供与を受けることができる金銭の額と物件価額との差額）等の支払を条件としている場合において、頭金の額を下回る手付金等の支払のみで、物件の引渡しを受けることができるものであると誤認されるおそれのある表示。
オ）取引の相手方が取得する所有権その他の権利の内容について、事実に相違する表示または実際のものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示。
カ）物件への案内の条件、契約手続の条件その他の取引条件について、実際のものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示。
キ）取引の相手方の資格または数、取引の相手方を決定する方法その他の取引に関する制限について、実際のものよりも厳しいと誤認されるおそれのある表示。

16. 融資等の条件。
ア）割賦販売または不動産ローンの条件について、実際のものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示。
イ）ローン提携販売を行うものではないのに、ローン提携販売と誤認されるおそれのある表示。
ウ）公的機関の融資に係る条件について、実際のものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示。

17. 事業者の信用。
ア）国、地方公共団体またはこれらと関係がある事業者が取引の主体となっていると誤認されるおそれのある表示。
イ）信用があると一般に認められている事業者が取引の主体となっていると誤認されるおそれのある表示。
ウ）国、地方公共団体等が事業者と共同しまたは事業者を後援していると誤認されるおそれのある表示。
エ）信用があると一般に認められている事業者の商号または商標と同一または類似の商号または商標を用い、事業者の信用について、実際のものよりも優良または有利であると誤認されるおそれのある表示。
オ）第三者の推薦または後援を受けていないのに、受けていると誤認されるおそれのある表示。
カ）自己の経歴、営業種目、取引先、事業所、事業規模、経営状況、所属団体その他信用に関する事項について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。
キ）競争事業者の取引に係る物件について、事実に反する表示をすることにより、自己の取引に係る物件がその事業者のものよりも優良または有利であると誤認されるおそれのある表示。
ク）競争事業者の経歴、営業種目、取引先、事業所、事業規模、経営状況その他信用に関する事項について、信用を害するおそれのある表示。

18. その他の事項。
ア）新発売でない物件について、新発売であると誤認されるおそれのある表示。

イ）物件について、完売していないのに完売したと誤認されるおそれのある表示。
ウ）物件の沿革等について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。
エ）競売または公売に付されたことのある物件の取引に際し、その旨をことさら強調することにより、取引の相手方に有利であると誤認されるおそれのある表示。
オ）略語もしくは外国語の使用または事実の一部のみを表示するなどにより、物件の内容、取引条件等について実際のものよりも優良または有利であると誤認されるおそれのある表示。
カ）共有制リゾート会員権を購入することが投資または利殖の手段として有利であると誤認されるおそれのある表示。
キ）前各号に掲げるもののほか、物件の取引について、実際のものよりも優良または有利であると誤認されるおそれのある表示。

（17）景品類の提供の制限

「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する不動産の取引（自己の所有する不動産の賃貸を含む）に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいいます。
ただし、正常な商慣習に照らして値引きまたはアフターサービスと認められる経済上の利益および正常な商慣習に照らして不動産もしくは不動産の取引に附属すると認められる経済の利益は含みません。

ア）物品および土地、建物その他の工作物。
イ）金銭、金券、預金証書、当せん金附証票および公社債、株券、商品券その他の有価証券。
ウ）きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待または優待を含む）。
エ）便益、労務その他の役務。

1．一般消費者に対する景品類の提供の制限
事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供できません。

不動産業における景品類の提供の制限

景品類の提供の方法	景品類の最高額と限度額
一般懸賞 （来場者、購入者等に抽選等で提供する場合）	取引価額の20倍または10万円のいずれか低い価額 （取引予定総額の2％以内）
共同懸賞 （複数の事業者が共同して実施する年末大売出し等で抽選等で提供する場合）	最高額30万円 （限度額は取引予定総額の3％以内）
総付景品 （購入者全員、または先着順で提供する場合）	取引価額の10％または100万円のいずれか低い価額
取引の勧誘をする旨を明示しないで行う旅行等への招待、優待	0円（禁止）

ア）懸賞により提供する景品類にあっては、取引価額の20倍または10万円のいずれか低い価額の範囲。ただし、この場合において提供できる景品類の総額は、当該懸賞に係る取引予定総額の2パーセント以内です。
イ）懸賞によらないで提供する景品類にあっては、取引価額の10パーセントまたは100万円のいずれか低い価額の範囲です。

2．次に掲げる経済上の利益については、景品類に該当する場合であっても、懸賞によらないで提供するときは、前項の規定を適用しません。

ア）不動産の取引または使用のため必要な物品、便益その他の経済上の利益であって、正常な商慣習に照らして適当と認められるもの。

イ）開店披露、創業記念等の行事に際して提供する物品またはサービスであって、正常な商慣習に照らして適当と認められるもの。

3.「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年3月1日公正取引委員会告示第3号）第4項の規定（共同懸賞）に該当する景品類の提供については、同項の定めるところによるものとします。

4. 事業者は、一般消費者に対し、旅行、視察会その他名目のいかんを問わず、旅行先において不動産の取引の勧誘をする旨を明示しないで、宿泊旅行等への招待または優待をすることはできません。

別表1　分譲宅地（小規模団地を含み、残区画数が1区画のものを除く）

※小規模団地とは、総区画数または販売区画数が10区画未満のものです。

	必要表示事項	記事下広告	記事下広告以外
1	広告主の名称または商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2第1号の施設を含む）の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名および公正取引協議会加盟事業者である旨	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介〔仲介〕の別）	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称または商号と免許証番号	○☆	
8	物件の所在地（小規模団地および副次的表示にあっては地番を省略できる）	○	○
9	交通の利便	○	○
10	開発面積	○☆	
11	総区画数	○☆	
12	販売区画数	●	●
13	土地面積および私道負担面積（最小面積および最大面積のみで表示することができる）	○	○
14	地目および用途地域（市街化調整区域の土地は、用途地域に代えて市街化調整区域である旨を明示するほか、都市計画法施行令第36条第1項第3号ロまたはハに該当するものについては、住宅等を建築するための許可条件を記載）	○	○
15	建ぺい率および容積率（容積率の制限があるときは、制限の内容）	○	○
16	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（造成工事が完了済みの場合は省略することができる）	○	
17	道路の幅員	○	
18	主たる設備等の概要	●	
19	工事の完了予定年月（造成工事が完了済みの場合は省略することができる）	○	○
20	①価格（最低価格、最高価格ならびに最多価格帯およびその区画数のみで表示することができる） ②上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設または特別の施設について負担金等があるときはその旨と額、また維持・管理費を必要とするときはその旨と額	●	●
21	①借地の場合はその旨	○	○
	②当該借地権の種類、内容、借地期間ならびに保証金、敷金を必要とするときはその旨と額	●	●
	③1カ月当たりの借地料		
22	入札および競り売りの方法による場合は、本掲載基準121頁(11)に定める事項	○	○
23	取引条件の有効期限	●	

①予告広告の場合は、予告広告である旨(目立つ場所に14ポイント以上の大きさの文字で表示)と本掲載基準119頁「（7）予告広告」の必要事項を表示してください。

②「●」の事項は、予告広告において省略することができる。

③「○」に「☆」が付された事項は、小規模団地および副次的表示において省略することができる。

別表2　現況有姿分譲地

	必要表示事項	記事下 広　告	記事下 広告以外
1	広告主の名称または商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2第1号の施設を含む）の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名および公正取引協議会加盟事業者である旨	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介〔仲介〕の別）	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称または商号と免許証番号	○	
8	物件の所在地	○	○
9	交通の利便	○	○
10	総区画数	○	
11	販売区画数	○	○
12	総面積および販売総面積	○	○
13	土地面積または分割可能最小面積ならびに通路負担があるときはその旨とその面積	○	○
14	地目および市街化区域内の土地については用途地域	○	○
15	「この土地は、現況有姿分譲地ですから、住宅等を建築して生活するために必要とされる施設はありません」という文言（16ポイント以上の大きさの文字で記載すること	○	○
16	市街化調整区域内の土地であるときは、「市街化調整区域内。宅地の造成および建物の建築はできません」という文言（16ポイント以上の大きさの文字で記載すること）	○	○
17	都市計画法その他の法令に基づく制限で、宅建業法施行令第3条に定めるものに関する事項	○	○
18	価格（最低価格・最高価格）	○	○
19	価格のほかに、測量費、境界石等の費用を要するときは、その旨と額	○	○
20	入札および競り売りの方法による場合は、本掲載基準121頁(11)に定める事項	○	○
21	取引条件の有効期限	○	

別表3　売地・貸地

	必要表示事項	記事下 広　告	記事下 広告以外
1	広告主の名称または商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2第1号の施設を含む）の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名および公正取引協議会加盟事業者である旨	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介〔仲介〕の別）	○	○
7	物件の所在地（町または字の名称まで）	○	
8	交通の利便	○	○
9	土地面積および私道負担面積	○	○
10	地目および用途地域（市街化調整区域の土地の場合はその旨を明示するほか、都市計画法施行令第36条第1項第3号ロまたはハに該当するものについては、住宅等を建築するための許可条件を記載すること）	○	○
11	建ぺい率および容積率（容積率の制限があるときは、制限の内容）	○	○
12	都市計画法その他法令に基づく制限で、宅建業法施行令3条に定めるものに関する事項	○	○
13	①価格 ②上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設または特別の施設について負担金等があるときはその旨と額、また維持・管理費を必要とするときはその旨と額	○	○
14	①借地の場合はその旨 ②当該借地権の種類、内容、借地期間ならびに保証金、敷金を必要とするときはその旨と額 ③1カ月当たりの借地料	○	○
15	入札および競り売りの方法による場合は、本掲載基準121頁(11)に定める事項	○	○

別表4　新築分譲住宅（小規模団地を含み、残戸数が1戸のものを除く）

※小規模団地とは、総戸数または販売戸数が10戸未満のものです。

	必要表示事項	記事下 広　告	記事下 広告以外
1	広告主の名称または商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2第1号の施設を含む）の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名および公正取引協議会加盟事業者である旨	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介〔仲介〕の別）	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称または商号と免許証番号	○☆	
8	物件の所在地（小規模団地および副次的表示にあっては地番を省略できる）	○	○
9	交通の利便	○	○
10	総戸数	○☆	
11	販売戸数	●	●
12	土地面積および私道負担面積（最小面積および最大面積のみで表示することができる）	○	○
13	用途地域	○	○
14	建物面積（最小面積および最大面積のみで表示することができる）	○	○
15	建物の主たる部分の構造	○☆	
16	連棟式建物であるときは、その旨	○	○
17	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（建築工事が完了済みの場合は省略することができる）	○	
18	主たる施設の概要	●	
19	道路の幅員	○☆	
20	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○
21	①価格（最低価格、最高価格ならびに最多価格帯およびその戸数のみで表示することができる） ②上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設または特別の施設について負担金等があるときにはその旨と額、また維持・管理費を必要とするときはその旨と額	●	●
22	①借地の場合はその旨	○	○
	②当該借地権の種類、内容、借地期間ならびに保証金、敷金を必要とするときはその旨と額	●	●
	③1カ月当たりの借地料		
23	入札および競り売りの方法による場合は、本掲載基準121頁(11)に定める事項	○	
24	取引条件の有効期限	●	

①予告広告の場合は、予告広告である旨(目立つ場所に14ポイント以上の大きさの文字で表示)と本掲載基準119頁「（7）予告広告」の必要事項を表示してください。

②「●」の事項は、予告広告において省略することができる。

③「○」に「☆」が付された事項は、小規模団地および副次的表示において省略することができる。

別表5　新築住宅・中古住宅・新築分譲住宅で残戸数が1戸のもの

	必要表示事項	記事下 広　告	記事下 広告以外
1	広告主の名称または商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2第1号の施設を含む）の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名および公正取引協議会加盟事業者である旨	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介〔仲介〕の別）	○	○
7	物件の所在地（町または字の名称まで）	○	
8	交通の利便	○	○
9	土地面積および私道負担面積	○	○
10	建物面積	○	○
11	連棟式建物であるときは、その旨	○	○
12	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（建築工事が完了済みの場合は省略することができる）	○	
13	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○
14	①価格	○	○
	②上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設または特別の施設について負担金等があるときにはその旨と額、また維持・管理費を必要とするときはその旨と額	○	○
15	①借地の場合はその旨	○	○
	②当該借地権の種類、内容、借地期間ならびに保証金、敷金を必要とするときはその旨と額		
	③1カ月当たりの借地料		
16	入札および競り売りの方法による場合は、本掲載基準121頁(11)に定める事項	○	○
17	取引条件の有効期限	○	

別表6　新築分譲マンション（小規模団地を含む・残戸数1戸のものを除く）

※小規模団地とは、総戸数または販売戸数が10戸未満のものです。

	必要表示事項	記事下広告	記事下広告以外
1	広告主の名称または商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2第1号の施設を含む）の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名および公正取引協議会加盟事業者である場合はその旨	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介〔仲介〕の別）	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称または商号と免許証番号	○☆	
8	施工会社の名称または商号	○	
9	物件の所在地（小規模団地および副次的表示では、地番を省略できる）	○	○
10	交通の利便	○	○
11	総戸数	○☆	
12	販売戸数	●	●
13	敷地面積	○	○
14	用途地域	○	○
15	構造および階数	○☆	○
16	専有面積（最小面積および最大面積のみで表示することができる）	○	○
17	バルコニー面積	○	
18	専有面積が壁芯面積である旨および登記面積はこれより少ない旨		
19	管理形態	○	○
20	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（建築工事が完了済みの場合は省略することができる）	○	
21	主たる設備等の概要および設備の利用について条件があるときは、その条件の内容（敷地外駐車場についてはその旨および将来の取扱い）	●	
22	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○
23	①価格（最低価格、最高価格ならびに最多価格帯およびその戸数のみで表示することができる） ②上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設または特別の施設について負担金等があるときにはその旨と額	●	●
24	①借地の場合はその旨	○	○
	②当該借地権の種類、内容、借地期間ならびに保証金、敷金を必要とするときはその旨と額	●	●
25	管理費および修繕積立金等	●	●
26	入札および競り売りの方法による場合は、本掲載基準121頁(11)に定める事項	○	○
27	取引条件の有効期限	●	

①予告広告の場合は、予告広告である旨（目立つ場所に14ポイント以上の大きさの文字で表示）と本掲載基準119頁「（7）予告広告」の必要事項を表示してください。

②「●」の事項は、予告広告において省略することができる。

③「○」に「☆」が付された事項は、小規模団地および副次的表示において省略することができる。

※京都市は全国的に普及している「CASBEE（キャスビー：建築環境総合性能評価システム）」を京都市独自のシステムとして特定建築物（延べ面積2,000㎡以上）の新築・増築について、建築物環境配慮性能（CASBEE京都）を建築物や広告物に表示することが条例により義務付けられています。
お問い合わせは京都市都市計画局建築指導部建築指導課まで。

別表7　中古マンション・新築分譲マンションで残戸数が1戸のもの

	必要表示事項	記事下広　告	記事下広告以外
1	広告主の名称または商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2第1号の施設を含む）の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名および公正取引協議会加盟事業者である旨	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介〔仲介〕の別）	○	○
7	物件の所在地（町または字の名称まで）	○	
8	交通の利便	○	○
9	階数および当該物件が存在する階	○	○
10	専有面積	○	○
11	バルコニー面積	○	
12	建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○
13	①価格	○	○
	②上下水道施設、都市ガス供給施設等以外の施設であって、共用施設または特別の施設について負担金等があるときにはその旨と額	○	○
14	借地の場合はその旨および当該借地権の種類、内容、借地期間ならびに保証金、敷金を必要とするときはその旨と額	○	○
15	管理費および修繕積立金等	○	○
16	管理方式（管理人の勤務形態。自主管理の場合はその旨）	○	
17	入札および競り売りの方法による場合は、本掲載基準121頁(11)に定める事項	○	○
18	取引条件の有効期限	○	

※京都市は全国的に普及している「CASBEE（キャスビー：建築環境総合性能評価システム）」を京都市独自のシステムとして特定建築物（延べ面積2,000㎡以上）の新築・増築について、建築物環境配慮性能（CASBEE京都）を建築物や広告物に表示することが条例により義務付けられています。
お問い合わせは京都市都市計画局建築指導部建築指導課まで。

別表8　新築賃貸用マンション・新築賃貸用アパート

	必要表示事項	記事下広　告	記事下広告以外
1	広告主の名称または商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2第1号の施設を含む）の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名および公正取引協議会加盟事業者である旨	○	
6	取引態様（貸主、代理、媒介〔仲介〕の別）	○	○
7	物件の所在地	○	
8	交通の利便	○	○
9	賃貸戸数	●	●
10	専有面積（最小面積および最大面積のみで表示することができる）	○	○
11	構造および階数（賃貸戸数が10未満の場合は省略することができる）	○	
12	建物の建築年月（建築工事が完成していない場合は、入居予定年月）	○	○
13	賃料（最低賃料および最高賃料のみで表示することができる）	●	●
14	礼金等を必要とするときはその旨およびその額	●	●
15	敷金、保証金等を必要とするときは、その旨およびその額（償却をする場合は、その旨と額またはその割合）	●	●
16	住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨	○	○
17	家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨と額	●	●
18	管理費または共益費等	●	●
19	駐車場、倉庫等の設備の利用条件（敷地外の駐車場についてはその旨および将来の取扱い）	●	
20	定期建物賃貸借であるときはその旨と期間	○	○
21	入札および競り売りの方法による場合は、本掲載基準121頁(11)に定める事項	○	○
22	取引条件の有効期限	●	

①当初の契約時からその期間満了時までに、事項番号13から19以外の費用を必要とするときは、その費目およびその額を記載すること。

②予告広告の場合は、予告広告である旨(目立つ場所に14ポイント以上の大きさの文字で表示)と本掲載基準119頁「（7）予告広告」の必要事項を表示してください。

③「●」の事項は、予告広告において省略することができる。

※京都市は全国的に普及している「CASBEE（キャスビー：建築環境総合性能評価システム）」を京都市独自のシステムとして特定建築物（延べ面積2,000㎡以上）の新築・増築について、建築物環境配慮性能（CASBEE京都）を建築物や広告物に表示することが条例により義務付けられています。
お問い合わせは京都市都市計画局建築指導部建築指導課まで。

別表9　中古賃貸マンション・貸家・中古賃貸アパート・新築賃貸マンション または新築賃貸アパートで残戸数が1戸のもの

	必要表示事項	記事下広告	記事下広告以外
1	広告主の名称または商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2第1号の施設を含む）の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名および公正取引協議会加盟事業者である旨	○	
6	取引態様（貸主、代理、媒介〔仲介〕の別）	○	○
7	物件の所在地（町または字の名称まで）	○	
8	交通の利便	○	○
9	建物面積または専有面積	○	○
10	建物の建築年（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）	○	○
11	賃料	○	○
12	礼金等を必要とするときはその旨と額	○	○
13	敷金、保証金等を必要とするときは、その旨およびその額（償却をする場合は、その旨と額またはその割合	○	○
14	住宅総合保険等の損害保険料を必要とするときはその旨	○	○
15	家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨と額	○	○
16	管理費または共益費等	○	○
17	定期建物賃貸借であるときはその旨と期間	○	○
18	入札および競り売りの方法による場合は、本掲載基準121頁(11)に定める事項	○	○
19	取引条件の有効期限	○	

※当初の契約時からその期間満了時までに、事項番号11から16以外の費用を必要とするときは、その費目およびその額を記載すること。

別表10　共有制リゾートクラブ会員権

	必要表示事項	記事下 広　告	記事下 広告以外
1	広告主の名称または商号	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の事務所（宅建業法施行規則第15条の5の2第1号の施設を含む）の電話番号	○	○
4	宅建業法による免許証番号	○	
5	所属団体名および公正取引協議会加盟事業者である旨	○	
6	取引態様（売主、代理、媒介〔仲介〕の別）	○	○
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称または商号と免許証番号	○	
8	物件の所在地	○	○
9	交通の利便	○	○
10	敷地面積	○	○
11	借地の場合はその旨	○	○
12	建築面積および延べ面積	○	
13	専有面積	○	○
14	構造および階数	○	○
15	宅建業法第33条に規定する許可等の処分の番号（建築工事が完了済みの場合は省略することができる）	○	
16	会員権の種類（共有制、合有性等の別等）	○	○
17	会員権の価格（入会金等を含む総額）	○	○
18	会員権の価格の内訳（預り金等返還するものについては返還条件）	○	
19	会費・管理費等の額	○	○
20	会員資格に制限があるときはその旨	○	
21	会員権の総口数および今回募集口数	○	○
22	総客室数および1室当たりの口数	○	○
23	建築年月（建築工事が完了していない場合は、工事の完了予定年月）	○	○
24	①施設の利用開始時期	○	○
	②施設の利用料金	○	○
	③施設の予約調整方法	○	
	④1口当たりの年間利用可能日数	○	
25	付帯設備（譲渡対象物件以外のレストラン、売店、大浴場、レジャー施設等当該施設において会員が利用できる施設をいう）の概要とその利用条件（有料であることが明らかなものを除く）	○	
26	相互利用施設（譲渡対象物件および付帯施設以外で会員相互の施設相互利用契約に基づいて会員が利用できる施設をいう。）の有無	○	
27	取引条件の有効期限	○	

※提携施設（共有制リゾートクラブの運営主体が、他のリゾート施設運営業者と提携して、会員に当該業者の保有または管理しているリゾート施設を一般より有利な条件で利用させることを目的とした施設提携契約を締結している施設をいう）について表示するときは、その利用条件の概要を表示すること。

16. 宗教などに関する広告

(1)宗教などに関する広告

1. 宗教団体の広告。
   内容、表現が妥当と認められたものに限り掲載します。
   次の項目に該当するものは掲載できません。
   ア)布教宣伝が目的とみられるもの。
   イ)信仰による利益を著しく強調したもの。
   ウ)いたずらに不安感や恐怖感をあおり、人を惑わせるもの。
   エ)明らかに非科学的だと認められるもの。
   オ)他の宗教団体などを誹謗・中傷とみなされる表現のもの。
   カ)寄付金集めを目的とするもの。
   キ)公序良俗に反するもの。
   ク)その他、団体の実態や内容・表現で本社が不適当と認めたもの。
2. 加持祈祷、水子供養、吉祥印などの広告。
   医・薬学を否定する表現、迷信あるいは不安感や恐怖心をあおる表現などで人心を惑わすものは掲載できません。

(2)易、運命鑑定の広告

1. 鑑定の日時、場所、鑑定料などを明示してください。ただし、次の事項に該当するものは掲載できません。
   ア)広告主の実態があいまいなもの。
   イ)誇大な表現のもの。
   ウ)読者に不快感、不安感や恐怖感をもたせるような表現のもの。
   エ)通信による占い。

17. 人事関係に関する広告

(1)尋ね人の広告

尋ね人の広告の広告主は、原則として、親権者・配偶者および3親等以内の親族に限ります。
広告内容は事前審査とし、原則として当事者双方の氏名を掲載します。

1. 広告掲載に必要な書類。
   ア)所定の「尋ね人広告掲載申込書」に申込者(広告主)の住所、氏名、続柄、電話番号、理由などを記入の上、提出してください。
   イ)警察への届出証明書。
2. 顔写真の使用は原則として認めませんが、警察が公開捜査を行なっている場合はその限りではありません。
3. 次のような広告表示はできません。
   ア)暗号めいた文章のものは掲載しません。
   イ)目的が人権侵害のおそれのあるもの、警察への届け出がされていない場合は掲載しません。

(2)退社に関する広告

個人名を明記した退社あるいは解雇等の告知広告は、理由のいかんに係らず、掲載できません。
ただし、個人名を明記しない「謹告」、「通知」等はこの限りではありません。

(3)信用調査業の広告 (探偵業の業務の適正化に関する法律)

信用調査業の広告の掲載にあたっては、事前に審査を行います。掲載できるものは、原則として法人組織であり、相当の組織あるいは実績のあるものに限ります。

1. 審査に必要な書類。
   ア)法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット。
   イ)公安委員会へ提出している「探偵業届出証明書」。
   ウ)加盟団体・協会の写し。
   エ)本社所定の「信用調査業広告掲載申込書」。
2. 次のような広告表示はできません。
   ア)虚偽、誇大、あいまいな表示あるいは調査結果を保証するような表示。
   イ)基本的人権を侵害するおそれのあるもの、プライバシーに関わる表示。
   ウ)違法、法に抵触するおそれがある行為を請け負うような表示。
3. その他、本社が不適当と認めたものは掲載できません。

(4)結婚紹介業などの広告 (特定商取引法)

結婚紹介業の広告は、相当の実績と信用があるもので、事前審査の上、本社が認めたものに限り掲載します。契約内容で、期間が2カ月を超え、費用が5万円を超える場合は「特定商取引法」の特定継続的役務提供に該当し、クーリング・オフ等、概要書面、契約書の交付が必要です。
自治体などの公的な団体が行うものや主催者が責任を持ちうると判断されるものは掲載します。
結婚相手紹介サービスの広告については、相当の実績と信用があるもので、事前審査の上、本社が認めたものに限り掲載します。

1. 審査に必要な書類。
   ア)法人登記簿謄本、会社概要、案内書・パンフレット。
   イ)契約書、入会手続書等。
   ウ)会員規約書。
   エ)実績を証明する書類等。

2. 次のものは掲載できません。

ア）個人事業者。

イ）原則として国際結婚の紹介、相談を主としている事業者。

ウ）基本的人権を侵すおそれのある詳細な個人情報を記入させるもの。

エ）求縁、男女交際クラブ、出会い系サイト等を告知するもの。

オ）男女交際を主たる目的とした会員募集。

※「特定継続的役務」については、本掲載基準35頁「(4)特定継続的役務提供についての広告」を参照してください。

18. 政治に関する広告

政治活動とは、「政治上の主義、施策を推進し、支持し、もしくは反対し、または公職の候補者を支持し、もしくは反対することを目的として行う直接間接の一切の行為から選挙運動にわたる一切の行為を除いたもの」をいいます。
選挙運動とは、「特定の選挙について、特定の候補者に当選を目的として、投票を得または得させるために直接または間接に必要かつ有利な行為をすること」とされています。

(1)選挙に関する広告

衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長および議員の選挙広告は「公職選挙法」で規制されています。また政党その他の政治団体が行う政治活動での政策広告であっても選挙の事前運動と見なされる場合は「公職選挙法」に抵触しますので、掲載できません。
広告掲載はすべて本社の事前審査を受けてください。

1)選挙運動の期間 (公職選挙法第5章〈以下:公選法という〉)

1. 選挙運動ができる期間。(公選法第129条)
立候補の届け出のあった日から投票日の前日までと定められています。
実際には立候補の届け出が受理されてからが始期です。選挙広告はすべて朝刊掲載としていますので、公示日および告示日の翌日の朝刊から投票日前日の朝刊まで掲載できます。
ア)選挙運動期間。

選挙種別	期　間
衆議院議員総選挙	12日間
参議院議員通常選挙	17日間
都道府県知事選挙	17日間
政令指定都市市長選挙	14日間
都道府県議会議員選挙	9日間
政令指定都市市議会議員選挙	9日間
一般市の市長選挙、市議会議員選挙	7日間
町村長選挙、町村議会議員選挙	5日間

※選挙期間について公選法では「総選挙の期日は、少なくとも12日前に公示しなければならない」とされるなど、各選挙においても「少なくとも」が日数の前に明記されています。

2)候補者広告 (公選法第149条、施行規則第19条)

1. 選挙別の候補者広告の回数等。
①回数および費用。

選挙種別	回数	費用
衆議院総選挙小選挙区	5回	公費
参議院通常選挙選挙区	5回	公費
都道府県知事	4回	公費
市町村長、自治体議員	2回	私費

②掲載スペース。
A. 1回横9.4㎝×縦2段。
B. 色刷りは認められません。
③掲載版。

朝刊記事下広告に限ります。
ただし、選挙種別によって、通し版、各地方版に掲載します。
④必要書類。
A.「新聞広告掲載証明書」。
B.「新聞広告掲載承諾通知書」。

2. 候補者名について。
立候補届け出は、本名(戸籍名)でしなければなりません。
「新聞広告掲載証明書」に記載してある候補者名と、新聞広告の候補者名は同一でなければなりません。漢字名の一部を仮名書きにした場合も「同一」とは認められません。
ただし、大きくふりがなを付記することは構いません。
また、「通称使用認定書」の提出(コピー可)があれば、通称名を表記することができます。

3. 体裁等について。
ア)枠罫は天地左右を表罫に準じる同一罫で巻いたものに限ります。
イ)黒ベタの範囲は50パーセント以下としてください。

4. 表示内容について。
候補者の氏名、略歴、政見等の表記を基本とします。
候補者等はその責任を自覚し、他人の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品を広告したりして、その品位を損なうものは掲載できません。

5. 推薦者、推薦団体の表示について。
ア)当該選挙の他の立候補者を推薦者として表示する場合の条件。
①その広告を利用して推薦者が自己の選挙運動をする意図がみられないこと。
②推薦者の名前のみであること。
③文字の大きさが当該候補者より小さく、また他の推薦者より大きくないこと。
イ)推薦者、団体名の表示がある場合は、推薦者(団体)の同意書または選挙事務責任者の確認書を掲載日前日までに提出してください。

3)衆議院議員総選挙 (公選法第149条、第178条3、施行規則第19条)

1. 小選挙区選挙(公費、朝刊掲載で色刷りは認められません)。
ア)候補者広告。
①「衆議院小選挙区の選挙の広告である旨」の表示が望まれます。
②スペースは1回横9.4cm×縦2段内。
③回数は5回。
イ)候補者届出政党広告。
①「当該都道府県における衆議院選挙区選出議員の選挙の広告である旨」を表示してください。

〔表示例〕「○○党衆議院小選挙区京都府」、
「○○党衆議院小選挙区滋賀県」等。

②スペースは届出候補者数に応じて各候補者届出政党に一括して与えられます。

当該都道府県における 届出候補者の数	合計段数	回　数
1～5人	4段以内	8回以内
6～10人	8段以内	16回以内
11～15人	12段以内	24回以内
16人以上	16段以内	32回以内

③広告の形状について。
1回当たりのスペースは横9.4cm×縦1段組の整数(2以上に限る)倍で、長方形に限ります。
A. 最小スペースは横9.4cm×縦2段、または横18.8cm×縦1段。
B. 最大スペースは横37.6cm×縦15段(全15段)。
④必要書類。
A.「新聞広告掲載証明書」(9.4cm×1段ごとに1枚)。
B.「新聞広告掲載承諾通知書」(1回の掲載につき1枚)。
⑤候補者広告との併載もできます。

2. 比例代表選挙(公費、朝刊掲載で色刷りは認められません)。
ア)名簿届出政党等広告。
①「当該選挙区における衆議院比例代表選出議員選挙の広告である旨」を表示してください。
〔表示例〕「○○党衆議院比例代表選挙近畿選挙区」等。
②スペースは名簿登載者の数に応じて各名簿届出政党等に一括して与えられます。

当該選挙区における 名 簿 登 載 者 の 数	合計段数	回　数
1～9人	8段以内	16回以内
10～18人	16段以内	32回以内
19～27人	24段以内	48回以内
28人以上	32段以内	64回以内

③広告の形状について。
1回当たりのスペースは横9.4cm×縦1段組の整数(2以上に限る)倍で、長方形に限ります。
A. 最小スペースは横9.4cm×縦2段、または横18.8cm×縦1段。
B. 最大スペースは横37.6cm×縦15段(全15段)。
④必要書類。
A.「新聞広告掲載証明書」(9.4cm×1段ごとに1枚)。
B.「新聞広告掲載承諾通知書」(1回の掲載につき1枚)。
⑤「名簿届出政党等広告」で、当該比例代表区に含まれる小選挙区選挙との重複立候補者である党の代表者(総裁、党首等)の顔写真を大写し、写真の横に「小選挙区」等の記載があるなど、全体として候補者たる党代表個人の選挙運動用広告と見なされる場合は公職選挙法に抵触するおそれがありますので、注意が必要です。
⑥費用は公費ですが、当該の比例代表選挙区における得票数が有効投票総数の2パーセントに達しない場合は私費となります。

4)参議院議員通常選挙 (公選法第149条、第178条3、施行規則第19条)

1. 選挙区選挙(公費、朝刊掲載で色刷りは認められません)。
ア)候補者広告。
①「参議院選挙区選挙の広告である旨」の表示が望まれます。
②スペースは1回横9.4cm×縦2段内。
③回数は5回。

2. 比例代表選挙(公費、朝刊掲載で色刷りは認められません)。

ア)名簿届出政党等広告。

①「参議院比例代表選出議員選挙の広告である旨」の表示が望まれます。

②スペースは名簿登載者の数に応じて各名簿届出政党等に一括して与えられます。

参議院比例代表における 名 簿 登 載 者 の 数	合計段数	回　数
1～8人	20段以内	40回以内
9～16人	28段以内	56回以内
17～24人	36段以内	72回以内
25人以上	44段以内	88回以内

③広告の形状について。

1回当たりのスペースは横9.4cm×縦1段組の整数(2以上に限る)倍で、長方形に限ります。

A. 最小スペースは横9.4cm×縦2段、または横18.8cm×縦1段。

B. 最大スペースは横37.6cm×縦15段(全15段)。

④必要書類。

A.「新聞広告掲載証明書」(9.4cm×1段ごとに1枚)。

B.「新聞広告掲載承諾通知書」(1回の掲載につき1枚)。

⑤費用は公費ですが、当該の比例代表選挙における得票数が有効投票総数の1パーセントに達しない場合は私費となります。

5)「わたる」広告について (公選法第178条3、施行規則第19条)

小選挙区選挙の選挙広告で、比例代表選挙の選挙運動を表示したり、比例代表選挙の選挙広告で、小選挙区選挙の選挙運動を表示したりすることを「わたる」と言いますが、「わたる」ことができる場合でも、当該選挙区広告の内容がレイアウト、文字の大きさなどにおいて「主」でなければなりません。

1. 衆議院議員総選挙。

ア)小選挙区の「候補者広告」を「主」として、当該の小選挙区が含まれる比例代表選挙に「従」としてわたることができます。

イ)小選挙区の「候補者届出政党広告」を「主」として当該の小選挙区が含まれる比例代表選挙や当該の候補者の選挙運動に「従」としてわたることができます。

〔表示例〕「比例代表では○○党に一票を」、「比例区は○○党へ」等。

ウ)比例代表の「名簿届出政党等広告」を「主」として、当該の小選挙区選挙に「従」としてわたることができます。

〔表示例〕「小選挙区は○○○○(候補者名)氏を」等。

エ)「わたる」ことができないもの。

①小選挙区の「候補者広告」、「候補者届出政党広告」で、当該小選挙区が含まれない比例代表区の選挙運動にわたることはできません。

②小選挙区の「候補者届出政党広告」で、当該の小選挙区を含まない候補者の選挙運動にわたることはできません。

③小選挙区の「候補者届出政党広告」で、他の政党の届出候補者または当該候補者届出政党所属であっても本人届出候補者の選挙運動にわたることはできません。

④比例代表の「名簿届出政党等広告」で、当該の小選挙区を含まない場合や他の比例代表の選挙運動にわたることはできません。

2. 参議院議員通常選挙。
ア）選挙区選挙の「候補者広告」を「主」として比例代表選挙の選挙運動に「従」としてわたることができます。
イ）比例代表選挙の「名簿届出政党等広告」で、選挙区選挙の選挙運動にわたることはできません。

（2）選挙広告掲載の注意事項

1）掲載不可の広告

1. 他を誹謗・中傷するもの。
2. 事実に基づかず妥当性を欠くもの、回答を求める表現のもの。
3. 政策等の主張がないもの。
4. 公選法および各種法令に抵触するもの、またはそのおそれのあるもの。
5. 訂正広告は掲載しません。ただし選挙管理委員会が認めた場合は可とします。

2）選挙期間中について

1. 選挙広告や政党およびその他の政治団体の広告を含め、すべて事前審査とします。
2. 掲載版は、朝刊記事下広告に限ります。
ただし、選挙種別によって、通し版、各地方版に掲載します。
3. 衆議院議員総選挙の候補者届出政党広告や衆議院、参議院の名簿届出政党等広告で、一体としての効用を発揮せず、それぞれが独立した体裁・表現・デザインであれば、同一日付の朝刊に掲載面を変えることで合計スペースが縦15段組み以上の掲載が可能です。
4. 同一候補の候補者広告で、それぞれが独立した体裁・表現・デザインであれば同一日付の同一朝刊に複数枠掲載できます。
ただし、複数倍にしたスペースでの掲載はできません。
5. 選挙広告で2枠以上を併載する場合、それぞれが独立した体裁・表現・デザインでなければなりません。それぞれの文章がまたがっていたり、並べて読んで初めて意味が理解できるような表現は公選法に抵触します。

3）確認団体について（公選法第14章3）

1. 参議院議員選挙（所属候補者10人以上、補欠選挙は1人以上）、都道府県や政令指定都市の議員の選挙(所属候補者3人以上、再選、補欠選挙は1人以上）、都道府県知事や市長の選挙（所属候補者または支援候補者1人以上）で、公示または告示されてから一定の要件を満たした政党およびその他の政治団体等は当該の選挙管理委員会に確認団体として届け出ることができます。
確認団体として受理されてからを始期として投票日前日まで公選法の許可の範囲で選挙運動ができます。
※衆議院議員選挙には、確認団体制度はありません。

4）具体的掲載について

1. 同一候補者または他候補者との候補者広告を2つ以上併載する場合は、それぞれ独立した体裁・表現・デザインの広告にしてください。
2. 候補者広告と確認団体等や私費による政党およびその他の政治団体の広告を併載する場合は、それぞれ独立した体裁・表現・デザインにしてください。

〔併載する場合の掲載方法の可否例〕

※公選法第149条に基づく選挙運動用の広告掲載例。

候補者広告と私費および公費による政党等広告の掲載可例と不可例。

〔認められる例〕

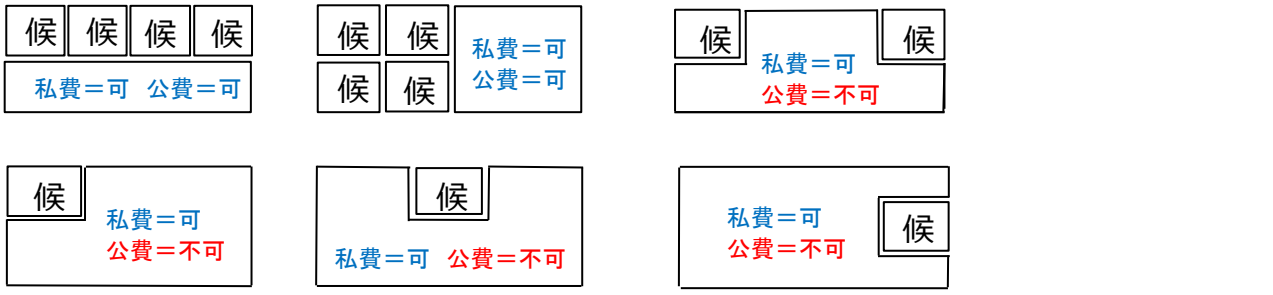

〔認められない例〕

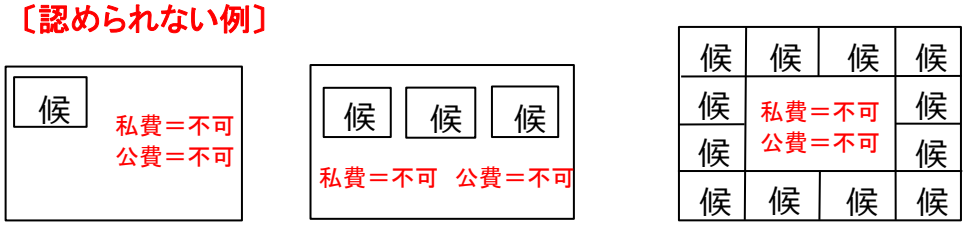

（3）政党およびその他の政治団体の広告（公選法第201条）

私費による政党およびその他の政治団体等の新聞広告を使用した政治活動は、選挙運動にわたらない限り選挙期間中であっても行うことができます。

1. 掲載不可のもの。

特定の候補者や政党等への投票の呼びかけ、反対する者への不投票の呼びかけなど、選挙運動とみなされるものはすべて掲載できません。

※選挙機運が一般化する投票日の3カ月位前からは広告中に候補者名、予定候補者名または氏名類推事項の掲載は慎重に取り扱います。

ア）候補者の氏名、シンボルマーク、政党、政治団体の名称で、候補者を推薦、支持し、投票の呼びかけの表現のものは掲載できません。

〔不可例〕「○○○○候補を支持します」、「○○党は○○○○候補を推薦します」、「歴史的な一票を○○党へ」、「○月○日　投票」、「投票日は○月○日」、「あなたの一票は○○党へ」等。

イ）政策に反対する者の名を表示することはできません。

2. 広告の掲載、体裁等について。

私費による広告は、選挙期間、体裁、スペース、回数やカラーの制限はありません。

3. 表示内容。

ア）原則としてその団体の名称、所在地、代表者名、電話番号を明記してください。また、支部出稿の場合は、本部と出稿支部名を併記してください。

※選挙期間中、政党以外の政治団体が私費広告の中で代表者が立候補者の場合は、氏名の掲載はできません。

イ）政治活動としての政策の普及宣伝党勢拡張、政治啓発などの告知に限ります。また、広告内容の中で、一部分、社会情勢に伴う「あいさつ」と見受けられる表現が入っていても、それが政治活動や政策に連動している場合は、文字の大きさやスペースなど広告全体を見て総合的に判断します。

4. 政談演説会等の告知について。

演説会名、日時、場所、主催政党（または政治団体）名を明記してください。
選挙期間中、候補者を弁士とする場合は、候補者である旨の記載はできません。
また、候補者名を他の弁士名と同じ大きさに扱ってください。

※衆議院議員選挙では、私費による政談演説会等の告知はできません。

5. 選挙広告との併載。
候補者広告との併載は、それぞれが明確に独立した体裁・表現・デザインであれば掲載できます。

（4）公職者等の禁止されている広告について（公選法第146条、第152条）

公職者やその候補者等は、あいさつを目的とする広告を禁止されています。
また、選挙のための事前運動とみなされる広告も掲載できません。「事前運動」とみなされるかどうかは、従来の広告方法（頻度、スペース、写真や氏名の表示のあり方など）との比較により判断されます。選挙機運が一般化する投票日の3カ月位前からは特に慎重に取り扱います。
該当するような原稿については、事前に審査を行い掲載の可否を決めます。

1. 掲載できないもの。
ア）公職者（現職、候補者とも）および後援団体が行う有料の挨拶広告。
①年賀、寒中見舞、季節の挨拶、その他これらに類するもの。
②慶弔、激励、感謝、その他これに類するもの。
イ）当選御礼、落選の挨拶広告。
ウ）政党、労働組合、後援会などが、候補者の推薦決定を告知する広告。
エ）常識以上に候補者の名前が大きく記載している広告。
オ）特定選挙区の立候補であることを明示または暗示する広告。
2. 死亡広告について。
候補者の氏名を大きくするなど、不自然な扱いのものは掲載できません。
ア）選挙運動期間外であれば、肩書き表示は可能です。
イ）選挙運動期間内と見なされる時期（選挙機運が一般化する投票日の3カ月位前および公示、告示後）では、肩書き表示はできません。
ウ）会葬御礼広告では、選挙期間外でも肩書き表示はできません。

公職者および候補者の死亡広告、会葬御礼広告の肩書き表示について

条　件	表示内容	死　亡　広　告		会葬御礼広告
公職者および候補者等が喪主となって広告掲載をする場合	肩書き表示	公示前	**可**	**不可**
		公示後	**不可**	**不可**
公職者および候補者等が葬儀委員長等となる場合	肩書き表示	公示前	**可**	**不可**
		公示後	**不可**	**不可**

3. 書籍広告で事前運動と見なされるもの。
ア）立候補予定者の氏名、肖像などを異常に強調した本人の著作物。
イ）小説家、評論家など通常出版活動をしていると広く認められる立候補予定者の著作物は原則として掲載できるが、その小説家、評論などが特定の選挙を目指し臨時的に出版したと判断される書籍。
ウ）立候補予定者の氏名、肖像を強調した本人に関係する支持、推薦団体の著作物。
エ）第三者の書籍広告形式で、他党あるいは他の候補者に著しい利害を与えると認められる著作物。
4. 立候補辞退の告知について。

他の候補者に影響をおよぼすような内容のものや、事前運動と見なされるものは掲載できません。立候補辞退を選挙管理委員会が受理したものに限り掲載できますが、内容は「辞退（断念）」の告知にとどめてください。

5. 一般営業広告。

ア）通常の営業広告形態として立候補予定者の氏名や肖像が、異常と感じられる大きな扱いでの体裁。

イ）企画広告、連合広告および各種団体広告（名刺広告を含む）で立候補予定者の氏名、肖像、略歴、業績紹介などを強調していると判断されるもの。

（5）有料インターネット広告について（公職選挙法第142条6第4項）

1. 選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告が認められています。

ア）掲載期間は、選挙運動期間外でも期間中でも掲載できます。選挙運動期間は立候補届け日から投票日前日までとなります。

イ）選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする有料インターネット広告が認められる政党等。

選挙の種類	政党等
衆議院議員総選挙	**〇候補者届出政党・衆議院名簿届出政党等**
参議院議員通常選挙	**〇参議院名簿届出政党等・確認団体**
都道府県知事選挙	**〇確認団体**
都道府県議会議員選挙	**〇確認団体**
指定都市の市長選挙	**〇確認団体**
指定都市市議会議員選挙	**〇確認団体**
指定都市以外の市の市長選挙	**〇確認団体**
指定都市以外の市の議会の議員選挙	×
町村長選挙	×
町村議会議員選挙	×

※他にも、党本部、都道府県連その他の支部も認められています。

ウ）政党の支部長の氏名や写真掲載について。（改正公職選挙法ガイドライン平成25年4月26日）

有料インターネット広告を掲載する時に、その支部長の氏名や写真を掲載する場合は表示のうえで制約を受けます。

〔掲載例〕

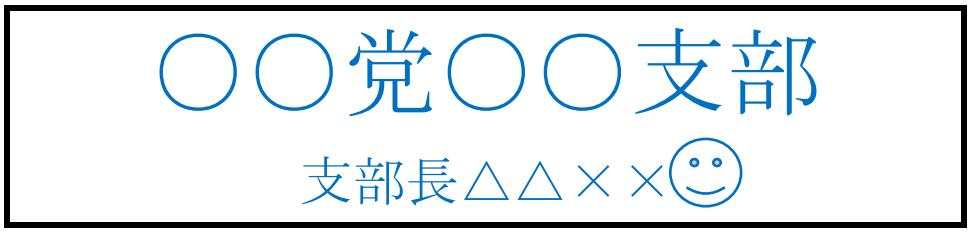

※支部長の氏名と写真を表示する場合は、政党名や支部名よりも小さくしてください。

※個別具体の事情を勘案して判断する場合があります。

2. 挨拶目的の有料インターネット広告の禁止。（公職選挙法第152条）

候補者、後援団体による挨拶を目的とする有料インターネット広告は禁止されています。

19. 意見広告

「意見広告」は、政治、社会などについて、個人および団体が自己の主義主張を一般に告知する広告で、事前の審査が必要です。
掲載申し込みに際しては、広告主の押印のある所定の「京都新聞広告掲載申込書」を提出してください。原則として広告中に、広告主の正式名称、代表責任者名、住所などを明示するとともに、「意見広告」のクレジットを広告スペースを勘案し、十分に視認できる場所と大きさで表示してください。

1. 次の事項に該当するものは掲載できません。
   ア）広告主の実体があいまいなもの。
   イ）内容について広告主（出稿責任者）が責任を持ち得ないと本社が判断するもの。
   ウ）名誉棄損・プライバシーの侵害、誹謗・中傷のおそれのあるもの。
   エ）内容が虚偽・事実誤認に基づくものや著しく良識を逸脱するもの。
   オ）紛争（訴訟等）の当事者の意見広告。ただし、公共性・社会性があると本社が認めたものは、この限りではありません。この場合、事実に基づく告知の範囲を原則とし、過激な表現、不確実な主張は掲載できません。
   カ）本社が求めた出典、根拠を表示あるいは提出しないもの。
   キ）本掲載基準に抵触したもの。
   ク）その他、本社が不適当と判断したもの。

20. 弁護士等の資格者団体の広告

弁護士等の資格者団体について **（資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方＝公正取引委員会事務局改正：平成22年1月1日）**

法律上、業務独占が認められている事務系の専門職業の弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、弁理士、行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士の8資格については、資格者を会員とする団体の設立が法律で規定され、資格者は当該団体への入会が義務付けられています。
このような性格を持つ団体を「資格者団体」と位置づけ、当該団体は、法律上、会員の品位保持、会員の研修等について会則を定め、会員には会則の順守が義務付けられています。

(1)弁護士の広告 **（日本弁護士連合会「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する運用指針」〈平成22年11月17日理事会議決〉）**

1. 次の事項を表示してください。
   ア) 氏名および所属弁護士会名。共同広告のときは、代表者1人の氏名。
   イ) 住所、電話番号。
2. 規制される広告。
   ア) 事実に合致していない広告。
   イ) 誤導または誤認のおそれのある広告。
   ① 交通事故の損害賠償事件の件数を，損害賠償事件取扱件数として延べ件数を表示し、損害賠償事件全般について習熟しているかのような印象を与える表現。
   〔不可例〕「過去の損害賠償事件取扱件数〇〇件航空機事故はお任せ下さい」等。

   ②他の事件を例として掲げ、その例と同じような結果をもたらすと思わせるような表現。
   〔不可例〕「交通事故で△億〇〇〇〇万円を獲得しています。あなたも可能です」等。

   ③弁護士報酬についてのあいまいかつ不正確な表現。
   〔不可例〕「割安な報酬で事件を受けます」等。

   ウ) 誇大または過度な期待を抱かせる広告。
   〔不可例〕「当事務所ではどんな事件でも解決してみせます」、「たちどころに解決します」等。

   エ) 特定の弁護士または法律事務所と比較した広告。
   〔不可例〕「〇〇事務所より豊富なスタッフ」、「〇〇を宣伝文句にしている事務所とは異なり、当事務所は〇〇で優れています」等。

   オ) 法令や日本弁護士会連合会もしくは所属弁護士会の会則および会規に違反する広告。
   ①不当景品類および不当表示防止法に反する広告その他刑罰法規違反、名誉棄損・信用棄損、プライバシー侵害、著作権・商標権侵害となるもの。
   カ) 弁護士の品位または信用を損なうおそれのある広告。
   ①違法行為もしくは脱法行為を助長し、またはもみ消しを示唆する表現。
   〔不可例〕「法の抜け道，抜け穴教えます」、「競売を止めてみせます」等。

   ②奇異，低俗または不快感を与える表現。
   〔不可例〕「用心棒弁護士」等。

キ) 弁護士の選択にあまり重要でない事項を重要であるかのように強調し、優位な印象を与える表現。

〔不可例〕「〇〇地検での保釈ならお任せ下さい、元〇〇地検検事正」、「保釈の実積〇〇件（実際は保釈請求件数）、保釈なら当事務所へ」等。

ク) キャッチフレーズは、誤解や過度な期待を与えないよう注意してください。

①次の例は事実であれば、可とします。

〔表示例〕「市民の味方です」、「懇切丁寧にやります」、「闘う弁護士」、「モットーは迅速第一」等。

ケ) 役職・経歴などの表示。

①実体のない団体や休止団体または弁護士の社会的信頼・信用を損なう団体の役職、経歴は表示できません。

②役職、前履歴によって有利な解決が期待できることを示唆する表現はできません。

〔不可例〕「元特捜部検事です。検察庁に対する押しが違います」、「〇〇家庭裁判所の調停委員〇〇家庭裁判所に顔がききます」等。

コ) 第三者の証言や推奨文を利用した広告は弁護士の広告と同様の扱いとします。

サ) 専門分野と得意分野の表示。

①次の表示は評価を伴わないので可の場合と不可の例。

〔表示例〕「得意分野」、「取扱分野」、「取扱業務」等。

〔不可例〕「専門家」、「専門分野」、「スペシャリスト」、「プロ」、「エキスパート」等。

3. 表示できない広告事項。

ア) 訴訟の勝訴率。

イ) 顧問先または依頼者（ただし、顧問先または依頼者の書面による同意がある場合を除きます）。

ウ) 受任中の事件（ただし、依頼者の書面による同意がある場合および依頼者が特定されず、かつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除きます）。

エ) 過去に取り扱いまたは関与した事件。ただし、依頼者の書面による同意がある場合および広く一般に知られている事件または依頼者が特定されない場合で、かつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除きます。

(2) 司法書士の広告 (大阪司法書士会規則、運用指針)

1. 次の事項を表示してください。

ア) 氏名、司法書士である旨。法人会員名。

イ) 住所、電話番号。

ウ) 簡易訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする法人会員は、同業務を取り扱う事務所において特定社員が常駐していることを明らかにしてください。

2. 禁止される広告。

ア) 事実に合致しない広告。

イ) 誤導または誤認のおそれのある広告。

ウ) 誇大または過度な期待を抱かせる広告。

エ) 他の会員との比較広告。

オ) 他の会員を誹謗・中傷する広告。

カ）金品等の提供や供応をもって依頼を誘致するような広告。
キ）法令または会則に違反する広告。
ク）依頼者を表示した広告（ただし、依頼者からの文書による同意がある場合を除きます）。
ケ）受託中の案件または過去に取り扱いもしくは関与した案件を表示した広告（ただし、依頼者からの文書による同意がある場合を除きます）。
コ）その他司法書士の品位または信用を損なうおそれのある広告。

3. 禁止表現の具体例。
ア）実態が伴わないもの。
〔不可例〕「…研究会」、「…全国会議」、「…センター」等の団体名の表示。
「京都府…」、「滋賀県…」等公共団体を想起、関連させる表示。

イ）誇大または過度な期待を抱かせるもの。
〔不可例〕「当事務所ではどんな事件でも解決してみせます」、「たちどころに解決します」、「過払金100%回収」、「5年以上取引のある方・支払済みの方は過払金が取り戻せます」、「金融業者からの督促がなくなります」等。

（3）税理士の広告（日本税理士会連合会の「税理士の広告に関する取扱いについて」）

1. 次の事項を表示してください。
ア）氏名、会員および税理士法人の会員名。
イ）住所、電話番号。
ウ）業務に関する情報を適正に開示。

2. 禁止される広告について。
ア）事実に合致していない広告虚偽の表示。
①経歴等を偽った表示。
②実在しない人物、団体等の推薦文実体が伴わない団体や組織の表示。
③実体がないのに、「○○税理士グループ」、「○○研究会」等の団体名を表示。
イ）誤導または誤認のおそれのある広告。
ウ）誇大または過度な期待を抱かせる広告。
〔不可例〕「巧みに節税します」、「最高の税務知識を提供します」、「たちどころに解決します」、「税務調査省略になります」等。

エ）特定の会員または会員事務所と比較した広告。
オ）法令に違反する広告。

3. 表示できない広告事項について。
ア）税務行政庁在職時の具体的役職名。
イ）委嘱者の氏名または名称。
ウ）現在取り扱いまたは委嘱されている事案。
エ）過去に取り扱いまたは委嘱された事案。

（4）公認会計士の広告（日本公認会計士協会倫理規則）

1. 次の事項を表示してください。
ア）氏名または監査法人の名称。
イ）住所、電話番号。

2. 禁止される広告。
ア）業務、資格、経験に関して誇張した広告。

イ）他の会員を誹謗・中傷、または比較する広告。
ウ）真実の情報を誤って伝えること。
エ）法令または会則および会規に違反する広告。

（5）弁理士の広告

1．次の事項を表示してください。
ア）氏名または特許業務法人の名称・代表者名。
イ）住所、電話番号。
2．禁止される広告。
ア）事実に合致していない広告。
イ）誤導または誤認のおそれのある広告。
ウ）誇大または過度な期待を抱かせる広告。
エ）法令または会則および会令に違反する広告。
オ）弁理士の品位または信用を損なうおそれのある広告。

（6）行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士の広告

1．次の事項を表示してください。
ア）氏名または法人の名称・代表者名。
イ）住所、電話番号。
2．禁止される広告。
ア）事実に合致していない広告。
イ）誤導または誤認のおそれのある広告。
ウ）誇大または過度な期待を抱かせる広告。
エ）法令または会則および会令に違反する広告。
オ）各資格者団体の品位または信用を損なうおそれのある広告。

21. その他の個別広告

(1)動物取扱業における広告 (動物の愛護及び管理に関する法律〈平成25年9月1日改正〉)

業として、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養を営利目的で行う場合は、営業を始めるに当たって事業所・業種ごとに都道府県知事または政令市の長の登録が必要です。代理販売やペットシッター、出張訓練などのように、動物または飼養施設がない場合も、規制の対象になります。

第一種動物取扱業者の「犬猫等販売業者」は、販売に際し、購入者に現場確認・対面説明の義務や生後規制日(平成28年8月31日までは45日、それ以降は49日)を経過せずに販売、展示の禁止項目等がありますので、法令を順守してください。

◎ 実験動物・産業動物を除く、哺乳類、鳥類、爬虫類が対象です。

1. 必要表示事項は次の通りです。

ア)氏名または名称。

イ)事業所の名称および所在地、電話番号。

ウ)動物取扱業(第1種)の業種(販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん業、譲受飼養業)。

エ)登録番号(届出番号)。

オ)登録年月日(届出年月日)。

カ)登録の有効期間の末日。

キ)動物取扱責任者の氏名。

2. 動物取扱業の種別。

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売り、卸売りなどを目的とした繁殖または輸出入を行う業 (その取り次ぎまたは代理を含む)	小売業者 卸売業者 販売目的の繁殖または輸入を行う業者 露天等における販売のための動物の飼養業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者 美容業者(動物を預かる場合) ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者 映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者 出張訓練業者
展示	動物を見せる業(動物とのふれあいの提供を含む)	動物園、水族館、移動動物園、動物サーカス 動物ふれあいテーマパーク、乗馬施設 アニマルセラピー業者(「ふれあい」を目的とする場合)
競りあっせん業	動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこと	動物オークション(会場を設けて行う場合)
譲受飼養業	有償で動物を譲り受けて飼養を行うこと	老犬老猫ホーム

3. 第2種動物取扱業。
動物愛護団体の動物シェルター、公園等での展示等で非営利活動であっても、馬・牛等の大型の哺乳類、鳥類は3頭以上、犬・猫等の中型の哺乳類・鳥類、爬虫類は10頭以上、それ以外の動物は50頭以上の飼養施設を有している場合は、飼養施設の所在する都道府県等への届出が必要です。

(2)質屋・古物商などの広告 (質屋営業法、古物営業法)

質広告では質屋営業法の許可、古物商の広告では古物営業の許可、一般廃棄物処理業では市町村長の許可、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業においては知事の許可、金券ショップ(チケット商)では都道府県公安委員会の許可が必要です。
広告掲載に際しては、各許可証等の写しを提出してください。許可のないものは掲載できません。

(3)墓地の広告 (墓地、埋葬等に関する法律)

墓地または納骨堂の広告は、都道府県知事の許可を受けた地方自治体、宗教法人もしくは公益法人に限り掲載します。なお、自治体によっては、墓地の募集広告に制限があります。個々確認してください。

※京都市は、墓地、納骨堂の販売、案内および見学会の広告を禁止しています。(京都市墓地等許可取扱要綱)

1. 墓地または納骨堂の広告には次の事項を表示してください。
ア)墓地、納骨堂の名称および所在地。
イ)管理者の名称、所在地、電話番号
ウ)最寄りの交通機関と墓地までの距離または所要時間。
エ)総区画数、今回販売区画数および1区画の面積。
オ)永代供養料および管理料。
カ)経営許可番号。
2. 企業広告(販売目的ではない)の場合は、ウ～カを省略することができます。
※ペット霊園や葬儀の広告表示には制限がありません。
※京都市は、「京都市ペット霊園の設置等に関する条例」が施行され、ペット霊園や葬儀を行なうにあたっては、市長の許可が必要です。(京都市ペット霊園の設置等に関する条例〈平成27年7月1日施行〉)

(4)手形、小切手などの紛失広告

1. 手形、小切手などの有価証券紛失の広告では、原則として番号、金額、振出日、振出人、支払場所、支払期日、受取人等の券面記載事項を表示してください。
2. 「無効」という表現は除権判決前には効力が発生しないため、原則として無効と表示せず「無効のおそれがある」などの表現にとどめてください。
3. 紛失理由は警察が届け出を受理した場合を除き、「盗難」の表示はできません。
4. 本社所定の「京都新聞広告掲載申込書」に必要事項を記入のうえ提出してください。

(5)寄付金募集の広告

寄付金募集の広告は次の場合に限り掲載できます。
1. 社会福祉事業のための寄付金の募集広告は「社会福祉法」に基づく厚生労働大臣または都道府県知事の許可を受けたもの。
2. 国宝、文化財の修復などのための寄付金の募集は文化庁の承認を受けたもの。

3. その他の寄付金の募集は地方公共団体の許可を受けたもの（条例の場合はそれによります）。
4. その他、募集主体および寄付目的・方法に問題がないと本社が判断したもの。
※広告中で、チャリティー資金等の募集広告を行う場合は、その対象を具体的に明示してください。

（6）債権取り立てなどの広告

債権（売掛金、貸金、不渡り手形など）の取り立て、清算または示談引き受け（紛争の仲介）などに類するものは掲載できません。ただし、「債権管理回収業に関する特別措置法」の許可業者、債権管理回収業（サービサー）者は除きます。
また、定期預金、恩給証書、厚生年金証書などを対象とした売買、担保、譲渡などに関するものも広告の掲載はできません。

（7）係争中の広告

1. 係争にかかわる広告は、本社が特に認めたものを除き掲載しません。
2. 裁判中のもの、または係争に発展する可能性のある声明文などの広告も原則として掲載しません。
3. 謝罪広告、釈明広告は事実を確認のうえ掲載の可否を決定します。この場合は当事者の掲載承諾書を必要とします。

公正取引協議会一覧（公正競争規約の運用機関）

景品＝景品に関する公正競争規約を有している。
表示＝表示に関する公正競争規約を有している。

乳製品等

マーガリン公正取引協議会			表示
全国飲用牛乳公正取引協議会			表示
チーズ公正取引協議会			表示
アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会		景品	表示
はっ酵乳、乳酸菌飲料公正取引協議会			表示
殺菌乳酸菌飲料公正取引協議会			表示

飲料

全国トマト加工品業公正取引協議会		景品	表示
果実飲料公正取引協議会	果実飲料等、合成レモン		表示
全国コーヒー飲料公正取引協議会			表示
日本豆乳公正取引協議会			表示
全日本コーヒー公正取引協議会			表示
もろみ酢公正取引協議会			表示

食卓食品

日本即席食品工業公正取引協議会		景品	表示
カレー業全国公正取引協議会		景品	
食品のり公正取引協議会			表示
全国食品缶詰公正取引協議会			表示
全国粉わさび公正取引協議会			表示
全国削節公正取引協議会			表示
凍豆腐製造業公正取引協議会		景品	表示
全国生めん類公正取引協議会			表示
全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会			表示
ハム・ソーセージ類公正取引協議会			表示
全国食肉公正取引協議会			表示
日本パン公正取引協議会			表示
鶏卵公正取引協議会			表示

調味料

全国食酢公正取引協議会			表示
全国味噌業公正取引協議会		景品	表示
日本ソース業公正取引協議会		景品	
醤油業中央公正取引協議会		景品	表示
全国ドレッシング類公正取引協議会			表示
食用塩公正取引協議会			表示

菓子類等

全国チョコレート業公正取引協議会		景品	表示
全国観光土産品公正取引協議会			表示
(一社)全国はちみつ公正取引協議会			表示
全国チューインガム業公正取引協議会		景品	表示
全国ビスケット公正取引協議会		景品	表示
チョコレート利用食品公正取引協議会			表示
(一社)全国ローヤルゼリー公正取引協議会			表示

酒類

日本酒造組合中央会	清酒製造業、単式蒸留しょうちゅう製造業	景品	
	単式蒸留しょうちゅう、泡盛		表示
日本蒸留酒酒造組合	合成清酒および連続式蒸留しょうちゅうの製造業	景品	
ビール酒造組合		景品	表示
日本洋酒酒造組合	洋酒製造業	景品	
	ウィスキー		表示
日本ワイナリー協会	果実酒製造業	景品	
日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業	景品	
	輸入ウィスキー、輸入ビール		表示
全国小売酒販組合中央会			表示

家電・家庭用品等

ペットフード公正取引協議会		景品	表示
全国帯締め羽織ひも公正取引協議会			表示
(公社)全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電器製品業	景品	
	家庭電気製品製造業、家庭電気製品小売業		表示
全国釣竿公正取引協議会			表示
鍵盤楽器公正取引協議会	ピアノ、電子鍵盤楽器		表示
眼鏡公正取引協議会			表示
スポーツ用品公正取引協議会			表示
仏壇公正取引協議会			表示

化粧品等

防虫剤公正取引協議会			表示
化粧品公正取引協議会			表示
化粧石けん公正取引協議会		景品	表示
歯磨公正取引協議会		景品	表示
洗剤・石けん公正取引協議会		景品	表示

出版・サービス

新聞公正取引協議会		景品	
出版物小売業公正取引協議会		景品	
雑誌公正取引協議会		景品	
旅行業公正取引協議会	旅行業	景品	
	募集型企画旅行		表示
指定自動車教習所公正取引協議会		景品	表示

自動車等

(一社)自動車公正取引協議会	自動車業	景品	
	自動車業、二輪自動車業		表示
農業機械公正取引協議会		景品	表示
タイヤ公正取引協議会		景品	表示

不動産

不動産公正取引協議会連合会	景品	表示
(一社)北海道不動産公正取引協議会	景品	表示
東北地区不動産公正取引協議会	景品	表示
(公社)首都圏不動産公正取引協議会	景品	表示
北陸不動産公正取引協議会	景品	表示
東海不動産公正取引協議会	景品	表示
(公社)近畿地区不動産公正取引協議会	景品	表示
中国地区不動産公正取引協議会	景品	表示
四国地区不動産公正取引協議会	景品	表示
(一社)九州不動産公正取引協議会	景品	表示

医療

医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	景品	
衛生検査所業公正取引協議会	景品	
医療用医薬品卸売業公正取引協議会	景品	
医療機器業公正取引協議会	景品	

金融

全国銀行公正取引協議会	景品	表示